

地域デザインフォーラム・ブックレット No.22

# 住民主導によるまちづくりの促進

大東文化大学・板橋区  
地域デザインフォーラム

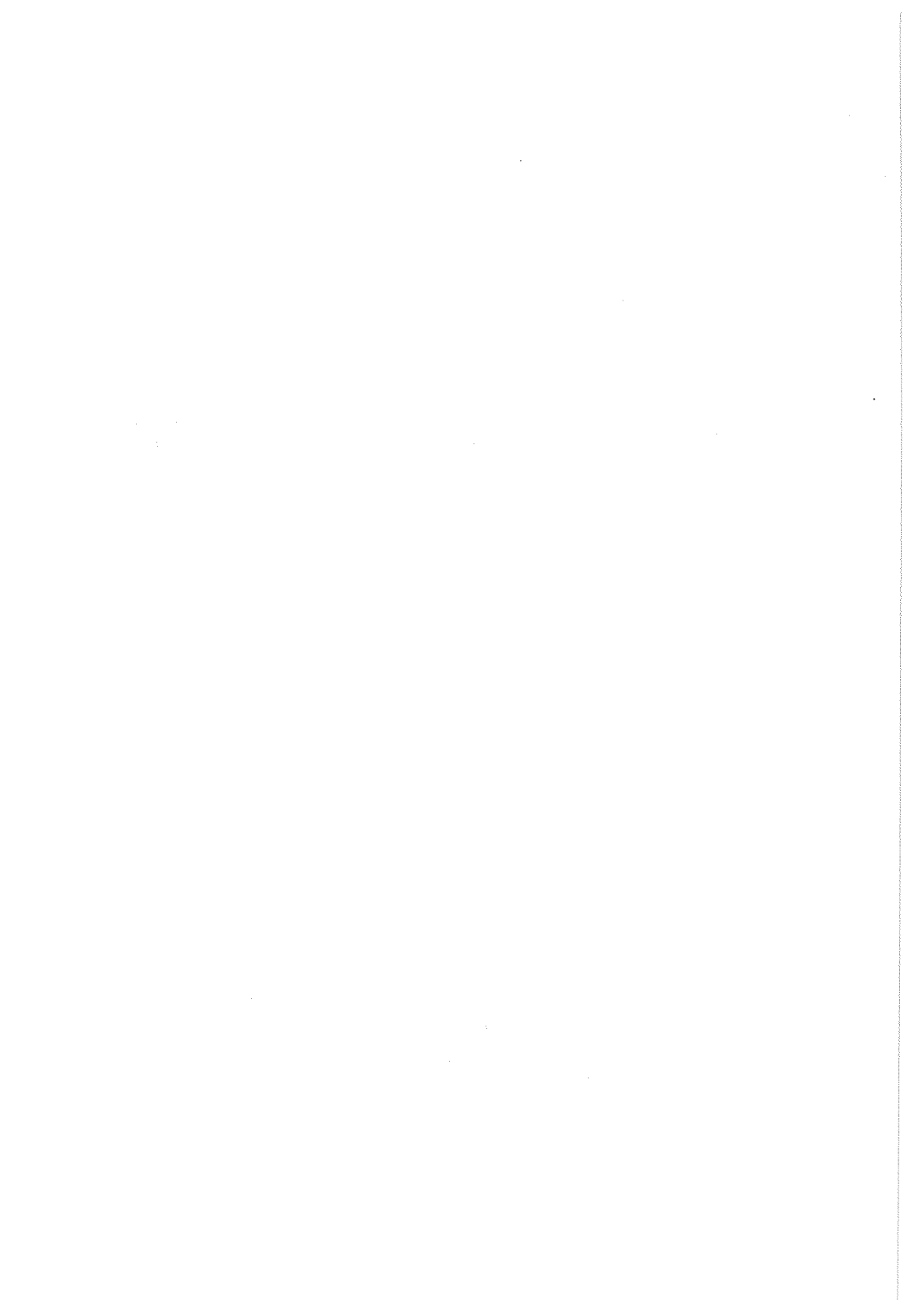
## 地域デザインフォーラム・ブックレット

- No. 1 コミュニティビジネスが地域を変える
- No. 2 板橋区民のコミュニティ意識調査
- No. 3 高齢者の社会参加の促進
- No. 4 産学公連携による学生ベンチャー支援
- No. 5 イノベティブな板橋をつくる—現代産業集積の研究—
- No. 6 コミュニティビジネスと地域の活性化
- No. 7 板橋区と大東文化大学の地域に開かれた「知の資源」
- No. 8 高齢者の社会参加の促進—総集編—
- No. 9 政策評価制度
- No.10 産業振興ビジョン策定に向けて
- No.11 住民参加
- No.12 新しい市民大学をめざして
- No.13 政策評価制度（総集編）
- No.14 地域の産業振興—ビジョン策定を受けて—
- No.15 協働社会の実現に向けて
- No.16 板橋コミュニティ・カレッジ構想
- No.17 元気な学生まちづくり
- No.18 シンポジウム「まちづくりと危機管理」
- No.19 少子化対策
- No.20 学生まちづくりの研究
- No.21 危機管理と自治体
- No.22 住民主導によるまちづくりの促進
- No.23 住民参加による「新評価事業」の展望

地域デザインフォーラム・ブックレット No.22

# 住民主導によるまちづくりの促進

大東文化大学・板橋区  
地域デザインフォーラム



# 目次

はじめに	1
第1章 板橋区における協働の実態と今後の取組み	3
1 板橋区における協働の実態	3
2 板橋区における今後の取組み	18
第2章 視察した自治体等の状況	29
1 葛飾区「市民活動団体（NPO）との協働事業提案制度」	29
2 宝塚市「まちづくり協議会」	34
3 池田市「地域コミュニティ推進協議会」	41
4 財団法人世田谷トラストまちづくり	45
5 特定非営利活動法人新開地まちづくりNPO	50
第3章 板橋区への提言	57
1 地域会議のあり方—予算提案権と自治力—	57
2 市民活動への支援—葛飾区・(財)世田谷トラストまちづくり・ 新開地まちづくりNPOの視察をふまえて—	62
おわりに	67
付属資料	69
付属資料Ⅰ 視察・ヒアリング報告	71
1 葛飾区視察報告	73
2 財団法人世田谷トラストまちづくり視察報告	81
3 兵庫県宝塚市視察報告	91
4 特定非営利活動法人新開地まちづくりNPO視察報告	107
5 板橋区政策企画課ヒアリング報告	117
6 「グループけやき」視察報告	129
7 「森の番所」視察報告	141

8	板橋区地域振興課ヒアリング報告	153
9	大阪府池田市視察報告	171
付属資料Ⅱ	第2分科会活動経過	187
付属資料Ⅲ	第2分科会研究員名簿	189
	執筆者一覧	190

## はじめに

2000年5月の大東文化大学学長と板橋区長との協定書に基づき、地域の政策課題を共同で研究するしくみとして始まった「地域デザインフォーラム」は、2009年度と2010年度の2か年度を第5期として活動した。

第5期の研究活動は、二つの分科会を設置してすすめられ、第1分科会は「板橋区の自主財源を考える」をテーマとし、第2分科会は「参加と協働のまちづくり」をテーマとした。

第2分科会が「参加と協働のまちづくり」を選択した理由は次の三点である。

第一は地方分権時代の自治体行政では、住民の参加と協働が住民自治の中核手段にならねばならないことである。いくら地方分権により団体自治がすすめられても住民自治が実質的に進展しなければ真の地方自治にはならない。そして住民自治が進展するためには住民自身が公共部門の活動に参加し、公務員とともに活動を支えていかなければならないのである。第二は、住民自治を具体的にすすめる動きが全国的に広がり、ボランティア等の協働による公共部門の活動や自治基本条例の制定・地域会議の設置等に見られる参加と協働の枠組みづくりが自治体ごとに模索され進展している段階にきているからである。第三は、国の事業仕分けの動きに触発されたのか、地方公共団体でも行政評価とは別に事業仕分けを行う自治体が増え、その場合に住民を評価・判定を下す側に直接委嘱して、住民の視点から事務事業の存廃を判断する動きが広まってきていることである。既存行政の評価・見直しに住民の視点を活用する動きも住民自治の重要な動向と考えたからである。

そこで、第2分科会は、内部に二つの班を設け、「参加と協働のまちづくり」の研究内容を、主として住民の参加と協働のしくみの下で今後のまちづくりの方向性にアプローチしていく班（以下「住民主導班」）と、住民の参加や住民視点のもとで既存行

政の評価・見直しを進めていこうとする班（以下「評価・見直し班」）の二つの班体制で研究活動を行った。端的に表現すれば、参加と協働を今後の公共部門の活動に生かす方策と捉えたのが住民主導班であり、参加と協働を既存行政の制度・運営の見直しに生かす方策と捉えたのが評価・見直し班である。

本報告書は、「住民主導によるまちづくりの促進」と題する住民主導班の報告書であるが、本書の構成は、以下の通りである。

まず、板橋区における協働の実態と今後の取組みを取り上げている。次に、参加と協働の視点から、地域デザインフォーラムの研究者が先進的な試みを実施している自治体を視察したので、他自治体の五つの事例を報告する。最後に、板橋区の実状と先進的自治体の視察から、板橋区への提言をまとめた。そこでは、現在板橋区で進めようとしている地域会議のあり方について、地域会議に予算提案権を与えること等を提言している。

付属資料として、視察・ヒアリングを行った報告書、第2分科会の活動経過、及び研究員名簿を掲載している。



# 第1章 板橋区における協働の実態と今後の取組み

この章では、板橋区役所の協働に関する現状と今後に向けた取組み、及び実際に地域課題を解決する活動をされている区内団体の状況について、視察やヒアリングを行った結果を報告する。

## 1 板橋区における協働の実態

### (1) 板橋区と社会貢献団体等との協働事業

#### ア 協働実績

板橋区は、特定非営利活動促進法（NPO法）に基づくNPO法人及び法人格を取得していない非営利活動を行う任意団体（例；ボランティア団体、ボランティアグループ・サークル、社会貢献活動を行っている各種連盟など）と区との協働事業について、調査を行っている。

最近の協働事業数は以下のとおりである。

図表 1-1 協働事業数

年度	協働事業数		協働団体数	
		うちNPO法人との事業数		うちNPO法人の数
2006	165	38	722	63
2007	174	46	746	63
2008	173	41	721	56

#### イ 協働形態

協働の形態は、以下のよう区分している。

##### ① 共催

板橋区と団体等が主催者となって、共同で一つの事業を行う。

## ②事業協力

板橋区と団体等との間で、それぞれの特性を活かす役割分担を取り決め（場合によっては協定書を締結するなど）、一定期間、継続的な関係のもとで事業を行う。

## ③委託

板橋区が団体等に対して、協働になじむ業務を委託する。

## ④実行委員・協議会

板橋区と団体等で構成された「実行委員会」・「協議会」が主催者となって事業を行う。

## ⑤情報提供・交換

板橋区が団体等から協働事業の提案を受けたり、区民ニーズや協働事業に関する意見を聞いたりする。

## ⑥その他

板橋区の「後援」や「補助金・助成金」など

## ウ 協働形態別の事業数

協働事業数を形態別に見ると、以下のような内訳となっている。

図表 1-2 形態別協働事業数

年度	共催	事業協力	委託	実行委員・協議会	情報提供・交換	その他
2006	13	102	31	3	2	14
2007	12	115	32	3	3	9
2008	14	110	36	5	1	7

ここ数年の協働事業に関しては、年度により若干の違いがあるものの、ほぼ同じ形態・事業数で行われており、「事業協力」が最も多く、60%以上を占める。

板橋区では、これらの協働事業は各主管課で独自に行われており、区として統一した協働ルールを設けているわけではない。この点については、第2章の1で述べる葛飾区が協働事業提案制度を導入した2005年度当時と同じ状況である。

## (2) いたばしボランティア基金

### ア 目的、経緯

板橋区では、地域のボランティア活動の活性化を目的として、ボランティア活動を資金面で支援する「いたばしボランティア基金」を設置している。

区では、ボランティア活動が円滑・活発に行われるよう、1997年に「ボランティア活動推進条例」を制定した。ボランティア活動推進協議会による検討の中で、区民がボランティア活動を資金面で支援する基金の設置が提言され、2000年3月に「いたばしボランティア基金」が創設された。

### イ 基金の調達、残高

区の一般財源からの支出は行わず、区民・団体・企業からの寄付金により、基金の資金を積立て活用し、2010年3月末現在で約24,140,000円となっている。

### ウ 基金による支援事業

ボランティア団体、市民活動団体、NPO法人が、区内又は区民を対象とし、次に掲げる事業を実施する場合について、助成する。

- ① ボランティア・NPO活動の参加を啓発する事業
- ② ボランティア・NPO活動に関する知識や経験を高める事業
- ③ NPO法人の設立（板橋区内）に係る経費
- ④ 活動の拡大に要する設備及び機材の購入に係る経費

対象事業は公募し、公開のプレゼンテーションを経て、審査会により決定する。

### エ 補助金額

事業の実施に係る必要資金の3分の2以内で上限15万円となっている。なお、上記ウの事業④については、上限は10万円に抑えられている。

## オ 実績

いたばしボランティア基金による支援事業の実績は、次のとおりである。

図表 1-3 基金による支援事業

年度	支援事業数	補助金の合計
2008	4 件	384,000 円
2009	6 件	699,000 円
2010	6 件	575,000 円

### (3) いたばし総合ボランティアセンター

#### ア 開設の経緯

板橋区社会福祉協議会（以下「社協」という。）は、区内のボランティア活動の推進を目的として1991年4月に「板橋ボランティアセンター」を開設し、ボランティアコーディネート、ボランティアグループ支援、情報紙発行、各種ボランティア講座、夏季ボランティア体験事業、ボランティア保険加入業務、福祉機器リサイクル事業など、区内のボランティア活動の窓口としての役割を果たしてきた。

1995年の阪神・淡路大震災をきっかけとしたボランティア活動に対する関心の高まりや、生きがいのある充実した日々をおくりたいという人々の増加などを背景として、板橋区は1997年に「板橋区ボランティア活動推進協議会」を立ち上げ、総合ボランティア構想、ボランティア活動環境の整備、ボランティアに関する区民意識の醸成をテーマとして6年に及ぶ検討を重ねた。

この間、1998年には特定非営利活動促進法（NPO法）が施行されたことにより、社会貢献活動が活発化し、さらなる活躍が期待されるようになった。

区では、協議会による検討の結果、2004年に「仮称いたばし総合ボランティアセンター」設置に関する基本構想が策定され、基本理念として、ボランティア・NPOの自主的・自発的活動の

推進施策を総合的に実施することがうたわれた。この構想の中で、当面は区民・NPO法人・社協・板橋区の四者により企画・運営をしていくこととし、将来的にはボランティアやNPOの自主的運営による住民主体の中間支援組織を目指すとして規定されている。

この基本構想を踏まえ、2005年に四者からなる運営委員会を設置し、運営計画作成の後、2006年に「いたばし総合ボランティアセンター」(以下「センター」という。)が開設された。

## イ 組織

センターは役員会、運営委員会、事務局で組織されている。

### ①役員会

センターの経営管理を行い、運営委員会の運営方針や事業計画案などを決定する。区民・協働NPO法人・社協・板橋区より各2名、学識経験者1名の計9名で構成されている。

### ②運営委員会

センターの運営管理、方針、事業計画の立案を行う。区民4名、協働NPO法人・社協・板橋区より各1名、学識経験者1名の計8名で構成されている。

### ③事務局

センター事業の運営及び実施に係る庶務を行う。協働NPO法人より2名、社協より4名の計6名で構成されている。

## ウ 四者の役割

センターは、区民・協働NPO法人・社協・板橋区の四者が役員や運営委員となり企画・運営されているが、四者の役割の特色は以下のとおりである。

### ①区民

センターにかかわる全ての活動を支援するとともに、センターの適正な運営を行う。

### ②協働NPO法人

従来の行政や社協では十分に対応しきれない問題への対応を含み、センター活動の一翼を担う。

### ③社協

社協継続事業の経費（事務費・事業費）と社協職員人件費の一部を負担する。

### ④板橋区

センターにおける人件費（社協負担分を除く）やボランティア・NPO活動推進に係る経費（事務費・事業費）の負担、センター事務所やボランティア・NPO活動推進に係る施設の提供、備品の貸与などを担う。

## エ 事業内容

センターの主な事業内容は以下のとおりである。

- ①ボランティア・NPO活動に関する相談・紹介
- ②ボランティア・NPO活動に関する情報提供
- ③NPO法人の設立相談
- ④ボランティア・NPO活動に関する講座・イベントの実施
- ⑤ボランティア・NPO活動の場・設備の提供
- ⑥ボランティア・NPOのネットワークの推進
- ⑦ボランティア保険、行事保険の取扱い窓口
- ⑧災害時のボランティア活動拠点の整備

## オ 2009年度活動実績

板橋区負担額事業として「いたばしボランティアフェスタ2009」を開催し、45団体の参加、延べ2,500名の来場者があった。そのほか「ヤングボランティア養成講座」「災害ボランティア拠点事業」「いたばしボランティア・NPOの集い」等を実施した。

社協負担額事業としては「ボランティア基礎講座」「夏季ボランティア活動体験事業」のほか、ボランティア情報誌の発行、ホームページの運営、福祉機器等の貸出等を行った。

相談業務実績は、ボランティア相談1,357件、小中学校の総合学習としての相談業務19校と職員派遣13校、高校の奉仕体験活動としての相談6校と職員派遣6校、講師依頼5件となっている。

また、施設利用登録団体は70団体（2010年3月末日）あり、

延べ2,272団体、延べ39,743人に施設貸出を行った。

#### カ いたばし総合ボランティアセンター区民提案型公募事業

板橋区地域振興課の「いたばしボランティア基金の活用による補助金」を補うものとして、センターでも区民提案型事業を公募し、必要な資金の助成を行っている。

助成対象は、区内で活動するボランティア団体及びNPO法人、学校、企業、個人で、区民を主たる対象とした次に掲げる事業を実施する場合である。

- ①ボランティア及びNPO活動の参加を啓発する事業
- ②NPO法人の設立
- ③地域課題の解決に向けた先駆的・モデル的な取組み事業
- ④いたばし総合ボランティアセンター運営委員会がボランティア・NPO活動の普及・推進のために必要と認める事業

助成金額は、原則として1事業につき10万円を上限としている。

助成金申請者は公開による事業説明を行い、審査会により助成事業が決定される。

2009年度は2回募集し、合計13団体から申請があり、5団体に交付を決定した。2010年度第1回は課題発信型公募事業（児童・青少年のボランティア活動普及促進事業）として2団体の応募に対し1団体、区民提案型公募事業（地域の課題に対して積極的に取り組む事業）として5団体の応募に対し3団体の交付決定を行った。第2回は区民提案型のみで2団体と2個人への交付を決定したことにより、2010年は合計8団体・個人への交付となり、前年度よりは増加している。

#### キ 評価と課題

センターの設立により、社協が主に扱っていた福祉分野のボランティア活動から、子育て支援、外国人支援、災害救援、まちづくり、自然保護など様々な分野へと活動が多様化、活発化し、ボランティア間のネットワークが広がったことは評価される。また、

ボランティアフェスタの参加団体・参加者数は増加しており、ボランティア活動促進の成果をあげていると言える。

一方、今後の課題としては、センターが中間支援組織としてさらに専門性を高め、機能を強化することが求められている。区では、センターの窓口受付時間や職員体制の拡充、社会起業家への支援、企業CSR促進、地域との連携強化など、センターの運営に関する見直しが行われている。

ボランティア・NPO団体からは、活動の開拓やコーディネートの、活動場所の拡大、活動資金確保等の要望がある。これらに対する支援はもとより、センターに拠点を置くボランティア・NPO団体との関係を強固なものとし、センターを拠点としていない団体へもネットワークを拡充し、区内のボランティア・NPO活動をさらに活発化していく必要がある。そのうえで、区が現在設置を推進している地域会議（第1章2（2）参照）において、ボランティア・NPO団体も地域の一員として重要な役割を果たすことが期待される。

#### （4）森の番所

2010年6月16日（水）の午後2時から5時まで、民間交番「森の番所」を訪れた。「森の番所」は、ときわ台駅周辺における防犯・防災活動を進め、地域住民の安全・安心に寄与することを目的とした活動を実践しており、この内容を中心に説明を受けた。

#### ア 開設の経緯

ときわ台駅南口にある商店街は飲食店を中心としており、治安対策には特に関心が深かったため、2002年頃から交番誘致運動を進めていた。2006年度「東京都特定施策推進型商店街事業」の補助対象の中に、治安（地域の防犯拠点の整備）として民間交番設置事業が提示されていたことから、常盤台駅南口商店会で交番誘致の代替としてこの事業に応募し、認可された。その後、この事業が地域全体にとってプラスになるという判断から、関連町会の有志が核となって、第三者的組織「南ときわ台民間交番管理



運営委員会」を2006年10月に立ち上げた。

同年12月17日に「森の交番」として開所したが、「交番」は公用語になっているということから、翌年1月1日に「森の番所」と改称した。

## イ 管理運営団体

「森の番所」(以下「番所」という。)の管理運営を行う「南ときわ台民間交番管理運営委員会」の構成は、常盤台駅南口商店会のほか、隣接の常盤台銀座商店街振興組合、常盤台南口神社通り商盛会、さらに、商店会が属する町会である南常盤台一丁目町会、南常盤台二丁目町会、地域内の福祉施設である社会福祉法人JHC板橋会をメインとして位置づけている。また、協力団体として、隣接する六町会、地域内の小中学校・同PTAにも参画を依頼している。

役員構成は、会長、副会長、幹事長、事務局長、事務局次長が各1名、幹事、会計、庶務、監事が各数名となっている。会員は一般会員、賛助会員、特別会員で構成されている。

会員は当初115人集まったが、現在は86人(一般会員47人、賛助会員35人、特別会員4人)となっている。

活動主体は一般会員だが、番所に常駐する等、活発な活動をしているのはこのうちの3分の1ほどである。

## ウ 開設の目的

番所は、ときわ台駅周辺における防犯・防災等の事業を遂行し、地域住民の安全・安心に寄与することを目的としている。

## エ 活動内容

### ①常駐

2人1組、1日3交代制(午前;8時~12時、午後;13時~17時、夜間;18時~21時)で、年中無休の常駐を続けている。交通安全運動を含めると、2008年度は延べ1,690人、2009年度は延べ1,730人が常駐した。会員は町会・商店

会等で仕事を持っている方や高齢の方が多いため、特定の方が常駐を主に担っているという課題がある。

#### ②パトロール

時間帯は不定だが1日1回パトロールすることを原則としている。警察犬の訓練を受けた大型犬ラブラドルレトリバーの「まる」と一緒にパトロールすることもあり、町の人気者となっている。

#### ③情報の収集管理

番所には板橋区から週1度犯罪情報が届き、警察とも緊密な連絡を取り合っている。

また、番所で道を聞く方からの情報や町の噂話、パトロール時の見聞などにより、常時新鮮な情報が集まることから、問合せの多い店の地図を貼り出すなどして道案内等に活用している。

#### ④交流

番所は年中無休で常に人がいることから、地域の人が挨拶しあったり、つどったりする交流の場となっている。

### オ 活動の特徴

番所の管理運営をする「南ときわ台民間交番管理運営委員会」は基本的にはボランティアで、建物等の維持管理経費は会員の会費で賄っている。活動しながら、経費も負担するという一方で、活動されている方々のこの事業にける熱意とボランティア精神により、番所が成り立っている。

番所設立の契機が地域の課題解決だったということもあり、防犯・防災という公共的な活動で地域の方々が自主的にマンパワーと資金を出し合っておられ、まさに昨今話題となっている「新しい公共」を実践されているといえる。

また、番所は週5日開所する予定であったのを年中無休とするなど、地域で求められる役割を柔軟に果たしていく活動姿勢により、認知度が上がり、皆に親しまれる「まちの番所」になっている。地域の人々から寄せられる反応のうち、およそ8割は好意的

な意見であるという。

## カ 活動による効果

### ①防犯・防災

番所開設後、駅前や商店街で夜にたむろし騒いでいた中学生・高校生の姿が見えなくなったこと、自動車・バイク・自転車の違法駐車が減ったことから、防犯・防災の効果があり、犯罪の抑止力ともなっている。近隣住民からも「夜間帰宅時に、番所の灯りを見ると安心する」という声が寄せられ、番所の存在意義は大きい。

### ②人の交流

先述のとおり、番所は地域住民の交流の場であるとともに、運営側の会員にとっても、例えば退職後の活動の場、居場所としての役割も果たしている。

### ③地域の活性化

番所は新聞、週刊誌、ラジオ放送等のマスコミによって好意的に報道され、区外にも名を知られるようになってきている。防犯・防災のみならず、まちの拠り所として様々な役割を果たしていることから、各方面からの視察も多く、常盤台地区の活性化に貢献しているといえる。

## キ 今後の課題・将来像

現在、番所の会員は中高年層が多いが、今後は若年層への拡大を含めた会員数の増加が課題である。高齢化が一層進む中、シニア世代の方々が地域の活動により積極的に参加されるよう、身近な住民による勧誘の力が期待される。

また、番所は、性別、年齢、経験、所属にかかわらず、地域を語るつどいの場「サロン」となることを目指している。さらに、高齢者や中学生のボランティア参加や学校の体験学習の場となるなど、様々な活動についても検討されている。今後も多様な地域のニーズに応じて、番所が地域の拠点としての役割を果たしうると考える。

## ク まとめ

住民の力で運営を継続していく裏には、人的・資金的に大きく貢献する「キーマン」が存在している。行政をあてにしすぎず、民間ならではの活動を目指すという信念や、事務局長の町会活動、郷土芸能保存、国際交流等々の多彩な活動経験によって、番所では、行政には不得手である臨機応変、柔軟な地域活動が可能となっている。板橋区内での先進的な住民活動であることから、番所がさらに地域に根付いた交流の場となっていくよう、願うとともに、活動を担う住民を増やすためにどのような方策をとられていくか、今後とも期待をこめて見守りたい。

### (5) グループけやき

2010年6月13日(日)の午前8時から11時まで、板橋区前野町一丁目にある「けやきの公園」を訪れた。けやきの公園では、板橋区地域がつくる公園制度に基づく団体「グループけやき」が活動しており、グループけやきの活動を視察するとともに、その活動内容等について説明を受けた。

## ア 板橋区地域がつくる公園制度

板橋区地域がつくる公園制度(旧公園の里親制度)は、地域の共有財産である身近な公園を地域住民で見守ることにより公園の美化と郷土愛の醸成に寄与することを目的とし、板橋区と地域住民が公園の管理について互いの役割を決め一緒に管理するための協定を結ぶというものである。

具体的な役割分担は、公園の清掃・除草・簡易な刈込み・遊具の点検等を地域住民が結成したグループで行い、ごみの回収・トイレの清掃・樹木剪定・遊具の修理等を区で行うというものである。

なお、地域住民で結成するグループは、町会でなく、かつ誰でも参加できる開放的なグループであることが求められ、活動費の支給と倉庫の貸与を受け一方、区への活動報告書・経理状況報告書を提出する義務を負う。

2010年4月1日の時点で、区立公園333か所及び公園以外の遊び場等板橋区管理地24か所、合計357か所のうち、板橋区地域がつくる公園制度に基づくグループが活動する公園等は24か所となっており、今回視察したグループけやきが活動するけやきの公園もこのうちの1か所である。

## イ グループけやきの活動内容

けやきの公園は、地元要望に基づいて板橋区（土地開発公社）が取得した用地を、ワークショップ方式で整備した公園である。グループけやきは、このワークショップを行っていたメンバー40人ほどを中心に結成されたボランティア団体で、公園の里親制度（現在では「地域がつくる公園制度」へと名称変更。）第1号の団体として区と協定を結び、公園の維持管理を10年にわたって担っている。

グループけやきでは、結成の際に確認した目標 ①自然との共生 ②地域住民との交流 ③防災の拠点 を大きな柱とし、阪神・淡路大震災での教訓を忘れずに「地域交流」を第一の目的としている。このため、公園の維持管理の他に、地域との交流イベント等の活動も行っている。

また、グループけやきのメンバーが、グループけやきの他に、花づくりグループさくらの会を結成し、けやきの公園内で、野草を中心とした花壇の維持管理を行うとともに、寄せ植え講習会やハーブティーの集いなどの行事も行っている。

活動の主な内容は次のとおりである。

- ① 毎週日曜日午前9時（夏季は午前8時）から、公園の清掃・除草、設備や柵の簡易な補修等
- ② 花壇の手入れ、樹木の剪定、堆肥づくり
- ③ 公園コンサート、防災体制、餅つき体験、こいのぼり大会、七夕まつり、芋煮会、地域との交流イベント等
- ④ 近隣小学校の総合学習時間などにおける協働作業（区立富士見台小学校児童による公園美化活動など）
- ⑤ けやき通信・さくらの会通信の会報発行、ホームページによ

る広報活動

⑥ 地域のお祭りの際の場所提供

なお、活動にあたっての資金は、大きく分けて次の二つから調達されている。

① 区からの助成金

区みどりと公園課に確認したところ、区からの助成金は報償費としてグループに支払われ、その金額は活動面積等に応じて算定されている。

② イベントからの収入

年間8回程度自主開催しているイベント等で、ハーブティー等の販売を行うことにより得た収益金を、グループの運営に回している。

ウ グループけやきの特徴と活動継続の秘訣

グループけやきに登録しているメンバーは、ワークショップのメンバーをベースに40人ほどであるが、実働は15人程度。イベントの際に集まってくるボランティアも含めると20～30人が活動している。

メンバーの年齢構成は比較的高齢であり、最高年齢は95歳、男女構成は半々程度である。居住地は周辺地域が中心であるが、必ずしも周辺地域に限らず、いたばし総合ボランティアセンターの情報をはじめ、広報、ホームページや掲示板のけやき通信を見て活動の趣旨に賛同した人たちも集まってくる。

グループけやきの活動面等での特徴は次のとおりである。

- ① グループ内に上下関係は無く、気軽に意見を言ったり、アイデアを出し合えたりできる。お互いの身分をあまり明かさずに、前職や肩書き等にとらわれない人間関係づくりをしている。
- ② グループの活動に賛同し、グループに入りたい人の入会は原則自由、退会も同様で参加しやすい。
- ③ 毎週の活動後に意見交換をし、メンバーの特技やアイデアを活かして活動に結び付けている。

- ④ 活動への参加の強制はしない。メンバー個人個人が、無理をせず自分のできる範囲での活動を行っている。
- ⑤ 地域の小学校、町会、商店会や企業と協働し、活動のすそ野を広げている。
- ⑥ ホームページを作成して公開し、また会報を発行するとともに、掲示板において活動内容を周知するなど、広く情報を発信している。
- ⑦ グループの活動により、町会、自治会、商店会、企業、学校など、いわゆる「地域コミュニティ」の結束が強化されている。

2010年4月、グループけやきは結成10周年を迎えている。10年もの長きにわたり任意団体であるボランティアグループの活動が継続している秘訣として次のことが挙げられる。

- ① グループの中で「偉い人」を作らないことを不文律としている。グループ内で上下関係はない。
- ② 仕事分担についての強制はなく、一人ひとりが公園のために良かれと思う清掃や除草等を自主的に行っている。ただし、活動後のミーティングで、お互いの仕事の位置づけについて緩やかに確認が行われている。
- ③ 活動のPR方法がしっかりしている。ホームページの作成・更新に力が入れられているほか、紙ベースのけやき通信の発行や、公園内の掲示板の有効活用も行われている。
- ④ グループ内にキーマンが複数いる。キーマンの共通した特徴は、明るく、気さくで、積極的で、話好きで、地域に愛着を抱いていることである。
- ⑤ 区役所に地域住民（グループ）の意向を受け入れるキーマンがいた。用地買収の要望に応えるとともに、ボランティア活動の要望に対しても公園の里親制度を創設して応えた。

## エ 「地域がつくる公園制度」に対する考え方と活動に対する今後の課題

ヒアリングから明らかになった「地域がつくる公園制度」に対

するグループけやきの考え方は次のとおりである。

- ① 資金を使えば良い公園づくりができる訳ではなく、人と人との信頼関係があってこそはじめて、地域の公園づくりが可能である。
- ② 地域住民が知恵を出し合い、それぞれの特技を生かしつつ、行政と一緒にあって“生きている公園”づくりを進めることが大切であり、このようないわゆる“けやき方式”の公園づくりが各地に広まっていくことを願っている。
- ③ “生きている公園”に携わることで、グループのメンバーもまた“生かされている”。

また、活動に対する今後の課題について、グループけやきは次のように答えている。

「次世代の育成が最大の課題である。グループのメンバーは高齢化してきている。一方、地域の若い30代から40代の人たちは仕事や子育て等で多忙で、活動に参加できない。定年で仕事を終えた人たちが、自分の居場所づくりの一環として活動に参加してくれることを期待している。」

この答えは、高齢期を迎えた地域住民の“生きがいづくり”が活動継続の鍵を握っていることを示唆している。

## 2 板橋区における今後の取組み

### (1) 自治基本条例

#### ア 自治基本条例の位置付けと各自治体の制定状況

自治基本条例は、「自治体の憲法」などとも呼ばれ、自治体運営の基本原則などを定めたものである。制定した自治体により違いはあるものの、概ね次のような内容がその条例の中に定められている。

- ① 自治体運営のための基本原則（自治の基本理念、自治体運営の方向性・将来像、情報の共有、住民参加・協働の推進など）
- ② 自治体と住民のそれぞれの役割と責任（首長・議会・職員の



責務、住民・企業等の責務など)

- ③ 自治を推進するための仕組み（情報の公開、審議会への住民参加、住民投票の仕組みなど）

各自治体における自治基本条例の制定状況についてであるが、2001年4月1日に北海道ニセコ町で施行された「ニセコ町まちづくり基本条例」が、全国で最初の自治基本条例と言われている。その後、およそ200の自治体で自治基本条例が制定された。特別区にあっては、2003年に杉並区、2005年には文京区、中野区、足立区、そして2006年には豊島区で自治基本条例が制定された。また、2010年には、さらに墨田区、新宿区、練馬区で自治基本条例が制定されている。

## イ 自治基本条例制定の背景

多くの自治体で制定が進んでいる自治基本条例であるが、その制定の背景として、次のことが考えられる。

- ① 地域主権（地方分権）推進の流れ  
住民自治の一層の推進に向けて、自治体の自己改革が求められている。
- ② 行政ニーズの多様化  
住民の行政に対するニーズが多様化してきており、行政運営への参加の意欲も高まってきている。
- ③ 厳しい財政状況  
少子高齢化の進行や景気の低迷に伴う税収減・支出増により、自治体が厳しい財政状況に置かれている。

これらのことを踏まえると、財政状況が厳しくなり多様化する行政ニーズに応えられなくなった自治体が、住民の行政運営への参加と協働を進めることを切り札にすることで、支出を削減し財政難を乗り切ると同時に、一層の住民自治を推進することが可能になり、このことを制度的に保障するために自治基本条例の制定を進めていると言える。

## ウ 自治基本条例制定に向けた板橋区の動き

板橋区では、自治基本条例の制定に向け、自治基本条例等検討委員会及び区民参加の「板橋区自治基本条例区民ワークショップ」を立ち上げた。この区民ワークショップは2010年6月から開催しており、自治基本条例に盛り込むことが望ましいと考えられる内容の検討を進めている。

このワークショップへの区民の応募状況であるが、定員50名程度に対し49名の区民が応募している。また、この区民ワークショップでは、議論の際のファシリテーターを委託業者が行い、区職員や大学教授等が連携しサポート役を担っている。

区民ワークショップのスケジュールであるが、ワークショップでの検討結果を踏まえ、2011年3月までに最終報告書を区長に提出する。これを受けて、2011年度には、自治基本条例のための委員会を設置して条例案を検討し、その後、区議会に条例案を提出するという流れになっている。ただし、他自治体の状況を見ると、首長提案の条例案そのままでは認められないケースもある。

## (2) 地域会議

### ア 板橋区の地域の現状

現在、板橋区内には約220の町会・自治会が存在しており、そのうちの約200の町会・自治会が板橋区町会連合会に所属している。板橋区町会連合会には18の支部があるが、これに対応するかたちで区の組織である地域センターが同じく18か所設置されている。

板橋区の各地域では、青少年健全育成事業については板橋区町会連合会の支部単位（地域センター単位）で18の青少年健全育成地区委員会が、環境活動についても同じく板橋区町会連合会の支部単位（地域センター単位）で18の地区環境行動委員会が、防災活動については町会・自治会を母体とする210の住民防災組織が、区から委託あるいは補助を受ける等してそれぞれの活動を実施している。

具体的には、青少年健全育成事業については、町会・自治会代

表やPTA代表等の住民ボランティアで運営する青少年健全育成地区委員会を、地域センター職員を中心とした区職員がサポートするとともに、区から委員会に対して委託料を支払うかたちで助成を行っている。

また、環境活動については、同じく住民で運営する地区環境行動委員会に対して、消耗品の補助を区から行っている。

一方、防災活動については、町会・自治会を母体とした住民防災組織によって実施しているが、この活動に対しても区から補助が行われている。

現在、板橋区の町会・自治会では、リーダーの高齢化が進んでおり、その平均年齢は70歳を超えている。このため、将来的に地域の活力が低下することが懸念されている。これと同様に、青少年健全育成地区委員会、地区環境行動委員会、住民防災組織についても、近年は構成員の高齢化や委員等の重複化が進んでいる地域があり、現在と同様の活動が今後も継続できるか懸念されている。

一方、地域には、町会・自治会のほかに、NPO、ボランティア団体、商店会、企業、PTA等も存在しており、地域活動を維持していくためには、これらの団体等が連携し、地域の問題を共有することによって、新しい地域社会を創造する必要がある。そのためには、これら個々の団体のベクトルを整理するための会議体の設置が必要となってくる。

## イ 地域会議が提言された経緯

このような地域の状況の下、板橋区では、2007年11月に「自治力UP」推進協議会（以下「協議会」という。）を設置した。この協議会は、少子高齢化の進展や社会経済情勢の変化により顕在化した「地域活動の担い手の高齢化」、「住民の無関心」、「情報が共有できない」などの地域社会が抱える課題を解決することのできる、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という気概に溢れた自治力豊かな地域社会を実現することを目的として設置した

ものである。1年以上にわたり自治力を向上させる方策等について検討を重ね、その最終報告が2009年1月にまとめられた。

この報告によると、自治力向上のためには「新しい協働の仕組み」が必要であり、これを実現するための課題について、①地域における体制＝関係づくり ②区の支援・推進体制＝環境づくり ③協働を推進していく制度＝行政の見直し の三つの視点から整理されている。このうちの①地域における体制＝関係づくりの中で、「地域の多様な主体がお互いの顔を知り交流するための場の設定が、協働を拡充していく」として、「自治力UP」地域会議の設置について提言があった。

区は、2009年8月、「自治力UP」推進会議（以下「会議」という。）を設置し、協議会の提案中、最も大きな柱であった「地域会議」の設立に向け、地域会議の位置付け・構成・主な活動などの基本的枠組みについて検討を行った。これらの検討結果については、2010年3月に「自治力UP」推進会議検討結果報告「『自治力UP』地域会議の推進について」としてまとめられた。この中で、地域会議の設立に向け、①地域における協働意識啓発のために、区に協働推進担当係長を新設 ②地域情報連絡会を開催し、区が事務局機能を担う ③地域会議の設立に向けた人材支援・準備支援 という段階的な区の支援体制が提言された。この段階的支援体制の提言の主旨は、新設の担当係長のもと、地域の情報共有を目的とした「地域情報連絡会」の設置により地域の縦割りを排除し横の連携を充実させ、その上で、地域の課題解決や活性化を目的とした「地域会議」の設立を図る、というものである。

## ウ 地域会議の基本的枠組み

以下、会議の報告書が示す地域会議の基本的枠組みを示すとともに、若干の補足を加える。

地域会議とは、それぞれの地域が抱える課題の解決とコミュニティの活性化を目的として、地域住民、町会・自治会、商店会、企業、NPO・ボランティアなどの地域の様々な団体が主体

となって、それぞれの持つ情報を共有し、共通の課題の解決に向かって、対等な立場で連携・協力して取り組んでいくネットワーク組織である。地域会議は、行政の指導のもとに義務的・強制的に設置されるものではなく、地域の人々の主体的な意思で設置されるもので、地域住民と既存の各団体等が連携・協力することによって補完し合い、自治力の相乗効果を生み出すことをねらいとしたものである。

地域会議の具体的な活動内容については、それぞれの地域会議の中で自由に設定されるべきものであるが、概ね次のような活動を想定している。

- ① 地域団体の活動や地域の状況等の情報交換
- ② 地域課題に関する情報の共有と解決策の検討
- ③ 地域福祉の向上に資する地域主体の行事の運営に関する協力体制の構築
- ④ 地域の課題解決に向けた区との協働事業の企画提案

地域会議の地域の範囲については、原則として地域センターの区域を基本単位とするが、各々の区域の事情により柔軟に対応することとしている。区内18か所ある地域センターの区域を基本単位とすると、1地域あたりの人口は、平均で約2.9万人となる。

地域会議の定期的な会議場所や事務局の主な活動拠点については、各地域会議が独自に確保できることが望まれるが、必要であれば、区は区の施設を地域会議の主な活動拠点とすることを検討するとしている。

## エ 地域会議設立に向けた板橋区内の動き

2010年度から、各地域において区の支援のもと地域情報連絡会の設置を推進し、2011年度以降、設立の機運が高まった地域から、住民の主体的な意思に基づき、地域会議への移行を区が支援していく予定である。各地域の状況であるが、2010年5月に桜川地域情報連絡会が、同年6月に仲宿地域情報連絡会が、同年10月に前野町、常盤台、徳丸、大谷口の各地域において地域情報連絡会が開催された。この後も各地域で開催が進み、同年12

月までに合計9つの地域で地域情報連絡会が開催された。

これ以降の予定であるが、地域会議の設置については、地域の自主性を尊重しつつ、長い期間をかけて進めていくべきものであり、拙速に立ち上げることや数多く立ち上げることは重要でないとの判断から、数値を示した設置計画等は定められていない。

## オ 23区における地域会議体の設置状況

板橋区が設立の支援を始めた「地域会議」と類似した地域会議体（協働型地域プラットフォーム）の23区における設置状況であるが、現在9区で既に設置されている。以下に、このうちの目黒区、新宿区及び豊島区の設置状況を示す。

目黒区での地域会議体の歴史は古く、30年以上前の1974年度に「住区住民会議」として設置されている。住区住民会議は、コミュニティ活動の活性化を目的として、地域住民、町会・自治会、PTA、商店会、社会教育団体、地域活動団体、事業者などによって構成される、自主的・民主的な団体である。活動内容は、住みよいまちづくりのための話し合い、地域活性化事業の実施、住区ニュースの発行などで、これらのまちづくり活動に対して区が支援を行っている。活動の拠点、各地区に整備された住区センター（集会施設、児童館・学童クラブ、老人いこいの家、防災拠点の複合施設）であり、住区住民会議が指定管理者として住区センターを管理している。住区住民会議の地域（住区）の規模は、22の小学校の通学区域を基本単位としており、1地区あたりの人口は平均で約1.1万人となっている。近隣社会としてまとまりを保持することが可能な区域ということで、小学校の通学区域を住区として設定している。長い間、住区住民会議の活動が継続していることの要因の一つとして、地域と区職員の関係が良いことがあげられる。

新宿区では、地区の合意形成や地域課題の解決の場として、10の特別出張所区域を基本単位として、2007年度から「地区協議会」を設置した。この地区協議会には、地域活動組織のほか、一般公募委員（区民）が参加している。また、各地区協議会に区の専任

非常勤職員が配置され、事務局活動を担っている。活動の拠点には特別出張所を使っており、1地区あたりの人口は平均で約3.0万人である。協議会の活動は4分野（安心安全、子育て、高齢者、環境美化）に分けられ、それぞれの分野ごとに分科会を設け、分科会の中で具体的な活動内容を検討している。

豊島区では、既存の地縁組織では解決できない地域課題について、より広域的なエリアで連携を図る場として「地域協議会」の設置を検討し、2010年度から北池袋地区をモデル地区として地域協議会を設置した。モデル地域協議会では、4つの部会（地域活性化、子育て、教育、福祉）を設け、地域課題や活動拠点について検討することが予定されている。地域協議会の区域は、8つの中学校の通学区域を基本単位としており、1地区あたりの人口は平均で約3.3万人である。

#### カ 地域会議設置にあたっての課題

板橋区において地域会議を設置するにあたっては、次のような課題が考えられる。

##### (ア) 地域会議の担い手について

地域会議の中心となるであろう町会・自治会の役員が高齢化し、また地域内の他の委員会の委員等も兼ねていることが多いため、負担がますます大きくなる。その一方で、新住民・若年層住民が地域活動にスムーズに参加できる仕組みができていない地域が多い。

また、既存の価値観を重視する傾向にある町会・自治会と特定の目的を持って活動するNPOが連携できるか、企業が地域会議に参加することにメリットを見出せるか、地域内の複数校が参加する各PTAが上手くまとまるか等、乗り越えるべき問題が多い。

長い目を見た時に、誰が地域会議を担っていくのか、その仕組みづくりが課題となる。

##### (イ) 地域会議の区域について

地域会議は、区内18か所ある地域センターの区域を基本として立ち上げられる。このため、1地域あたりの人口は平均約2.9

万人となる。これを、先述した23区内の他区の状況と比べてみると、新宿区とほぼ同様の1地域あたり人口（10か所の特別出張所の区域を基本として「地区協議会」を設置し、1地域あたり約3万人）となり、目黒区より大きな1地域あたり人口（22か所の小学校の区域を基本として「住区住民会議」を設置し、1地域あたり約1.1万人）となる。

また、板橋区内の地域センターごとにも人口のばらつきがあり、高島平地域では、地域内人口が約5.6万人にもなり、ともすれば1つの市程度の規模となっている。このため、高島平地域に一つだけの地域会議を設置したとすると、地域会議の規模がかなり大きくなってしまう。

一方、地域会議の地域の範囲については、「自治力UP」推進会議の議論の中で、区内に50か所ある小学校の通学区域を基本単位にし、1地域あたりの人口を1万人程度に抑えるという案もあったが、最終的には先述した地域センターの区域割に決定したという経緯がある。地域会議の立ち上げをサポートする区の既存組織（地域センター）とのバランスも考慮しなければならないが、地域会議のすそ野を支え、地域会議活性化の成否を握ると考えられる地域内住民の適正規模について、今後も検討を重ね、必要があれば柔軟に変更していく必要がある。

#### （ウ） 地域活動への財政的支援について

地域活動に対する板橋区からの財政的支援は、他区に比べて手厚いと言われており、町会・自治会を中心に、青少年健全育成、環境、防災に係る各組織等に対して、区から一定額の財政的支援（資材・消耗品等の支給を含む。）を行っている。

新たに「地域会議」ができた場合、昨今の区の財政状況を見ると、更なる財政的支援を実施するには厳しい状況にある。「区からの財政的支援が、活動資金の一部または多くを成す」という構図がある以上、地域会議を実効性のあるものにするためには、町会・自治会をはじめとする既存団体から地域会議へと財政的支援先を切り替えていくことが必要と考えられる。このことに対しては、既存団体からの強い反対が予想され、段階的な切替えも検討



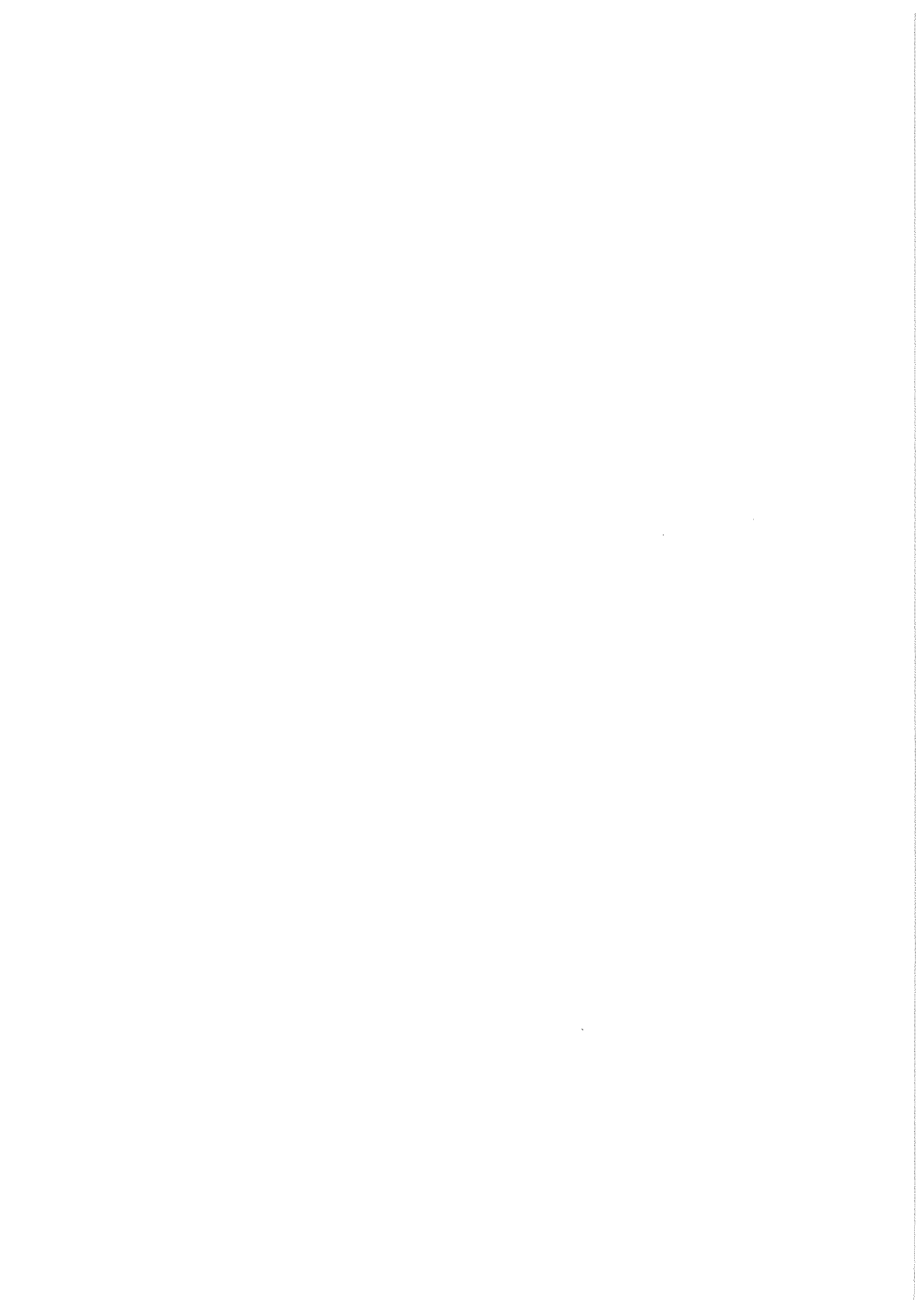
すべきである。

また、自治力豊かなまち実現へ向け、地域に対するインセンティブを与えるために、地域提案型の財政的支援制度の導入を検討するのであれば、地域の窓口の一元化のため、地域内のいくつもの既存団体に支援する仕組みから、地域会議という一つの団体に支援する仕組みに転換していくことが望ましい。

これらをまとめると、財政的な支援の種類、支援先の一元化等が課題となる。

#### (エ) その他の課題

板橋区内の町会・自治会では、これまでも活発に地域活動を行ってきていることから、区が地域会議に期待する「役割」を既に果たしているという自負がある。また、地域活動を実施している団体も、町会・自治会が中心になっていることが多く、地域会議が既存の組織の屋上屋を架けることになる可能性もある。



## 第2章 視察した自治体等の状況

板橋区における地域と行政との協働によるまちづくりのあり方について考察するため、当分科会では、先進的な取組み・活動を行っている自治体・団体を視察した。

### 1 葛飾区「市民活動団体（NPO）との協働事業提案制度」

2010年2月9日（火）の午前10時から12時まで、葛飾区役所を訪れた。葛飾区では、市民活動団体を支援し、協働を進める足がかりの一つとして「市民活動団体（NPO）との協働事業提案制度」（以下「協働事業提案制度」という。）を創設しており、この内容を中心に説明を受けた。

#### （1）導入の経緯

葛飾区は、2002年に新たな公共経営を目指した「第二次葛飾区経営改革宣言」において、「公共サービスは、全て区が担うべきである」という考え方を改め、地域の実情に応じて、公的分野をコミュニティ、NPO、民間企業等との間で適切に役割分担する仕組みを追及していく（公私協働の仕組みの構築）。これにより、地域社会における多様な主体間の協働を生み出し、本来の地域社会を区民自らが考え、行動する区民参画を促進していく。」と宣言した。

これまでの公共サービスは、行政が責任を持ってその内容を判断し、行政が中心となってサービスを提供してきたが、区民の生活行動や価値観が多様化・複雑化する中であって、全ての区民の満足を得るようなきめ細やかで柔軟なサービスを行うことが困難となってきている。このような状況においては、行政が単独で公共サービスを担うのではなく、NPO活動団体との協働によって、お互いの特性を活かした役割分担をすることによって、多様化・

個別化する区民ニーズに的確に対応していこうという趣旨のもとに、2004年4月に「市民活動団体（NPO）との協働及び支援に関する基本的考え方」を策定した。これは、地縁型団体や民間事業者に加え、NPOなど様々な主体との協働を全庁的に推進していくための「協働の指針」となるものであり、その方策の一つとして、協働に関する調整・総括の役割を担う専管組織（地域振興課市民活動推進担当係）を設置した。

そのうえで、市民活動団体との協働を積極的に進めるため、2005年から「協働事業提案制度」を開始した。

## （2）葛飾区内の市民活動の状況

2005年当時の葛飾区における協働状況としては、自治会・町会、民生委員・児童委員、PTAなどの地縁型団体とは、従前からの支援や協働により、地域課題解決に向けた「自助・共助」の仕組みづくりに大きな成果をあげてきたと捉えられている。また、民間企業や社会福祉法人とは、施設の維持管理や事業の委託といった、主に契約という形での協働が行われており、災害時の各種協定等の社会貢献活動面でも協働を進めている。一方、市民活動団体とは、各課の個別事業として委託や助成を行ってはいたが、区からの支援や協働の仕組みがなく、区との情報共有関係も形成されていなかったため、協働が進んでいないのが実態であった。この頃、団塊の世代が定年を迎える時期でもあったことから、区では市民活動団体との協働が地域の活性化、地域経済への効果についても新しい可能性を引き出すものと期待し、「協働事業提案制度」を創設した。

あわせて、事業遂行能力とマネジメント能力を持った市民活動団体を育成・支援していくため、2006年度に「市民活動支援センター」を設置し、市民活動を行いたいと考えている個人や団体に対し、情報や場の提供、相談受付、施設貸出、講座等を行っている。施設管理・事業運営は指定管理者制度を導入し、NPO法人ワーカーズコープに委託している。

葛飾区内のNPO法人の数は、2005年度の48法人から年々増

加し、2009年12月現在で、86法人（東京都認証76法人、内閣府認証10法人）となっている。一方、市民活動に参加している区民の割合（政策・施策マーケティング調査による）は、2005年度は7.2%、その後は9.9～8.6%と、大きな伸びが見られないのが現状である。

葛飾区は中期実施計画において、2012年度までに、NPO法人数を100団体に、市民活動に参加している区民の割合を11.5%にすることを目標としている。

### （3）「市民活動団体（NPO）との協働事業提案制度」

#### ア 制度概要

##### ①目的

地域の課題に対し、市民活動団体（NPO）の即応性、専門性や先進性等を活かした事業の提案を募集し、NPOと葛飾区が協働して解決を図るとともに、区行政への住民参加の促進を図ること。

##### ②提案できる事業

「市民活動団体（NPO）の自由な発想による事業（以下「自由提案事業」という。）」又は「区から課題を提起する事業（以下「課題提起事業」という。）」の提案区分で、次の事項のいずれにも該当するもの。

- ・区と協働する内容であり、役割分担が明確になっていること。
- ・「自由提案事業」については1年度内に、「課題提起事業」については、別に定める実施期間内に実施し、一定の成果が期待できるものであること。
- ・提案団体と区が協働したことのない事業であること。

##### ③事業を提案できる団体

特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法第2条の規定による）、又は、次に掲げる項目の全てに該当する非営利の社会貢献活動を行っている団体としている。

- ・団体の運営に関する明文化された規約、会則等があること。

- ・団体の責任者及び事業の連絡責任者が特定できること。
- ・事業の成果報告及び会計報告ができること。
- ・宗教活動又は政治活動を目的とした団体でないこと。
- ・特定の公職者（候補者を含む）、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- ・暴力団でないこと、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。

#### ④審査の流れ

審査会委員は、学識経験者3人以内、公募区民5人以内（就任は1回限り。選考方法は、区管理職の面接による）、区職員3人（政策経営部長・総務部長・地域振興部長）で構成されている。

書類審査、プレゼンテーションによる第一次審査、事業所管課との詳細協議を経て、再度プレゼンテーションによる第二次審査を行う。審査結果を受け、区は予算要求を行い、予算案が確定した時点で事業実施の決定となる。

審査基準として、第一次審査、第二次審査においては、事業の目的、協働の必要性、協働の効果・利点、緊急性・重要性、区民ニーズの充足度、事業の具体性・実現性、NPOの企画検討能力・事業遂行能力、予算の妥当性という視点で審査を行っている。

#### ⑤協働事業の評価

2007年度より、事業成果・協働の妥当性を検証し、改善に向けた取組みに役立てることを目的とし、協働事業の評価を行っている。協働事業を実施する団体と所管課は、事業開始前に事業の目的や効果を確認し、「事前確認シート」を協働で作成する。事業終了後に、所管課・団体それぞれが事業効果や方法等について自己評価シートを作成する。評価結果は点数化し、原則公開する。

## イ 事業実績

提案事業数については、事業開始当初の2005年度は、課題提

起事業7件、自由提案事業17件の申請があったが、その後は減少し、合計件数で2006年度9件、2007年度15件、2008年度6件、2009年度は自由提案事業5件で、課題提起事業への応募はゼロであった。課題提起事業は、区所管課からの提案により、課題、実施時期、事業内容、留意点等を年度毎に定めて提示しているが、所管課からの課題提案も少ないのが現状で、2005年度5事業、2006年度0事業、2007年度7事業、2008年度1事業、2009年度1事業となっている。課題提起事業への応募状況を見ると、NPO側は子育て支援や生涯学習関連事業について実施意欲があると考えられる。

事業予算については、提案事業の予算に上限は設けていないが、選定された事業の2008～2010年度予算案は最大でも1事業170万円以下となっている。

事業は原則として単年度の契約であるが、所管課の判断により、7～8割が継続事業となっている。

## ウ 課題と展望

葛飾区では協働事業提案制度の課題として、以下のことを挙げている。

### ①提案制度の周知

提案する団体が固定化し、提案件数も減少しているが、これは市民活動団体が既存事業で手一杯の状況で、新規の提案を出す余裕がないためと考えられている。今後さらに、周知活動を進めていく必要がある。

### ②手続きの簡素化

書式の工夫やプレゼンテーションの簡素化を図り、団体の負担を軽減する必要がある。

### ③審査会の充実

公募委員の選定方法・研修、審査方法、区所管課の意見が反映される方法等、改善・充実を図る必要がある。

### ④事業実施までの時間短縮

予算編成日程との整合性から、事業実施が翌年度となるた

め、緊急を要する事業は応募されない状況となっている。

#### ⑤評価制度の充実

現在は、団体と事業所管課の自己評価のみとなっており、両者での評価の食い違いや楽観的な評価が見られる。ただし、第三者による評価については、経費に見合う効果が見込めるか等の課題もあり、今は自己評価の充実を考えている。

#### ⑥区側の協働促進

区職員に協働の理念を一層浸透させること、課題提起事業の設定を促進することなど、区側のより積極的な取り組みが必要と考える。

### (4) まとめ

東京都が実施した「都内区市町村におけるNPO支援・協働に関する施策状況調査」(平成21年度版)によると、「団体から行政への協働事業提案制度」「行政から団体への協働相手募集制度」「協働事業評価制度」を全て実施しているとは回答しているのは、23区内では足立区と葛飾区の2区のみであることから、葛飾区の取組みは先進的であると同時に、様々な課題への対応についても独自の研究や試行錯誤が必要となってくると考えられる。

葛飾区の担当者は、協働事業提案制度の効果として、区事業の幅が広がったこと、協働相手を所管課が個別に探すより効率的であることを挙げている。ただし、経費削減や区の事務量の負担減につながるわけではなく、協働事業提案制度の主眼はあくまでも市民活動団体の支援や協働の推進にあると言える。

今後この協働事業提案制度がどのように区民に根付いていき、協働によって、区施策にはない新たな地域課題解決に向けた提案がどのように展開されていくか、板橋区への制度導入を考える上でも、推移を見守る必要がある。

## 2 宝塚市「まちづくり協議会」

2010年3月4日(木)の午後1時30分から3時30分まで、



兵庫県の宝塚市役所を訪れた。宝塚市では、協働の推進のため、既存の自治会を中核として「まちづくり協議会」を立ち上げており、この内容を中心に説明を受けた。

### (1) 兵庫県宝塚市の概要

宝塚市は、兵庫県南東部阪神間に位置し、人口 223,473 人、世帯数 89,823 世帯、高齢化率 21.2%、一般会計予算 643 億円（いずれも 2009 年 4 月 1 日現在）の自治体。自治会は約 270 団体あり、組織率は約 7 割（視察時）である。

六甲・長尾山系の緑に恵まれ、閑静な高級住宅街と宝塚歌劇で有名である。大阪府中心部のベッドタウンとしてマンションも多く建てられており、市民のボランティア意識が高い傾向にある。

### (2) 協働の仕組みづくり

1995 年に地方分権推進法が施行されるとともに、1998 年には総理大臣の諮問機関である地方分権推進委員会の勧告を受けた地方分権推進計画が閣議決定された。この計画は、国に集中していた権限や財源を地方に移すとともに、国の地方に対する関与を緩和し、地方の自己決定に基づく個性的な地域づくりを推進するというものである。これにより、各自治体では、これまでの行政システムを見直し、新たな自治の仕組みを再構築することが必要となった。この流れを受け、宝塚市では、1998 年に地方分権推進懇話会を設置し、「市と市民の役割分担と責任を果たす協働型社会の構築の必要性」と「行政運営の局面における市民参加体制の確立」について提言を受けた。また、2000 年には市民参画検討委員会を設置し、「広範な市民が参加できるような枠組みの構築」について提言を受けた。

一方、宝塚市では、これより以前に市独自の協働の仕組みとして、1992 年に「女性ボード」を創設している。この女性ボードは、女性の社会参画や政策提言力を高めるための場で、市内在住の 50 名の女性が任期 2 年で参加し、2 年目に政策提言を行うというものである。また、この女性ボードを母体に、1994 年にボ

ランティア活動センター、1998年に宝塚NPOセンターが設立されている。

さらに、1993年から市役所の組織としてコミュニティ課を設置し、新たなコミュニティ施策を望む市民の声に応えるべく、市内全小学校区で「まちづくり協議会」の組織化を進めた。当初は、中学校区単位でまちづくり協議会の設立を目指したが、なかなか協議会の設立が進まなかったため、小学校区単位に変更し、1999年に概ね小学校区でまちづくり協議会の組織化が完了した。これにより、20のまちづくり協議会が誕生している。

これらの動きが合わさり、宝塚市では、まちづくり基本条例を2002年に施行し、「市民参加の推進」、「地域でのまちづくりの推進」、「NPO等との協働のまちづくりの推進」及び「情報の積極的な公開・提供」について定めるとともに、同年に市民参加条例を施行し、その具体的な仕組みや方策として、まちづくり協議会活動への支援や市民活動促進支援事業の推進などを定めている。

### (3) 「まちづくり協議会」制度の概要

宝塚市の協働の仕組みの核となる「まちづくり協議会」は、多様化・複雑化する地域課題を解決するため、従来の自治会を軸としながら、老人会、PTA、福祉ボランティア、民生・児童委員及び各種サークルなどが連携するための組織である。

宝塚市では、まちづくり協議会の形成にあたり、コミュニティ行政の基本的な考え方を次のように示している。

- ① 従来の自治会の連携を軸とし、また自治会活動が更に充実することを目指し、人口約1万人の概ね小学校区において、個人が尊重され、また個人参加が可能な、民主的で開放的な新たなコミュニティ活動ができるよう支援する。
- ② 市民主体・自己決定による「まちづくりの住民協議体」であること。
- ③ 子どもでも高齢者でも参加できる距離を重んじ、概ね小学校単位であること。
- ④ 総合計画・都市計画を含む行政計画（まちづくり）への参加

の仕組みを目指すこと。

- ⑤ 組織づくりは自治会を中核とするほか、あらゆるボランティアグループや目的別団体の参加できる市民の横断的連携を目指すものであること。
- ⑥ 行政は市民主体を尊重しつつ、住民活動の施設整備や活動助成金で支援する。
- ⑦ 既存の自治会活動を尊重しつつ、自治会との連携により、ともに民主的な役割分担を目指すこと。また、より大きなエリア（7つの領域＝市内を7ブロックに分け、1つのブロックは1～5のまちづくり協議会を包括している。）でのコミュニティ間どうしの相互連絡を目指すこと。
- ⑧ 急速な変革ではなく、現実的に一歩ずつ進む地道な取組みが肝要であること。

上記の基本的な考え方が、そのまま、まちづくり協議会の仕組みのベースとなっている。

#### （4）既存の「自治会」と「まちづくり協議会」の関係

宝塚市では、既存の自治会の存在を否定せず、自治会を中核としつつ、いくつかの自治会を包括する形でまちづくり協議会の組織化に成功している。自治会が近隣の200～300世帯をカバーし、その自治会を10団体前後包括するまちづくり協議会については、小学校区を基本単位として1キロメートル四方で約1万人の市民をカバーする地域団体としており、その両者が地域活動及びコミュニティ活性化の両輪であると捉えている。

また、自治会組織への加入は「世帯単位」であるが、まちづくり協議会への加入は「個人単位」であり、個人、グループ、ボランティア等の多様な主体が、連携しながら地域で活動することが可能となる。

なお、宝塚市では、コミュニティの領域と活動概要を次のように捉えている。

## ア 自治会

### ①エリア

小エリア 近隣：200～300世帯

### ②地域生活の概容

- ・隣近所の顔が見え、あいさつや近隣掃除など適度のおつきあいがある範囲
- ・育児や葬祭、宅配、防災、防犯などには役立ち、遠くの親戚より近所の助け合いが大切な範囲

### ③地域活動とその性格・役割

- ・安全・安心を軸とする個人生活密着の自治会活動で、街灯の維持管理、防災防犯活動、葬祭などを行う
- ・行政の生活情報を配布、回覧する
- ・道路、マンション建設など開発上の反対運動や利害の調整への取組み
- ・老人クラブ、婦人会、子ども会を組織して運営する
- ・花壇づくり、ごみステーション管理、地域美化の取組み、盆踊り、新年会、バス旅行など親睦事業を行う

## イ まちづくり協議会（小学校区単位のコミュニティ）

### ①エリア

中エリア 小学校区：約1万人、1キロメートル四方

### ②地域生活の概容

- ・幼稚園、小学校など子どもを中心とした交流、PTA活動の範囲
- ・地域のまつり、運動会などの催しの範囲
- ・生活用品など身近な買い物圏
- ・顔が覚えられる、誰でも歩いて見える範囲
- ・行政の地域情報との出会いも多くある

### ③地域活動とその性格・役割

- ・まちづくりボランティア活動
- ・隣まちとの連携協調
- ・同志同好の協働活動

- ・会食・配食など福祉ネットワーク活動
- ・健康スポーツ活動・運動会
- ・青少年育成・学習文化活動
- ・花ランド緑化、環境活動
- ・地域のまつり、防災、人権活動
- ・地域情報誌の作成発行
- ・地区別計画作成活動

## ウ ブロック別連絡会議（地域創造会議）

### ①エリア

大エリア 生活完結圏ブロック：3～4万人

### ②地域生活の概容

- ・市民生活の基盤サービスが概ねそろうエリア
- ・交番、郵便、市など行政の出先機関があり、行政全般の情報が提供される
- ・交通の拠点駅があり、大型マーケット、レストラン、市中銀行の支店及び新聞配達所等がある

### ③地域活動とその性格・役割

- ・地域創造会議（自治会役員、民生・児童委員、PTA役員などまちづくり協議会の代表者が7ブロックごとに集まる連絡会議で、市と地域が共同で開催）
- ・市政全般の情報伝達活動
- ・地域情報の連絡調整
- ・リーダー交流と研修の場
- ・行政との対話の場

## （5）「地域ごとのまちづくり計画」の策定

宝塚市では、2002年から、各まちづくり協議会が主体となり、地域住民に呼びかけるかたちで「地域ごとのまちづくり計画」の策定がスタートした。2006年度までに、20のまちづくり協議会全てで計画が策定され、この計画は宝塚市の基本計画の策定に反映されている。

この「地域ごとのまちづくり計画」は、地域の現状と課題を調べた上で地域におけるまちづくりの目標を決め、基本方針をまとめて主な施策を提案するというものである。施策ごとに、誰が役割を担うのかという視点から、市民・行政・協働の3つに分類されている。また、あわせてスケジュールについても施策ごとに、短期（5年以内）・中期（5年から10年）・長期（10年以上）の3つに分類されている。視察の時点で、市内全体で1,681の施策が定められていたが、634の施策（37.7%）が既に完了していた。また、不要及びその他と判断された施策を除いた残りの844施策（50.2%）が未完了となっている。

なお、この計画を定める際、市では、行政と市民の間に調整役として地域担当4名を立てた。この地域担当には、市役所の次長・課長級の退職者を再任用職員として配置しており、ベテランの能力を上手く活用している。

#### **（6）まちづくり協議会への補助金**

まちづくり協議会の活動に対して、宝塚市から次の2種類の補助金が支給されている。

##### **ア 宝塚市まちづくり協議会補助金交付要綱に基づく補助金**

まちづくり協議会のみを対象として、①まちづくり協議会の組織運営 ②広報紙発行 ③地域における自治意識や連帯感を高め地域の課題解決に資する事業 ④地域ごとのまちづくり計画に位置付けられた地域事業 ⑤自然・歴史・伝統・文化などをもとに地域を見直す事業 に対して、世帯数に応じて補助金を支給するもの。

支給額は、例年、全体で約1,100万円、一まちづくり協議会当たり平均約57万円となっている。

##### **イ 宝塚市協働のまちづくり公募補助金交付要綱に基づく補助金**

市民活動を行う団体（まちづくり協議会を含む。）を対象として、①市内において不特定多数の市民の利益または社会的な利益

の増進に寄与することを目的として自主的かつ主体的に取り組む事業（自主事業）②市が提案するテーマに取り組む事業（行政提案事業）に対して、①については補助率2分の1で上限30万円、②については補助率10分の10で上限50万円の補助金を支給するもの。

2007年度は9事業に対し約200万円、2008年度は13事業に対し約235万円を支給している。

なお、自治会に対しては、別途、行政事務委託料及び自治会連合会補助金が支払われており、地域活動に対する市からの補助金等の支給先は一元化されていない。

### 3 池田市「地域コミュニティ推進協議会」

2010年8月31日（火）の午前10時から12時まで、大阪府の池田市役所を訪れた。池田市では、「自分たちのまちは自分たちでつくろう」の旗印の下、全国の自治体の中でも先駆的な施策で「地域分権」の確立を目指している。その中でも特徴的な取組みが、一定額の子算提案権が地域住民に与えられる「地域コミュニティ推進協議会」の立ち上げであり、この内容を中心に説明を受けた。

#### （1）大阪府池田市の概要

池田市は、大阪府北西部に位置し、人口104,048人、世帯数46,106世帯、一般会計予算352億円（いずれも2010年4月1日現在）、高齢化率20.2%（2008年4月1日現在）の自治体。自治会は123団体あるが、組織率は約39パーセント（2010年4月1日現在）と低い。

大阪国際空港（伊丹空港）と自動車メーカーのダイハツの本社があり、インスタントラーメン発祥の地でもある。

## (2) 「地域コミュニティ推進協議会」の設立

池田市では、2006年4月に「池田市みんなでつくるまちの基本条例」(自治基本条例)、2007年6月に「池田市地域分権の推進に関する条例」を制定し、「地域コミュニティ推進協議会」の導入に向けて動き始めた。

2007年7月から、新たに導入を図る「地域コミュニティ推進協議会」の地域説明会を開催(27回・798名参加)した上で、市民から準備委員を公募(465名の応募)するとともに、地域サポーター職員を市役所で庁内公募(67名の応募)した。同年9月下旬から10月中旬にかけて、市内の11小学校区全てで地域コミュニティ推進協議会が成立した。

協議会が立ち上がった後、部会の設置、ワークショップやフィールドワークなどを実施して各協議会内部で議論を重ね、同年12月初旬に全ての協議会から市に対して、それぞれの地域の課題やニーズに合った事業の予算提案がなされた。この提案を受け、翌2008年3月の定例市議会において、58件68,523千円の予算案が可決成立した。

## (3) 「地域コミュニティ推進協議会」の概要

池田市における「地域コミュニティ推進協議会」とは、地域の課題を解決すること、地域の共通する資源・活動を生かすこと、地域の共通の利益になることや地域で考えた方がより良い効果が期待できることの実施を通じて、市民主体の暮らしやすい地域社会を実現することを設置の目的にしており、市内の小学校区11区ごとに設置されたものである。

各地域コミュニティ推進協議会は、それぞれの地域に既存の自治会、PTA、地区福祉委員会やボランティア団体等の各種団体と地域住民が連携・協力し、個々の団体だけでは取り組めない広域課題について対応するために、各種団体のネットワーク化・相互補完を図る役割を果たす。地域コミュニティ推進協議会と各種団体とは対等の関係であり、地域コミュニティ推進協議会は既存の各種団体の活動を妨げるものではない、とされている。



なお、前述の宝塚市では、既存の自治会を中核として協議会を立ち上げたが、池田市では市で公募した準備委員が中心となって協議会を立ち上げている。この背景には、既存の自治会の組織率の違い（宝塚市で約7割、池田市で約4割）があると考えられる。

#### （４）事業の予算提案権

地域コミュニティ推進協議会には、地域の課題やニーズに合った事業を市に予算提案する権限が与えられている。予算提案額は、個人市民税（約70億円）の1%（約7,000万円）を総額としており、1協議会（小学校区）あたり600万円から700万円となっている。

地域コミュニティ推進協議会からの提案事業は、大きく6つに分類され、①安全・安心 ②福祉 ③環境 ④広報 ⑤コミュニティ振興 ⑥その他となっている。

それぞれの具体的な提案内容であるが、①の安全・安心については、街路灯強化事業、AED設置事業、防犯カメラ設置事業、安全パトロール実施事業など、②の福祉については、高齢者等配食サービス補助事業、休憩施設設置事業など、③の環境については、花いっぱい整備事業、緑化事業など、④の広報については、コミュニティ紙等発行事業、地域掲示板設置事業など、⑤のコミュニティ振興については、地域イベント支援事業、協議会事務所設置事業など、⑥のその他については、公園整備事業などとなっている。

各年度の予算提案事業の件数及び予算額を見てみると、初年度の2008年度は33事業58件で予算額68,523千円、2009年度は52事業81件で予算額71,261千円、2010年度は55事業90件で予算額72,694千円となっている。

#### （５）地域サポーター職員

池田市では、地域コミュニティ推進協議会をサポートするため、市役所の公募ボランティア職員を、地域サポーター職員として各

地域コミュニティ推進協議会に配置している。

地域サポーター職員は、任期を1年として各地域に4～6名、兼務辞令により配置されるが、ボランティアであることが原則とされ、超過勤務手当は支給されない。

地域サポーター職員の主な役割は、協議会設立・運営の初期支援、予算提案・地域の自立や活性化のための助言、地域の課題・予算提案の考え方等を庁内所管部局に伝達することなどである。

市では、地域住民自らが地域コミュニティ推進協議会の事務所の運営を担う力を身に付けるため、地域サポーター職員の人数を減らす必要があると考えている。

## (6) 新たな取組み

2007年の地域コミュニティ推進協議会立ち上げから3年経つが、地域からは3度とも同様の事業が予算提案されている。制度自体は定着してきているが、継続性の担保が課題と考えた市は、2010年度から新たな取組みを始めた。この取組み内容は次のとおりである。

### ア 予算枠の拡大、新規ルールの作成

2011年度予算から、各地域の予算提案枠を約300万円程度拡大し、予算総額を約1億円とする。また、使い切り予算を防ぐための繰越金制度や、予算の人件費充当のためのルールなどを新たに作成した。

### イ 地域の既存団体との連携・ネットワーク作り

各地域の既存団体が、地域コミュニティ推進協議会が有する予算提案権を利用しながら、地域活動ができるように改善した。これにより、地域コミュニティ推進協議会と既存団体との連携を図る。

### ウ 地域コミュニティリーダー養成講座の開催

地域コミュニティ推進協議会の委員の固定化・高齢化、地域ご

との活動に対する温度差の改善を図るため、5回にわたり地域コミュニティリーダー養成講座を開催。市では、「地域分権の伝道師」を養成し、地域分権を草の根から根付かせる、としている。

## エ 地域の将来ビジョンの作成

市の第6次総合計画（2011年度～）の策定にあわせ、「地域の特徴とまちづくりの方向性」を、地域コミュニティ推進協議会を中心に作成することとした。これは、中長期的なビジョンを設け、このビジョンに沿った事業提案を行うことにより、場当たりの事業提案の連続による提案事業制度自体の行き詰まりを防ぐ必要があるからである。いくつかの地域では、この将来ビジョンを作成するための部会を設置し、検討を開始している。

## 4 財団法人世田谷トラストまちづくり

2010年2月9日（火）の午後2時から4時30分まで、財団法人世田谷トラストまちづくりを訪れた。当財団では、区民主体による良好な環境の形成及び参加・連携・協働のまちづくりを推進し支援するために、トラスト運動、パートナーシップ型まちづくりの推進等を実施しており、この内容を中心に説明を受けた。

### （1）設立の背景と目的

世田谷区は自然環境に恵まれた住宅地としての居住環境を守り育むために、ナショナル・トラスト運動の理念に基づいたみどり等の保全の取組み、せたがやの家・居住支援等の住まいづくり、まちづくりセンターのファンド等による住民活動支援やNPOとのネットワークづくりを全国に先駆けて推進していた。

ところが、都市環境問題の質の多様化、少子・高齢化等の社会環境の変化により、福祉的観点や安全・安心等の新たな対策が求められるようになってきた。このため、区取組みだけでなく、地域コミュニティとの連携・協力を拡充し、区民主体や区民参加による取組みを柔軟かつ横断的に推進し、支援するとともに、区

民活動と区の施策や事業とを橋渡しする機能が重要性を増してきた。

そこで、財団法人せたがやトラスト協会と財団法人世田谷区都市整備公社のそれぞれが有していたみどりや住まい等のまちづくりの専門性を統合し、今までに蓄積されたトラスト運動や住民ネットワークを継承発展させ、区民主体による良好な環境の形成及び参加・連携・協働のまちづくりを推進し支援するために、2006年4月1日、財団法人世田谷トラストまちづくりが設立された。基本財産5億円は世田谷区の出捐である。

(財)世田谷トラストまちづくりは、以下の3つの柱を目的とし、各種事業に取り組むとともに、自立的経営の確立に向けた、経営基盤の強化にも取り組んでいる。

- ①自然環境や歴史的・文化的環境を保全した美しい風景のあるまちの実現
- ②安全に安心して生き活きと住み続けられる共生のまちの創出
- ③居住環境を魅力的に守り育む活動やコミュニティの形成

## (2) 事業概要

(財)世田谷トラストまちづくりには、トラスト事業やまちづくりセンター事業を行うトラストまちづくり課、住宅関連事業や公共施設保全等を行う住まいづくり課、駐車場の管理運営や経理事務総括等を行う管理課の3課がある。今回の視察では、主にトラストまちづくり課の事業部分について説明を受けた。

### ア トラスト運動の推進

区内に残る自然環境や歴史的・文化的な環境の保全の重要性とそれを守り育てて次世代に引き継いでいく大切さを「トラスト賛助会員制度」の推進等を通じて区民に広く普及・啓発するとともに、「世田谷みどり33」(みどり率33%を掲げる区の計画)と連携し、みどりの保全・創出に取り組む。また、「市民緑地」や「小さな森」制度を積極的に活用し、民有地のみどりの保全を支援する。

### ①民有地におけるみどりの保全

#### ・市民緑地制度

都市緑地法に基づく制度。当財団は全国初の緑地管理機構に指定され、1997年度より取り組んでいる。300㎡以上の緑地を所有する方と契約を結び、地域に公開することにより、憩いの場としてみどりを活かすとともに、みどりの保全につながる。市民緑地の指定により、所有者はみどりの維持管理や固定資産税・都市計画税・相続税について優遇措置が受けられる。2010年2月現在、8か所と契約を結んでいる。

#### ・小さな森制度

当財団独自の制度で、2005年度から開始した。50㎡以上の庭や緑地を所有する方と契約を結び、年間7日以上オープンガーデンをひらき、みどりの大切さを広く啓発していく。ボランティアを育成し、オープンガーデンの運営やみどりの手入れについて支援協力している。2010年2月現在、6か所と契約を結んでいる。

### ②緑地等の保全と公開

公園・緑地、身近な広場、特別保護区の維持管理・公開業務を受託している。

### ③民有地の緑化推進

花のあるまちづくりグループの支援、花づくり教室・園芸講習会の開催、園芸相談・緑化相談等を実施している。

### ④自然環境や歴史的・文化的環境保全のための調査及び研究

### ⑤トラスト賛助会員制度の普及

## イ パートナーシップ型まちづくりの推進

区民活動のネットワーク形成や相互支援の促進、区民・行政・事業者等のパートナーシップによる取組みの支援により、環境保全やコミュニティ形成を図り、地域の誰もが生き活きと住み続けられる共生のまちづくりに寄与する。

### ①トラストまちづくりネットワークの拡充

ホームページ運営、情報誌・メールマガジン発行、交流会

等を実施している。

②地域共生のいえづくりの推進

自宅を地域住民の居場所、活動場所、自立支援といった地域貢献のために役立ててもらおう取組み。区内7か所で実施している。

③参加と協働のコーディネート業務の運営

街づくり協議会等への専門家の派遣、学校と地域との協働活動への支援、講演会開催等を行っている。

## ウ 人材育成と活動支援

身近な環境やまちへの関心を育む啓発活動、ボランティアや地域コーディネーターの養成講座、大学インターンシップ制度等により、地域環境の保全・創出活動を担う多様な人材を発掘・育成するとともに、区民の主体的な活動を支援する。

①身近な環境の発見の場の提供と啓発

②トラストまちづくり人材育成

身近なみどりの保全地や地域まちづくりの現場で活躍する地域コーディネーターの養成を目的とした世田谷トラストまちづくり大学専門クラスや、同大学修了生を対象とした実習体験プログラム等を実施している。

③区民活動への支援と協力

緑地保全等ボランティアの養成講座、ボランティアグループ・トラスト支援団体の登録、団体間の交流・情報共有化のための連絡会開催、活動の場の提供、資材の貸出等の支援を行っている。

## エ 公益信託によるまちづくり活動支援

区民の自発的かつ主体的なまちづくり活動を柔軟に支援し、区民・行政・企業のパートナーシップ型まちづくりを牽引するため、1987年から区民参加による検討と実験を経て、1992年12月に公益信託「世田谷まちづくりファンド」(以下「当ファンド」という。)とまちづくりセンターが設置された。当ファンドは(財)

世田谷区都市整備公社〈現（財）世田谷トラストまちづくり〉が3,000万円を出捐して始まったが、当財団は当ファンドの普及を図るとともに、その助成事業を支援する。

#### ①当ファンドの仕組み

公益信託制度とは、公益的な目的で一定の財産を受託者（信託銀行など）に委託し、受託者がこれを管理・運営しながら公益的活動を行っていくという仕組みである。当ファンドは、（財）世田谷トラストまちづくりが委託者、中央三井信託銀行が受託者となり、住民主体のまちづくり活動を支援するために、助成事業を行っている。

助成決定など運営の重要事項において助言・勧告を与える役割として運営委員会を設けることが公益信託法により義務付けられているが、当ファンドでは学識経験者やまちづくり活動家などの民間人を委員会の中心に置くことで、行政からの独立性を担保している。

当ファンドの助成事業運営方式の特徴は、助成申請プレゼンテーションの公開審査会方式による透明性・中立性の確保、助成グループの活動発表会による情報交換や学習・ネットワーク形成、区民サポーターによるファンド運営支援、行政のみならず個人・企業からの寄付金による基金づくりである。

#### ②当ファンドの助成実績

当ファンドはこれまでに延べ401件、区内215グループの活動に助成を行ってきた。活動の内容は幅広い分野を横断的にまたぎ、活動フィールドも区内各所に広がっている。

当ファンドの助成事業の成果として、以下の点が挙げられる。

- ・区内の多様な人材を掘り起こし、まちづくり活動を活性化させたこと。
- ・住民が発想する「まちづくり」の捉えかたを柔軟に受け止め、その概念を世に発信してきたこと。
- ・助成グループに、資金的援助に加え、信用力と活動推進力を付与してきたこと。

### (3) 課題、方向性

当財団のトラストまちづくり課長によると、世田谷区ではみどり保全の取組み以上の速さで、屋敷林などのまとまったみどりや歴史的環境が失われていっているという。大きな要因として高地価と相続税の問題が挙げられている。また、市民緑地制度や小さな森制度は、土地所有者の方のみどりの保全への意識・協力の上に成り立っているが、公開によるプライバシー保護や防犯等の課題もある。みどりの利用価値だけでなく、存在価値をより重視した制度への見直し、みどりと建物との一体的な保全の仕組みの構築等、都市部の実情を踏まえた保全制度のさらなる拡充が求められている。

また、「世田谷まちづくりファンド」については、景気の低迷や金利の低下により、寄付件数・金額が減少しており、基金の取り崩しや追加出捐が必要となっている。一方、助成の成果が一般の区民に見えにくいという現状もあることから、区民にとって切実なまちづくりの課題を助成テーマに掲げるとともに、助成グループへの専門的技術支援、ファンド運営への区民参画の機会拡充等が課題となっている。これらへの対策として、当財団では2006年度から次世代ファンドプロジェクトを開始し、助成対象に「まちを元気にする拠点づくり部門」を新設するなどの取組みを行っている。

今後は、みどりを守るだけでなく、保全された緑地において区民・団体が集い、活躍の場として一層活用していくことや、住民同士の交流のさらなる推進を図ることが期待される。

## 5 特定非営利活動法人新開地まちづくりNPO

2010年3月5日(金)の午前10時30分から12時15分まで、特定非営利活動法人新開地まちづくりNPOを訪れた。当NPOは、地元と行政との意思疎通のパイプ役として、タウンマネージメント機能を果たしており、この内容を中心に説明を受けた。



## (1) 新開地地区と新開地まちづくりNPOの歴史・概要

新開地地区は、神戸市の中心ゾーンから西寄りに位置する商店街である。1905年に旧湊川を埋め立てて造られ、芝居小屋や活動写真小屋が立ち並ぶ一大歓楽街となり、「東の浅草・西の新開地」と呼ばれるほど繁栄した。

しかし、戦後、地区の南半分にあたる広大な土地を占領軍がキャンプに接収したことをきっかけに、新開地地区の隣地にあった神戸市役所が1957年に三宮へ移転し、商業集積密度も徐々に低くなっていった。1960年代の映画館来客数の減少、市電の廃止、工場移転・縮小と衰退の一途をたどり、「こわい、汚い、暗い＝3Kのまち」として、市民の足が遠のくようになった。

1980年代に入り、危機感を持った地元の商店主たちは、神戸市制定の「まちづくり条例」に基づき、1985年に「新開地周辺地区まちづくり協議会」を結成し、「アート」「遊び」「都市居住」の3つの柱で再開発を進めていった。

1995年の阪神・淡路大震災で地域は壊滅的な被害を受けたが、国の事業を活用しての商店街アーケードの再建や復興住宅の建設によって、都市環境の整備が進んだ。その後、新住民や新就業者層をまちに取り込むため、ソフトとハードを一体で整備する必要性が出てきた。ソフト事業を行うには多種多様なプロジェクトメンバー間の調整が必要になり、これを推し進めるための強い主体として、1999年に「新開地まちづくりNPO」が設立された。

新開地まちづくりNPOは、理事9人（まちづくり協議会の執行部＝商店街・自治会関係者）、専任スタッフ5人で構成されている。地元からの会費・寄付金、補助金・助成金、事業収入の3分野でほぼ均等の収入があり、年間3,000万円程度の財政規模であるが、ソフトプロジェクトごとに別会計を組むケースも多い。

## (2) タウンマネージャーと官民パートナーシップ

### ア タウンマネージャーの役割

新開地まちづくりNPOで中心となって活動しているのは実践的なタウンマネージャーであるが、離れたところにいる請負マ

ネージャーではなく、現場にいるまちづくりの専門家で、NPOの事務局長でもある。次の①～④の仕事を行うため、まちづくりに必要な知識・経験・実績はもとより、高度なマーケティングセンスやコミュニケーションスキル等が必要となっている。

①まちづくりの主体づくり

担い手づくり、組織づくり、アクター間の協力体制づくり

②まち再生のプランニング

再生ビジョンづくり、個別事業計画づくり、機運づくり

③コーディネート実務

状況把握、ワークデザイン＝シナリオ書き、テーブル（場）の設定

④プロジェクトの実施

「一員・主要メンバー」であり、かつ「伴走者」「応援団」

## イ 官民パートナーシップの仕組み

新開地では、地域に根ざす取組みのトータルなコーディネートをNPOが行政と相談しながら行い、成果を上げた。そのうえで、官民パートナーシップの仕組みを築き、力強い事業展開につなげようとしている。

1986年の「まちづくり構想」策定時から官民の調整会議を行っているが、NPO設立以降は、年2回開催される官民の調整会議で関係者が必ず集うこととした。そこでは、地区内で行う事業について、事業目的・成果を議論し、予算や企画に反映させることを前提に、優先順位を戦略的に調整している。

### (3) 中心市街地活性化戦略

#### ア ビジョンの設定と実現まで

まちが衰退している原因として、大型店の郊外出店、駅前の魅力低下、公共公益施設の移転、居住人口の減少、高齢化と後継者難などが挙げられるが、これらをすべて解消するだけでは十分な対策とは言えない。新開地まちづくりNPOは、衰退地再生のマーケティング戦略として、まちのファンづくりを目指した。

ファンとは、消費者や通行人ではなく、自分で判断してまちを好きになり、まちの魅力を自ら発信してくれるような人を想定している。

そこでまず、まちや商店街のビジョンづくりを行った。新開地には、洗練された国際都市‘K O B E’のイメージに合わない、行ってはいけないまちという面がある一方、良質な店・スポットや常連客も存在しているという現状から、古くから変わらない良さを個性とし、まちの強みにしようと、「B面の神戸・新開地」というビジョンを打ち出した。

ビジョン実現に向け、‘K O B E’のイメージとの違いを打ち出すために、ポジショニングの手法を導入した。ポジショニングとは、他者との比較優位性を分析するマーケティング的発想であるが、新開地というまちの現在地（現状、特性）と目的地（将来像、方向性）との関係を確認した結果、「親しみやすさ」が不足していることが明確になった。

次に、まちのファンになってもらえる人として、「新開地に甘い思い出を最後に残す、団塊世代」、「独自の価値基準を持っていて感性が豊かな、自立した元気な大人の女性」の2つにターゲットを定めた。

## イ まちの特徴・魅力を伝える活動

新開地まちづくりNPOの広報戦略の特徴は、ターゲットを絞り込んだうえで、マスコミとクチコミを徹底活用する点にある。数多くの企画実施と情報発信によるマスコミ掲載、ミニコミ紙や小冊子の発行等のほか、以下のような事業により、まちのファンづくりを展開している。

- ①新開地のレトロ感あふれる建築物や老舗店舗等を訪ねる女性限定の人気プログラム「ザ・シンカイチツアー」を始め、近隣の店と一体になった体験講座などの社会見学会を開催しているが、ツアー参加者からのクチコミやリピーター参加により、大きな広報効果が生まれている。
- ②「新開地映画祭」は、毎年「Love&Eros」というメーン

テーマにより、自立した元気な大人の女性をターゲットとした上映会を開催している。参加者だけでなく、スタッフも全て女性で、参加者の満足度は高く、リピーターも多い。「自分の価値観を持った女性は伝播力が強く、また次のファンを連れてきてくれる」という狙いによるものである。

- ③「新開地音楽祭」は、ストリートミュージックの市民祭典として、夫婦づれや女性グループなどの観客が多い。企画から運営まで、すべてまちの人たちやボランティアが担っており、音楽祭の内容に共感をもってもらい、おもてなしによるファンづくりを目指している。会場で「新開地ファン」として登録すると、情報紙が定期的に届けられ、恒久的で良質なお客さんを獲得するしかけとなっている。

#### ウ まちのコミュニティを維持・発展させる活動

- ①「コミュニティガーデニング活動」は、荒れていた公園や空き地をガーデニングにより再生する活動。商店街の方や市民が気楽に参加し、NPOが全体のコーディネートを行っている。
- ②「灯りのいえなみづくり事業」は、防犯活動の一環として始まった。温かみのある雰囲気を残す路地・横丁に賑わい感のある灯りづくりを演出することや、住商混在地区では門灯・看板等の利用による個人レベルの参加等により、コミュニティの維持と防犯意識の向上、雰囲気の演出などに成果を挙げている。

このほかにも、自然発生的にファンが増えていくことを目指し、B面の神戸を表現する空間、ファンが来やすく分かりやすい空間の実現として、新開地の顔の一つである「湊川公園」の再整備と運営に取り組んでいる。

これは、行政が部分的に始めていた公園改修にストップをかけ、NPOを中心に地域の要望をまとめ、改めて設計案を行政に提示したものである。日常的に人が集まり、交流できるように、集客

の拠点となるような公園づくりを提案し、行政・事業者・NPOで協議しつつ計画を進めている。「新開地音楽祭」はこの公園を会場とするイベントの一例である。

#### (4) 協働を盛り上げるためには

新開地まちづくりNPOのタウンマネージャーによると、地域において協働を盛り上げるためには、「旗＝目指すもの」を掲げ、目的、覚悟を決め、準備し、人を集めることが重要だという。協働が流行となっているが、目的があいまいなまま安易に協働を推進するのではなく、現状の地域課題「現在地」を明確にし、ビジョンとその先にある「目的地」を決め、具体的な活動内容「戦略」を立てるという道筋が必要であると、新開地で実践された経験を踏まえての回答をいただいた。

行政との協働のためには、戦略的な計画を行政と共有することが大事である。協働がうまくいかない場合は、立ち位置が違うことが多い。例えば、行政が環境整備を押し進めても、商業者から見ると商業活性化につながらないこともある。地域と行政とをコーディネートできる人材も必要である。



## 第3章 板橋区への提言

### 1 地域会議のあり方—予算提案権と自治力—

#### (1) 先進事例からの教訓

地域の自治力を向上させる方法は、それぞれの地域でさまざまに試行錯誤され、多種多様な方法が編み出されている。その中で、ここでは予算提案権に焦点を絞り述べていく。その理由として、今回視察した兵庫県宝塚市と大阪府池田市の試みが、板橋区にとってきわめて参考になるのではないかと考えたからである。

宝塚市と池田市の視察報告は、すでに詳細に述べられているので、ここでは簡単にその概要をまとめておく。

宝塚市では、1993年から1999年にかけて、概ね小学校区を単位として、自治会を中核としながら、地域で活動する住民の連携を図り、コミュニティ活動を一層活発にする組織として「まちづくり協議会」を立ち上げた（当初は中学校区での設立も考えられたが、途中で断念した）。人口約22万人の市内全域をカバーする20のまちづくり協議会が組織されている。

宝塚市はこのまちづくり協議会に対し、まちづくり協議会補助金を交付している。それは、組織運営に関する事業、広報紙発行、地域ごとのまちづくり計画に位置づけられた地域事業、自然・伝統・文化などをもとに地域を見直す事業を実施する際の経費に対して交付される。補助額は例年約1,100万円で、各まちづくり協議会あたり平均約57万円である。その他に、市民活動を行う団体が自主的、自発的に行う公益的活動に対し、市が事業費の一部を補助する「協働のまちづくり公募補助金」制度が2009年度から始まっている。これは、対象経費の二分の一の補助率で、上限30万円である。

宝塚市においては、このように先進的な試みを行っているが、それぞれのまちづくり協議会が自主的な事業を積極的に進めるには、市の予算措置では十分ではないように思われる。これを、一層徹底して進めているのが、池田市である。

池田市は、2006年「池田市みんなで作るまちの基本条例」いわゆる自治基本条例を制定した。翌2007年には「池田市地域分権の推進に関する条例」が成立し、この条例の中で、「地域コミュニティ推進協議会」が導入された。

地域コミュニティ推進協議会は、各地域の既存の自治会、PTA、地区福祉委員会、ボランティア団体、商工団体、民生委員・児童委員などの各種団体と地域住民が連携・協力し、地域のまちづくりのために自発的に活動するための組織で、各地域団体のネットワーク化、相互補完を図り、広域課題に対応するために設置された。2007年には、人口約10万人の池田市内にある11の全ての小学校区に、地域コミュニティ推進協議会が設立された。

この推進協議会の最大の特徴は、予算提案制度である。これは、地域コミュニティ推進協議会が、地域の課題やニーズにあった事業を市に予算提案することができる制度で、予算提案額の限度額は、個人市民税約70億円の1%、約7,000万円である。各推進協議会は、上限600万円から700万円の予算事業を提案することができる。この発想は、池田市の倉田市長の発想で、納税者である市民が納めた税金の一定額を、地域の問題解決に活用できるように、という思いつきからであったということである。協議会から提出された提案書は、市当局と市議会の審査を経て、実施される。

2008年度の予算提案事業は、33事業58件で、予算額約6,900万円であった。2009年度は52事業81件で、予算額は約7,100万円であった。2010年度は55事業90件で、予算額は約7,300万円である。2011年度予算から、各地区約300万円程度、予算提案枠が拡大され、予算総額も約1億円とされる。また、使い切り予算防止のため繰越金制度や、予算の人件費充当のためのルールも新たに作成された。池田市はこの予算提案枠について、その必要性から、最終的には地域コミュニティ推進協議会ごとに1億円を目標としている。

池田市の予算提案権を持つ地域コミュニティ推進協議会制度は、市民が予算提案権を活用することによって、自分たちのまちは自



分たちでつくるという、まさに地域分権を推進する市民自治の画期的な実践例であるといえる。

## (2) 板橋区の現状と課題

板橋区においても、自分たちのまちは自分たちでつくるという「自治力UP」に向けた取り組みを、2007年度から本格的に行っている（なお、「自治力UP」は、現坂本区長がマニフェストで使用した言葉である）。まず、板橋区は2007年11月に「自治力UP」推進協議会を設置し、2009年1月に最終報告書がまとめられた。その中で、地域の多様な主体がお互いの顔を知り交流するための場の設定が協働を拡充していくとして、「自治力UP」地域会議の設置が提言された（なお、1988年には同様の地区協議会の設置が提案されたが、実現には至らなかった）。

この最終報告を受けて、区は2009年8月、「自治力UP」推進会議を設置し、地域会議の設立に向けて具体的な枠組み作りを協議した。地域会議は、地域の共通課題や目標に向かって地域住民、約220の町会・自治会、商店会、企業、NPO・ボランティア団体などが連携・協力して、地域を活性化する活動や地域の問題解決にあたり、地域の自治力UPにつなげていくことを目指している。

地域会議の現状は、2010年3月にまとめられた「自治力UP」推進会議の検討結果報告で、すぐに地域会議を設立するのではなく、段階的に行うことが提言された。まず「地域情報連絡会」を設置することになり、2010年度中に、区内の数か所で地域情報連絡会が開催されている。

地域会議の課題として2点あげられる。第1は、地域会議が必ずしも十分に検討されず、唐突に提案された点である。それは、板橋区には自治会・町会の他に、区から委託費や補助金という助成を受けて活動している青少年健全育成地区委員会や環境行動委員会、自主防災組織などがあり、そこに新たに地域会議を設置するということが、既存の団体を整理しないまま進んできたため、組織の屋上屋を架すという事態に陥っているのではないかという

点である。それが原因で、すぐに地域会議の設立には至らず、地域会議の前段階として、地域情報連絡会の設置になったのではないかと考えられる。また、既存の団体には区からの助成があるが、地域会議への予算措置については、現状では明確ではない。このように、現状では地域会議への移行が積極的に進んでいないのが課題である。

第2は規模の問題である。地域会議の地域の範囲は、区内にある18か所の地域センターを基本単位としている。人口約53万人の板橋区では、1地域会議あたり平均3万人弱である（因みに「自治力UP」推進協議会では、これでは人口が多すぎるので、小学校区の地区割り案も提案されている）。小学校区単位だと、区内には53の小学校があるので、1地区あたり約1万人の人口となる。やはり、この点についても十分議論がなされたとは言い難いのである。他自治体についてみると、宝塚市では概ね小学校区単位で人口は約1.1万人、池田市も小学校区単位で人口は0.9万人である。23区では、目黒区が小学校区を単位としているが、人口約1.1万人である。なお、23区では新宿区では3万人程度、豊島区では3.3万人程度という単位で実施している例もある。

### (3) 板橋区への提言

ここでは、板橋区の地域会議のあり方について提言をする。すでに述べたように、地域会議にはいくつかの課題があるが、ここでは予算提案権に論点を絞って提言を行う。

課題のところでも触れたが、板橋区では地域会議以外に既存の団体が存在し、それぞれの事業を行い、それらの事業に区から委託費や補助金等の財政支援がある。また、いずれの団体も町連（町会連合会）・町会が母体となっているため、事業も重複している。こういう状況をみると、地域会議を実効的なものにするためには、これらの既存の事業を整理することと、既存の団体に出ている資金援助を地域会議に一本化することが必要であると考えられる。具体的に以下の二つのことを提言する。

第一の提言は、既存の事業と補助金の整理である。事業が複数

の団体に重複し、既存の団体には助成があり、新しい地域会議には十分な資金支援がなければ、地域会議を立ち上げようという区民からの自主的な活動は期待できない。一般的には、既存の団体に出ている補助金を廃止するのは、相当難しい。しかし例えば、我孫子市では、福嶋浩彦市長の時代に（1999年に）、市の補助金を1回全部廃した。その上で、新たに市民公募をして、市民審査をするという仕組みを作った。それは、福嶋市長の強いリーダーシップがあったからできたのである。そういった補助金をいったん整理し、事業も整理統合し、新しい制度に移行しない限り、地域会議はまさに屋上屋とならざるを得ない。板橋区にとり、既存団体は言うまでもなく、既存団体に加入していない住民を巻き込み、協働と参加のしくみを作ることは、避けて通れないことである。そのためにも、既存の事業と補助金の整理は急務である。

第二の提言は、新しい地域会議に予算提案権を与えることである。まさに池田市の事例がモデルとなる。板橋区の2010年度予算における特別区民税は、約374億円である。この1%にあたる3.7億円を当面18の地域会議が使えるようにすることである。平均すれば、1か所約2,000万円の予算の事業を提案できる（理想的には小学校区を主張するが、その場合1か所約700万円の予算提案ができる）。そして、これも平均して配分するのではなく、地域会議を立ち上げ、地域会議が提案した事業に限定し、審査の上で予算を配分するのである。

このように、この提言では、まず地域会議が地域の住民主導で立ち上げられるのかどうか、そして、住民自治で事業の企画を立てて、予算を提案できるかという本物の自治力が試されるのである。

予算提案権のない地域会議は、成功したとしても、今の状況では自治ではなく、行政主導にならざるを得ない。板橋区が協働と参加のまちづくりを目指して、地域会議を地方分権時代にふさわしい仕組みにするためには、予算提案権のある地域会議の立ち上げを推進することが必要であろう。

## 2 市民活動への支援—葛飾区・(財)世田谷トラストまちづくり・新開地まちづくりNPOの視察をふまえて—

今回、第2分科会では多くの地方自治体等で視察を行ったが、ここでは住民主導班の研究と関わりが深いと思われる葛飾区・(財)世田谷トラストまちづくり・新開地まちづくりNPOのそれぞれの試みについて触れる。宝塚市や池田市に関しては前項を参考されたい。

### (1) 葛飾区の「市民活動団体協働事業提案制度」

葛飾区では既に第2章でも触れたように、2005年度から「市民活動団体協働事業提案制度」を導入、翌年度からは市民活動支援センターを葛飾区勤労福祉会館に設置し、こうした活動に関心のある個人や団体に情報や場所の提供を行い、市民活動の促進を図っている。「市民活動団体協働事業提案制度」とは地域の課題をNPOと区が連携して解決していこうとする制度で、NPO法人またはNPO法人格を得られる条件を満たしている団体が助成対象となっている。なお初年度にはNPOの自由な発想に基づく事業（自由提案）が17件、区から課題提起する事業（課題提案）が7件というように、それなりの応募があったが、以後減少傾向にある。

### (2) (財)世田谷トラストまちづくり

他方、世田谷区では、区が全面的にNPOを支援するというよりは、財団法人の動きが目立ち、今回視察を行った(財)世田谷トラストまちづくりは、2006年4月に財団法人せたがやトラスト協会と財団法人世田谷区都市整備公社が合併し、トラスト運動等を通して地域協働とまちづくりを進めることを目的として設立された。事業としては、区内の自然や歴史的建造物保全のためのトラスト運動の促進、地域共生のいえづくりの推進、参加と協働のコーディネート業務に代表されるパートナーシップ型まちづくりの推進、人材育成、公益信託によるまちづくり活動の支援が挙

げられる。公益信託によるまちづくりに関して言えば、1992年12月に設置された世田谷まちづくりファンドによる助成が基になっており、初心者グループ活動等にも援助を行い、2000年度には35件が受けていたが、2008年度には微減して30件未満となっている。

### (3) 新開地まちづくりNPO

世田谷区のまちづくりがどちらかと言えば、潤いある緑豊かなまちを維持し、その中で住民間のネットワークを強化しようとしたのに対し、衰退したまちの再生をかけて設立されたのが神戸市新開地地区の新開地まちづくりNPOであった(1999年設立)。神戸市新開地は60年代半ばまで映画興業の町として栄えていたが、テレビ等の普及による映画館の衰退や造船所の工場縮小等もあって、70年代以降にはメインストリートの半分が空き地になり、「行ってはいけないまち」「こわいまち」として神戸市民の間でも知られるようになった。しかも1995年には阪神・淡路大震災の被害をも受けてしまう。こうした中で商店街のアーケードの再建等も進み始めたものの、住民が町を歩いていない状態には変わりがなく、こうした危機感が古田篤司氏を中心とした新開地まちづくりNPOが発足する契機となった。古田氏は市民の誰からも好かれるようなまちづくりというよりは、少数でもまちの魅力を知ってその魅力を発信して貰うことを目的として、新開地映画祭や新開地音楽祭、新開地ツアーを実施、また人が自然と集まって憩えるような場所を整備すべく、湊川公園の再整備にも取り組んでいる。

### (4) それぞれの組織の現状と課題

#### ア 葛飾区の「市民活動団体協働事業提案制度」

葛飾区のNPO法人およびボランティア団体は現在170近くにおよんでおり、市民活動に参加している区民割合は2005年の7.2%から2009年度には10%程度に伸びたが、現実はこの試みが市民活動の増加につながったのかどうかは明確ではない。さらに

問題としては協働事業を区の助成を得て行ったにしても、その事後評価はあくまでも自己評価に留まっており、客観的な第三者の評価が入っていないことが挙げられる。そのうえ、事業成績を見ても、区と提携して事業を行う課題提案型の応募は、2006年度・2008年度・2009年度と0件で、自由提案型の応募でさえ、初年度（2005年度）の17件をピークとして減少しており、最初は物珍しさから一部団体が応募をしたものの、その後は葛飾区のようにした一連の施策に対して関心が薄れたとも考えられる。また葛飾区では市民活動を活性化させることで、行政コストの削減を図っていたようであるが、現実にはどれだけ削減できたのか、区でも把握できていない問題がある。ただ開始6年目ではあるので、これらの問題を以て、葛飾区の試みが失敗であったとはまだ言えないであろう。むしろ、市民活動の活性化を図る施策の改善点が見つかったという意味で、前向きに捉える必要があるのかも知れない。

#### イ (財) 世田谷トラストまちづくり

世田谷区に関して言えば、行政が市民活動を促すというよりは、既にその影響下にある財団法人が市民活動を促し、区民もその期待に応えるといった態勢になっていると言えるが、公益信託世田谷まちづくりファンドは事実上、世田谷区からの補助金を受けた(財)世田谷まちづくりファンドによる出捐・住民と企業からの寄付で成り立っており、今後の景況によっては、現在のファンド(1億4000万円弱)を金額的に維持できるかの問題も出てくる。もっともファンドの受託者は中央三井信託銀行であるが、ファンドの利息運用だけでは活動を進めるにあたっての十分な資金は得られず、基金の取り崩しの問題が起きている。さらにこれらの組織は緑の保全やエコロジー分野以外にも、交流ネットワーク強化や高齢者・障害者問題、子育て問題等にも取り組んでいるが、全体として総花的な活動となっており(緑の保全+エコロジーで活動テーマ別の27%、また高齢者・障害者+子育て問題でも27%)、資金不足が顕著になった場合、テーマをより厳選することも求め

られるであろう。

## ウ 新開地まちづくりNPO

その一方、神戸の新開地まちづくりNPOも資金的には同様の問題を抱えている。(財)世田谷トラストまちづくりと比べれば、年間の事業規模は3,000万円程度であるから、この資金を今後維持・拡張するにはどうすべきかの問題は一層深刻である。無論、(財)世田谷トラストまちづくりが世田谷区全体を施策の対象にしているのに対し、新開地まちづくりNPOは新開地に施策の対象を限定しているから3,000万円でもかなりの活動資金と言えるのかも知れない。しかしまだイベント頼みの傾向があるし、かつ古田氏が軸になって動いていることが大きく、こうしたキーパーソンがいなくなった場合、果たして同様の活動を続けていけるのかといった問題が残されている。付言すると、同NPOによる新開地に関する広報活動は口コミを重視しているが、これは良いように働けば集客につながるが、悪く働けば却って人が来ないことも考えられ、両刃の剣と言える。実際に新開地のファンは増えつつあるとはいえ、現実には私たちが見た新開地では、ボートピア神戸の開催を待つ日雇労働者風の中老年男性がたむろしており、まちを歩く私たちにある種の緊張感を与えていたことも確かであった。さらに同NPOから神戸駅までの経路は僅か5分程度であったが、表の大通りは整備が進んでいたものの、メインストリートから少し外れた西国街道には「暴力麻薬は町ぐるみで追放しよう」「シンナー・ボンド遊びはやめましょう」の看板があり、そのそばにはゴミが取り散らかっているというように、新開地が実際に抱えている社会問題はまだ根底からは解決されていない状態が窺えた。いずれにせよ、これらはひとつのNPOが担う問題としてはあまりにも重く、これからは一層行政との連携が必要になってくると思われる。

### (5) 3つの団体をふまえての板橋区への提言

以上、3つの団体に関する現状と問題点を述べたが、これらをふまえて板橋区に提言したいのは、まずいたばしボランティア基

金の支援事業に関するあり方である。現在、板橋区ではNPO法人や市民活動団体、ボランティア団体に上限15万円となっているが、(財)世田谷トラストまちづくりでさえ、まちづくり活動部門で活動実績のある団体には上限50万円の援助を行っており、15万円では活動促進には十分な額とはおよそ言えないことを留意する必要がある。さらに葛飾区の事例のように、特定団体のみが応募して停滞を余儀なくされる状況を避けるためには、応募回数の制限を設ける必要もあると考えられる。また新開地まちづくりNPOを見ても判るように、特定地域再生のためのNPOを下から立ち上げさせ、NPOに商店街やまちづくり協議会を束ねる役割を担わせることも重要であろう。

ただし西日本では、かつての方面委員制度の誕生を見ても判るように、一旦都市化による相互扶助の解体を経験した後、地方公共団体が住民の自発性を取り込みながら相互扶助組織を再編してきた歴史が長いから、新開地まちづくりNPO的な活動が歴史的経緯の異なる東日本一官の統制が強い傾向一で同様に通用するとは限らない。だが地域再生のための一案として留意しておくことは無駄ではないし、これから立ち上げようとしている地域会議のあり方にも参考になることを私たち研究班は希望したい。



## おわりに

2009年9月に始まった第5期板橋区地域デザインフォーラムも1年4か月余の時を経て、この刊行物を以て終わりとなりつつある。ただ忘れてはならないのは、あくまでも板橋区にとっては、これらの共同研究の成果は、区民にとってより良い政策を行うためのスタートラインであって、今後は何らかの形で共同研究の成果を具体的に区政に生かせるような行政内部でのシステムが求められよう。もっともこれには将来先進的な自治体として、逆に他自治体の視察対象になろうと思う位の心意気が必要となる。何処かで見聞したシステムを区で導入するのは難しいとしても、今回は10か所余の視察を行った訳であるから、区民に刊行物やPDF以外の形で成果を広く啓蒙・紹介することはできないかと思わずにはいられないのである。またフォーラムに参加した職員たちには関連分野の審議会を直接的であれ間接的であれ担当させ、知識を実践の場にフィードバックさせる機会を設けるべきである。

それにしても今回は、多くの視察場所で少なからぬ方々にご親切で誠意あるご対応をして戴いたことに対し、感謝の念に堪えない思いである。区外の視察では、葛飾区の前田正憲地域振興課長、松本重人地域振興課市民活動推進担当係長、黒澤幸恵地域振興課市民活動担当、財団法人世田谷トラストまちづくりの浅海義治課長、宝塚市の伊吹章市民協働課副課長、宝塚市の中山台コミュニティの飯室裕文会長、特定非営利活動法人新開地まちづくりNPOの古田篤司事務局長、池田市の豊福幸市総合政策部分権担当監に大変お世話になった。また板橋区内では、相田治昭政策企画課担当係長・小西達也政策企画課主査・吉田有政策企画課主任、グループけやきの飯島廣夫氏・斉藤ツヤ子氏、南ときわ台民間交番管理運営委員会小林保男事務局長、沼俊一地域振興課協働推進担当係長から有意義なお話を伺うことができた。これらの方々に厚くお礼申し上げる（順番は訪問順、肩書は訪問当時のもの）。

2011年1月15日



## 付属資料

- I 視察・ヒアリング報告
- II 第2分科会活動経過
- III 第2分科会研究員名簿



# I 視察・ヒアリング報告

## 地域デザインフォーラム第5期 第2分科会 視察状況



■地域デザインフォーラム第2分科会 視察先一覧（住民主導関係）

No.	日時	場所	事業	概要・ポイント	出席者
1	2月9日(火) 10時～	葛飾区役所 地域振興課	提案制度・協働事業評価制度	区民との協働の仕組みの一つとして、23区内で最も早く「市民活動団体協働事業提案制度」及び協働事業の評価を開始した区の一つであり、その実施状況について担当者から説明を伺った。	大東大：中村、浅野、大杉 板橋区：大澤、宮津、村山、柏田
2	2月9日(火) 14時半～	(財)世田谷トラスト まちづくり トラストまちづくり課	まちづくりセンター事業	財世田谷トラストまちづくりは、区民・企業・行政が互いに触れ合い、協働して進めるパートナーシップ型まちづくりの推進を目的に、平成18年4月1日につくられた団体。財政的支援を行う「公益信託世田谷まちづくりファンド」と連携をとって、区民のまちづくり活動に対して、技術面やコアイネートの面でサポートを実施。地域における協働の成功事例を学ぶことを目的に視察を行った。	大東大：中村、浅野、大杉 板橋区：大澤、宮津、村山、柏田
3	3月4日(木) 13時半～	兵庫県宝塚市役所 市民協働推進課・ 中山台コミュニティ	まちづくり協議会	宝塚市においては、概ね小学校単位で、自治会を中核に、民生・児童委員、PTAなどにより構成される、20のまちづくり協議会を設置している。コミュニティの育成、協働の推進が成功している要因について視察を行った。	大東大：中村、浅野、大杉 板橋区：大澤、宮津、村山、柏田
4	3月5日(金) 10時半～	兵庫県神戸市新開地 まちづくりNPO	参加と協働のまちづくり	NPOが地元と行政との意識疎通のパイプ役として、タウンマネージメント機能を果たし、「こわくて汚いまち」になってしまったかつての「西の浅草」を明るいまちに再生させた、成功事例について視察を行った。	大東大：中村、浅野、大杉 板橋区：大澤、宮津、村山、柏田
5	6月3日(木) 18時半～	板橋区政策企画課	自治力UP、自治基本条例	板橋区における、自治基本条例、自治力UP、行政評価の実施状況や今後の予定についてヒアリングを行った。	大東大：東田、浅野 板橋区：大澤、宮津、村山、柏田
6	6月13日(日) 8時～	グループけやき	前野町の区立「けやきの公園」の里親事業	板橋区前野町一丁目の公園新設にあたりワークショップを行っていたメンバーを中心に結成されたボランティア団体「グループけやき」の、「地域がつくる公園制度（旧：公園の里親制度）」に基づく活動内容を現地調査し、10年間活動が続いている成功要因等について学んだ。	大東大：大杉 板橋区：大澤、宮津、村山、柏田
7	6月16日(水) 14時～	南ときわ台民間交番 管理運営委員会	民間交番「森の番所」	民間交番「森の番所」は、ときわ台駅周辺における防犯・防災活動を進め、地域住民の安全・安心に寄与することを目的とし、町会・商店会・PTA等の有志により結成された運営委員会が管理運営している。「森の番所」の活動内容等について説明を受け、地域住民による防犯及び地域活性化の成功事由について学んだ。	大東大：浅野、大杉 板橋区：大澤、宮津、村山、柏田
8	8月17日(火) 17時～	板橋区地域振興課	地域会議、ボランティアセンター	板橋区における、住民との協働について現状を調べるため、地域会議の設立経緯・進捗状況・今後の予定等、いたばし総合ボランティアセンターの取り組み・実績等についてヒアリングを行った。	大東大：東田、中村、浅野、大杉 板橋区：大澤、宮津、村山、柏田
9	8月31日(火) 10時～	大阪府池田市政策推進課	地域コミュニティ推進協議会	地域分権について先進的な取り組みを行っている池田市を視察し、「地域コミュニティ推進協議会」の「予算提案制度」等について学び、板橋区での地域会議を効果的に立ち上げ、運営するための参考とした。	大東大：中村、浅野、大杉 板橋区：大澤、宮津、村山

## 地域デザインフォーラム視察報告（葛飾区）

日時：2010年2月9日（火）10：00～12：00

会場：葛飾区役所 会議室

説明者：（葛飾区）

前田正憲地域振興課長 松本重人地域振興課市民活動  
推進担当係長 黒澤幸恵地域振興課市民活動推進担当

出席者：（大東文化大学）

中村昭雄政治学科教授 浅野美代子法律学科教授  
大杉由香環境創造学科准教授

（板橋区）

大澤宣仁東清掃事務所長 宮津毅再開発課係長  
村山寛子生きがい推進課係長 柏田真健康推進課主任主  
事

視察目的：区民との協働の仕組みの一つとして、23区内で最も早く「市民活動団体協働事業提案制度」及び協働事業の評価を開始した区の一つであり、その実施状況について担当者から説明を伺う。

---

### 1 「市民活動団体協働事業提案制度」を導入することになった経緯

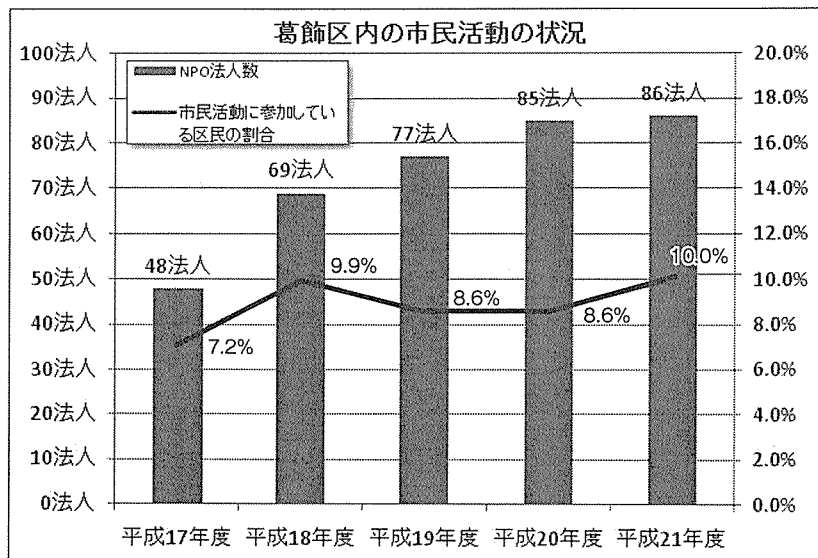
葛飾区では、平成14年に新たな公共経営を目指した「第二次葛飾区経営改革宣言」において、「公共サービスは、全て区が担うべきであるという考え方を改め、地域の実情に応じて、公的分野をコミュニティ、NPO、民間企業等との間で適切に役割分担する仕組みを追及していく（公私協働の仕組みの構築）。これにより、地域社会における多様な主体間の協働を生み出し、本来の地域社会を区民自らが考え、行動する区民参画を促進していく」ことを掲げた。

その後、企画・財政サイドが主導し、地縁型団体（自治会・町内会・民生委員等）や民間事業者、NPO 団体など様々な主体との協働を推進していくこととし、平成16年4月に地域振興課内に市民活動推進担当を設置、平成17年から、「市民活動団体（NPO）との協働事業提案制度」を開始した。

また、平成18年度から市民活動支援の中核機能を担う「市民活動支援センター」を葛飾区勤労福祉会館内に設置し、市民活動を行いたいと考えている個人や団体に対し、情報や場の提供を行っている。なお、施設管理及び事業運営は指定管理者制度を活用し、NPO 法人ワーカーズコープに委託している。

## 2 葛飾区内の市民活動の現状

葛飾区内におけるNPO 法人の数は、平成21年12月現在86法人（都認証76法人・内閣府認証10法人）となっている。ボランティア団体は、85団体（NPO 法人との重複あり）ある。また、市民活動に参加している区民の割合は、10%未満で推移している。





今後、平成 24 年度までに、NPO 法人数は 100 団体、市民活動に参加している区民の割合を 11.5%にすることを目標としている。

### 3 「市民活動団体（NPO）との協働事業提案制度」について

#### (1) 制度概要

##### ①目的

平成 17 年度より、地域の課題を市民活動団体（NPO）と葛飾区とが協働して解決していくことを目的に、「市民活動団体（NPO）との協働事業提案制度」を開始した。

##### ②提案できる事業の条件

提案できる事業として、「市民活動団体（NPO）の自由な発想による事業（以下「自由提案事業」）」と「区から課題を提起する事業（以下「課題提起事業」）」の二つの提案区分がある。いずれも、下記を満たす事業が提案条件となっている。1 事業あたりの上限額はない。

- ・区と協働する内容であり、役割分担が明確になっていること
- ・「区から課題を提起する事業」については別に定める事業の提案であること（区所管課からの提案により、年度によって変更する。平成 21 年度は 1 件となっており、所管課からの提案が少ないのが現状。）
- ・「自由提案事業」については 1 年度内に、「課題提起事業」について、別に定める実施期間内に実施し、一定の成果が期待できるものであること（原則、単年度での契約であり、成果を求める。2 年目以降は、所管課の判断により、継続するか、完了するかを決定する。実績としては 7～8 割が継続事業となっている。）
- ・提案団体と区が協働したことのない事業であること（2 年目以降、所管課の判断で完了した事業について、繰り返し提案することは不可としている。）

### ③事業を提案できる団体の条件

特定非営利活動法人であること、もしくは、特定非営利活動法人の認定を受けられる条件を満たす団体としている。

### ④審査会の構成

学識経験者3人以内、公募区民5人以内（1回のみ就任が可能。選考方法は、区管理職の面接のみ）、区職員3人（政策経営部長・総務部長・地域振興部長）で構成。

### ⑤審査等スケジュール

#### ■市民活動団体（NPO）との協働事業提案制度スケジュール

日程	内容
4月上旬	事業実施の周知。 広報掲載。公募区民の募集や団体向け説明会を実施。
5月中旬～末	事業提案の募集期間 添付資料・記載漏れ等のチェック。 所管課探し→所管課から事情説明書を提出
6月中旬	第1回審査会 提案の書類審査・形式的審査
7月上旬	第1次審査（公開） 提案団体よりプレゼン、審査会審査を行う。1団体15分程度。
7月～8月中旬	所管課との詳細協議 第1次審査を通過した提案団体は、提案事業の所管課と事業化に向けた詳細にわたる協議を行う。2～3回実施。
9月上旬	第2次審査（公開）→結果公表 所管課との詳細協議で変更等あった部分を中心に再度プレゼン、審査会審査を行い選定。所管課担当者も同席する。
10月	翌年度予算要求
2月	事業実施の決定
翌年度4月～	協働事業の実施
年度末	事業の評価

## ⑥協働事業の評価

事業成果・協働の妥当性を評価し、改善に向けた取り組みに役立てることを目的としている。事業開始前に、所管課と団体で「事前確認シート」を作成し、目標を設定。事後に、所管課・団体それぞれが自己評価シートを作成。第三者による評価は現在まだ実施していない。評価結果は点数化し原則公開する。

### (2) 職員体制・予算状況

職員の実施体制としては、担当係長と係員の計2名（地域振興課職員総数は80名）で実施。業務内容としては、提案事業に対する審査や審査会準備等を行うが、所管課と市民活動団体（NPO）との「仲介業務」がメインの業務となっている。

平成21年度市民活動団体協働に関する事業経費予算額は、6,168千円（表参照）。自由提案事業に関しては、地域振興課で一括して予算要求を行い、年度初めに所管課へ執行委任し、課題提起事業に関しては、所管課で予算要求を行う。

#### ■平成21年度市民活動団体協働事業経費

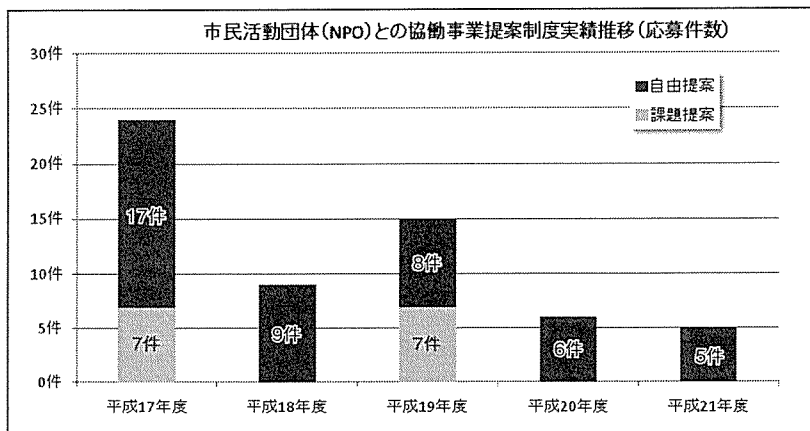
項目	予算額（千円）	備考
提案制度審査会経費	301	審査員謝礼等
提案制度協働事業経費	5,116	提案事業委託料（4件）
地域づくりネット運営経費	751	ネット運営経費委託料
計	6,168	

### (3) 事業実績

事業開始当初は、数多くの提案申請があったものの、最近は減少傾向となっている。これは、提案団体の固定化、団体が既存事業で手一杯の状況にあるためと思われる。

■市民活動団体（NPO）との協働事業提案制度実績推移（応募件数）

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
課題提案	7 件	0 件	7 件	0 件	0 件
自由提案	17 件	9 件	8 件	6 件	5 件
計	24 件	9 件	15 件	6 件	5 件



(4) 今後の課題と展望

○提案件数の減少

提案団体の固定化、団体が既存事業で手一杯の状況にあるためと思われる。今後、さらに周知活動を進めていく必要がある。

○制度のスキームについて

・手続きの簡素化

書式の工夫やプレゼンの簡素化の必要性を検討する。

・審査会の充実

区所管課の意見を反映されやすくする方法や公募審査会区民の選定方法等に改善の余地がある。

・事業実施までの時間短縮

予算編成等の関係上、事業実施が翌年度となるため、緊急を要する事業に対応できない状況となっている。

・評価制度の充実

自己評価のみの実施となっており、楽観的な評価が散見される。他者評価については、今後の課題。

○区側の意識の変革

区職員への協働の理念を一層浸透させる必要性、課題提起事業の設定促進等が必要。

○市民活動支援センターとボランティア総合センターとの業務の切り分け

制度と直接関係はないものの、2センターの業務整理の必要性があると考ええる。



▲ 葛飾区役所外観



▲ 視察風景

# 地域デザインフォーラム視察報告 (財)世田谷トラストまちづくり)

日 時：2010年2月9日（火）14：30～16：30

会 場：(財)世田谷トラストまちづくり 会議室

説明者：(世田谷トラストまちづくり)

浅海義治トラストまちづくり課長

出席者：(大東文化大学)

中村昭雄政治学科教授 浅野美代子法律学科教授

大杉由香環境創造学科准教授

(板橋区)

大澤宣仁東清掃事務所長 宮津毅再開発課係長

村山寛子生きがい推進課係長 柏田真健康推進課主任

主事

視察目的：(財)世田谷トラストまちづくりは、区民・企業・行政が互いに触発し学び合い、協働して進めるパートナーシップ型まちづくりの推進を目的に、平成18年4月1日につくられた組織。財政的支援を行う「公益信託世田谷まちづくりファンド」と連携をとって、区民のまちづくり活動に対して、技術面やコーディネートの面でサポートを実施。地域における協働の成功事例を学ぶことを目的に視察を行う。

---

## 1 (財)世田谷トラストまちづくり設立の背景と目的

### (1) 背景と目的

財団法人世田谷トラストまちづくりは、平成18年4月1日、財団法人せたがやトラスト協会と財団法人世田谷区都市整備公社のそれぞれが有していたみどりや住まい等のまちづくりの専門性

を統合し、今までに蓄積されたトラスト運動<sup>1</sup>や住民ネットワークを継承発展させ、区民主体による良好な環境の形成及び参加・連携・協働のまちづくりを推進し支援するために設立された。(世田谷区が5億円出捐)

世田谷の美しく潤いのある街並みとみどり等の資産を次世代に継承し、心の豊かさや生きがいを地域に求める住民層の広がりに応えつつ、地域コミュニティとの連携・協力をさらに進めると共に、区民主体や区民参加による取組みを柔軟かつ横断的に推進、支援し、環境共生や地域共生の理念に基づくまちづくりを積極的に進めているところである。具体的には、以下の3つの柱を目標に、各種事業に取り組むとともに、自立的経営の確立に向けた、経営基盤の強化にも取り組んでいる。

- ①自然環境や歴史的・文化的環境を保全した美しい風景のあるまちの実現
- ②安全に安心して生き活きと住み続けられる共生のまちの創出
- ③居住環境を魅力的に守り育む活動やコミュニティの形成

## (2) 組織体制・予算

平成21年度、(財)世田谷トラストまちづくりは職員数63名であり、そのうちトラストまちづくり課は22名となっている。区からの派遣職員は、係長級が1名となっている。

財団では、29億円の歳入予算があり、そのうち区営住宅管理、駐車場管理などにより約25億円の事業収入となっている。歳出予算も29億円となっており、そのうちトラストまちづくり課の予算額は約3億円となっている。

---

1 トラスト運動とは、自然や歴史的建造物の保存を目的に、それらを寄贈・買い取りなどによって入手して、保全・管理する運動のこと。イギリスのボランティア団体「ナショナル・トラスト」の運動が原型。



## 2 事業概要

### (1) トラスト運動の推進

区内に残る自然環境や歴史的・文化的な環境の保全の重要性とそれを守り育てて次世代に引き継いでいく大切さを普及啓発、また、みどりの保全・創出に取り組み、民有地のみどりの保全について支援を行う。

#### ①民有地におけるみどりの保全 ②緑地等の保全と公開

「市民緑地制度」：緑地管理機構の指定を受け、自治体に代わり民有地のみどりを保全する制度。300㎡以上の緑地を持つオーナーと契約をし、地域に公開する。オーナーには税制の優遇等のメリットがある。世田谷区には、屋敷林や斜面緑地が多く、現在8か所が制度を利用している。

「小さな森制度」：(財)世田谷トラストまちづくり独自の制度で、50㎡以上の庭のオーナーと連携し、日にちを決めてオープンガーデンを実施する仕組み。オーナーにとっては、緑地の管理支援を財団に行ってもらえるメリットがある。現在6か所が制度を活用している。

#### ③民有地の緑化推進

住民の緑化活動への支援を行う。現在70団体が活動。

#### ④自然環境や歴史的・文化的環境保全のための調査及び研究

#### ⑤トラスト賛助会員制度の普及

世田谷の自然と歴史的文化的環境を守るトラスト運動に賛同する区民から寄付を募り、運動の普及啓発を目指す。

### (2) パートナーシップ型まちづくりの推進

#### ①トラストまちづくりネットワークの拡充

HP等による広報活動支援、活動している区民・行政・事業者の勉強会・交流会を実施している。

#### ②地域共生のいえづくり推進

建物オーナーの想いを受けて、空き家や空き室を地域の居場所として公開する取組み。地域貢献したいが何をしたらよいかわからないオーナーに対し、相談・支援を行う。オー

ナーにメリットがないにもかかわらず、区内6か所で実施している。

③参加と協働のコーディネート業務の運営

まちづくり条例の改正にあたっての区民フォーラム開催や活動をおこなっている区民へ専門家の派遣を行っている。現在はメインの業務ではない。

(3) 人材育成と活動支援

①身近な環境の発見の場の提供と啓発

②トラストまちづくり人材育成

トラストまちづくり大学を開催。地域住民向け講座講習会を行い、修了者は人材バンクへ登録。

③区民活動への支援と協力

(4) 公益信託によるまちづくり活動支援

①ファンドの助成事業 ②ファンドの普及啓発事業

区民主体のまちづくりを支援するため、公益信託<sup>2</sup>「世田谷まちづくりファンド」を1992年12月に設置。ファンド助成の成果として、助成グループの社会的信用力の付与、幅広い人材の掘り起こしやまちづくり活動の普及、区民が主体となって発想するまちづくりへの柔軟な支援が可能となったこと等が挙げられる。

ア) ファンド設立の経緯

1975年の区長公選制の開始により「区民本位の区制」を推進する区長が誕生し、それに伴い、まちづくりを推進する組織「街づくり推進課」「都市デザイン室」が設置され、専門家の派遣や行政内の横断的なコーディネートが実施された。

---

2 公益信託制度とは、公益的な目的で一定の財産を受託者（信託銀行など）に委託し、受託者はこれを管理・運営しながら公益活動を行っていく仕組み。信託法（大正11年制定）に基づく。

その後、もともと市民運動が盛んであった土地柄ということもあり、住民レベルからまちづくりに対する意識や多様なニーズが高まり、行政主導のまちづくりの限界が見えてきた。そこで区民の自発的かつ主体的なまちづくりを柔軟に支援し、区民・行政・企業のパートナーシップ型まちづくりの必要性にこたえることを目的にまちづくりファンドとまちづくりセンターが設立された。

#### イ) 助成制度の種類（いずれも3年間限定）

○はじめの一步部門（5万円一律助成）

初心者のグループ活動に対し助成

○まちづくり活動部門（上限50万円助成）

さまざまなまちづくり活動を行っている住民グループに対し助成

○ネット文庫制作部門（上限50万円助成）

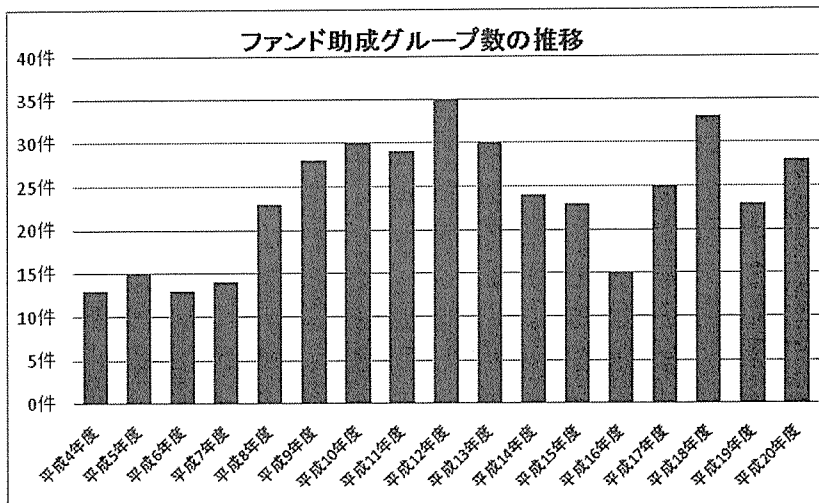
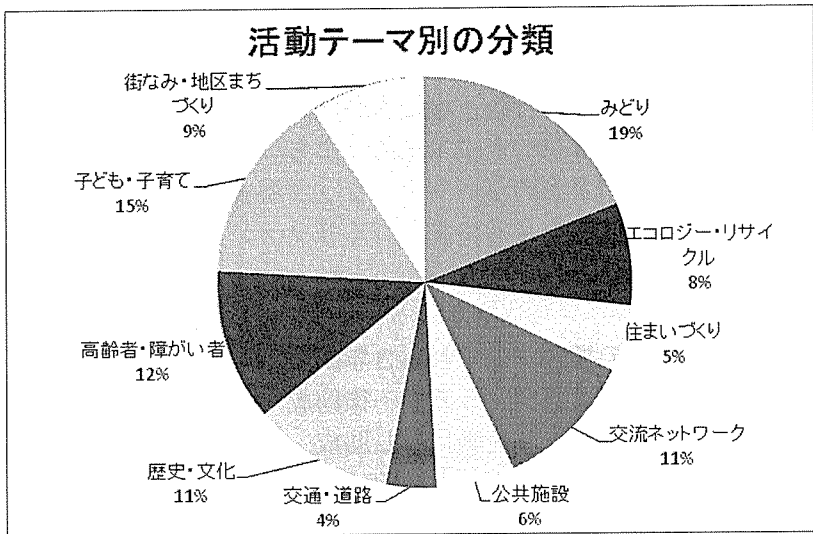
過去に助成を受けたグループの経験を蓄積することを目的に設置。インターネット上で電子図書の形で公開。

○まちを元気にする拠点づくり部門

（財）民間都市開発推進機構による「住民参加型まちづくりファンド」への資金拠出制度を活用し、ハードのみ助成を実施。世田谷まちづくりファンドへの寄付の減少は、寄付をした成果が見えにくいという点があったが、ハードを整備することで目に見える成果還元を行えるようになった。

#### ウ) 助成実績

ファンドの助成実績は、250件程度となっている。また、テーマ別に見ても「みどり」や「子ども・子育て」に関して、割合が高いものの、それほど偏りは見られない。



## エ) ファンドの仕組み

「世田谷まちづくりファンド」の受託者は、中央三井信託銀行で、公益的な目的のため財産の運用益を活用、場合によっては一部の取崩しを行い、事業を実施。助成先の選考等に関しては、専門知識が必要なため、学識経験者や区民、行政関係者に

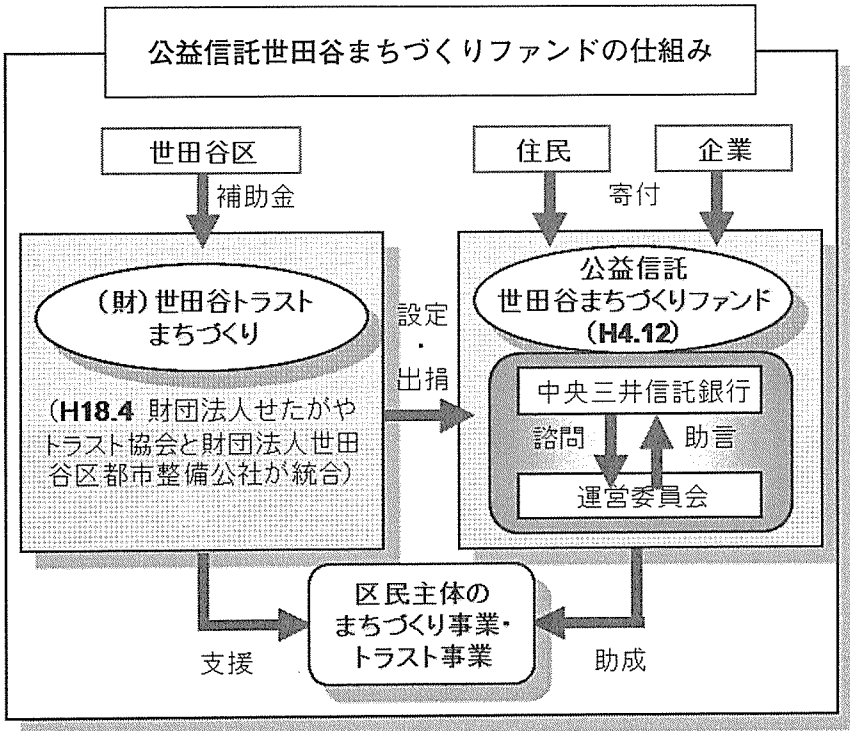
よって構成される運営委員会が助言・勧告を行い、これに基づき受託者が事業を遂行する。

○世田谷トラストまちづくりの役割

- ▶ 過去の助成を受けたグループに関する情報提供
- ▶ 応募手続きや方法の相談
- ▶ 応募の受付業務など

○受託者（中央三井信託銀行）の役割

- ▶ 基金の運用管理
- ▶ 助成事業の実施
- ▶ 助成決定・可否の通知
- ▶ 助成金交付手続き
- ▶ 年度末の「会計報告兼助成金使途報告書」の受領



他区では、豊島区・千代田区・練馬区・足立区で類似の基金が設定されている。

### オ) 基金の現状

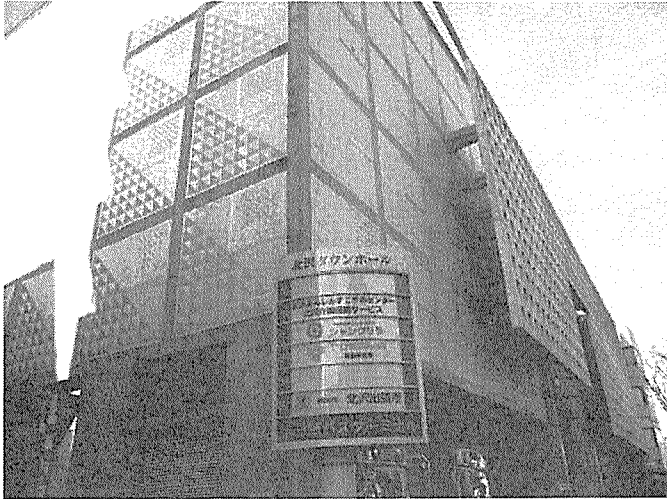
1992年に(財)世田谷区都市整備公社(現(財)世田谷トラストまちづくり)が3,000万円出捐しスタートし、その後、区民や企業からの寄付、財団からの追加出捐により、1億3,855万円になっている(2008年3月末)。

当初はその利息運用で事業を進めていく予定であったが、近年は景気の低迷、金利の低下、寄付の件数や金額の減少の影響を受け、基金の取り崩しや財団からの追加出捐が必要となっている。今後は寄付の集め方について検討が必要。

## 3 今後の方向性

住民参加によるまちづくりを進めていくうえで、トラスト活動参加者や育成を行った人材の活躍の場として、「市民緑地制度」や「小さな森制度」によって保全が行われている緑地をいかに有効に結び付けるかが今後必要になってくる。

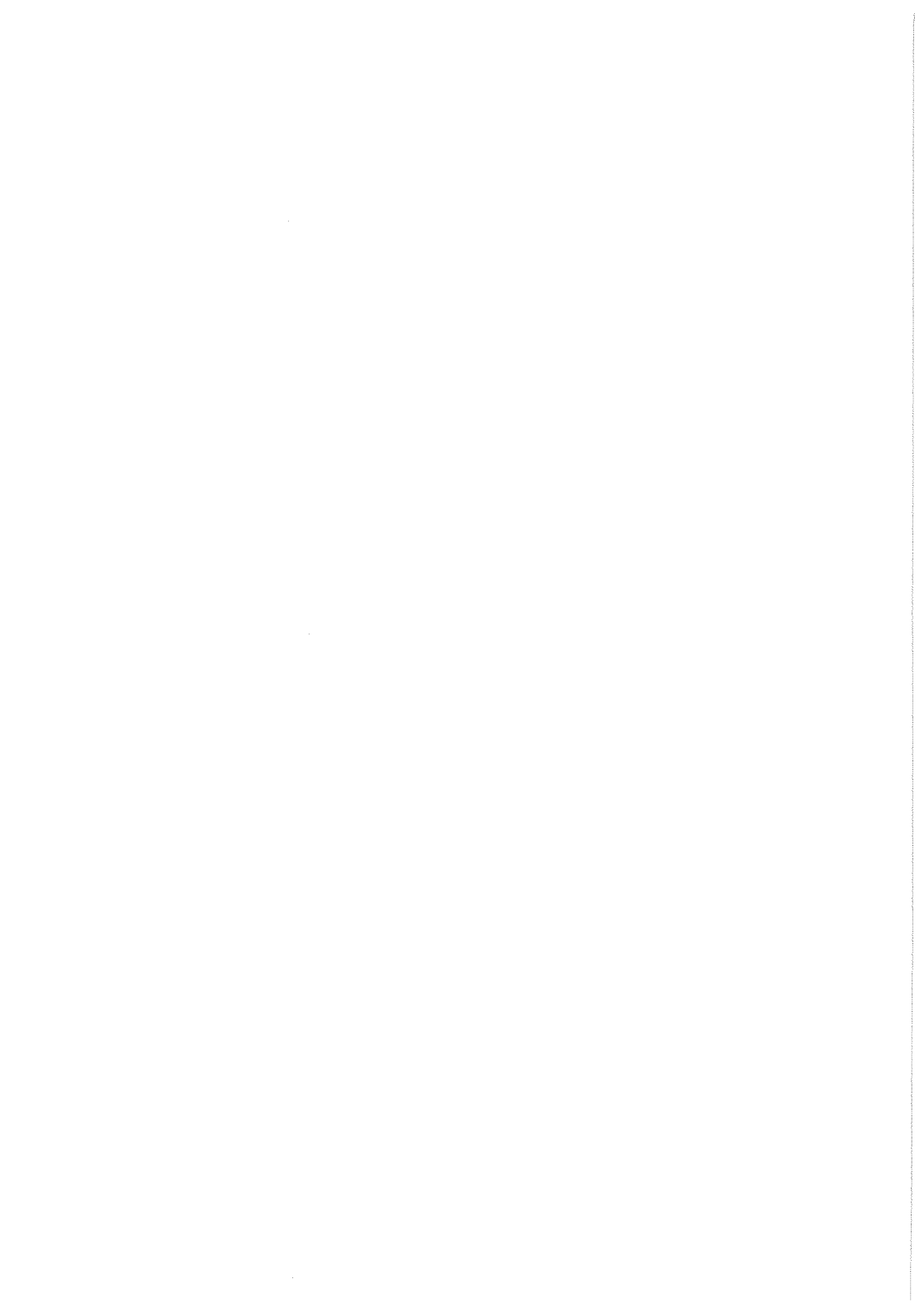
また、同財団は活動している市民同士の交流・連携をさらに推進していく方向性を持っている。現在は、意外に横のつながりが少なく、財団が情報提供・仲介役として機能しているが、財団を通さず、市民同士の交流・連携が進むことが望ましく、まちづくり活動を更に充実させたいと考えている。



▲北沢タウンホール外観



▲視察風景





## 地域デザインフォーラム視察報告 (兵庫県宝塚市)

日 時：2010年3月4日(木) 13:30～15:30

会 場：宝塚市役所 会議室

説明者：(宝塚市)

伊吹章市民協働推進課副課長

(中山台コミュニティ)

飯室裕文会長

出席者：(大東文化大学)

中村昭雄政治学科教授 浅野美代子法律学科教授

大杉由香環境創造学科准教授

(板橋区)

大澤宣仁東清掃事務所長 宮津毅再開発課係長

村山寛子生きがい推進課係長 柏田真健康推進課主任主事

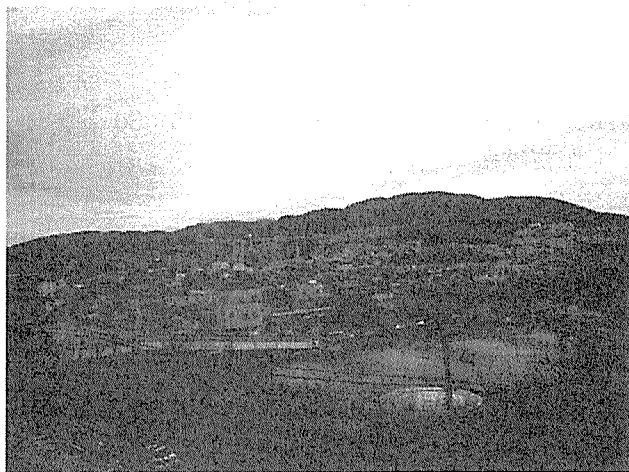
視察目的：宝塚市においては、概ね小学校単位で、自治会を中核に、民生・児童委員、PTAなどにより構成される、20のまちづくり協議会を設置している。コミュニティの育成、協働の推進が成功している要因について学ぶ。

---

### I 宝塚市における協働のまちづくりについて

#### 1 兵庫県宝塚市の概要

宝塚市は、兵庫県南東部阪神間に位置し、人口223,473人、世帯数89,823世帯、高齢化率21.2%、一般会計予算643億円の自治体。六甲・長尾山系の緑に恵まれ、閑静な高級住宅街と宝塚歌劇で有名である。



▲宝塚市庁舎から六甲山系の眺め

## 2 まちづくり協議会の設立について

### (1) 経緯

国においては、平成7年の地方分権推進法、平成10年の地方分権推進計画が策定され、これまでの集約的な行政システムを見直し、新たな自治の仕組みを構築する必要性が謳われた。これを受けて、平成10年宝塚市地方分権推進懇話会、平成12年宝塚市市民参画検討委員会を設置し、市と市民の役割分担と責任を果たす協働型社会の構築、広範な市民が参加できるような枠組みの構築が提言された。

一方、宝塚市では既に、協働の仕組みとして、平成4年から女性の社会参画、政策提言力を高めるために市内在住の50名の女性で構成された「女性ボード」が設立されており、これを母体に平成6年ボランティア活動センター、平成10年宝塚NPOセンターが設立された。さらに平成5年から庁内にコミュニティ課を設置し、市内全小学校区でのまちづくり協議会組織化がすすめられた。当初は、小学校区では数が多く、市の対応ができないと判断したこと、及び青少年育成会議も中学校

区単位であったことから、中学校区単位でのまちづくり協議会の設立を目指した。しかし、なかなか協議会の設置は進まず、小学校区単位での協議会設置に変更し、市長自ら地域をまわり説明、説得を行った。その結果、平成11年概ね小学校区でまちづくり協議会の組織化が完了し、20のまちづくり協議会が誕生した。設置当初は、自治会・PTAからの関心・評価が高かった。

地区の設定にあたっては、小学校区が必ずしも地域の実情に合致していないコミュニティもあるため、一部は、2～3の小学校区を範域として設立している。

このような経緯を経て、平成14年まちづくり基本条例、市民参加条例が施行され、市民の協働、参画の理念を定め、その後、行政評価制度、情報公開制度、パブリックコメント制度を実施し、更なる住民参画の仕組みの充実が行われている。

#### 宝塚市まちづくり基本条例

まちづくりの基本理念を明らかにし、市民と市の協働のまちづくりを推進するための基本的な原則を定めたもの。

基本理念として、

- (1) すべての市民が健康で安心して暮らせ、災害に強く安全でいつまでも快適に住み続けることができる、安全で安心して暮らせるまちづくり
- (2) 次代を担う子ども達が夢と希望を抱き、健やかに成長し、そして、すべての市民の人権が尊重され、文化の薫り高い、心豊かなまちづくり
- (3) 豊かな自然環境と歴史・文化の息づく都市の景観が美しく調和し、花や緑があふれ、環境にやさしい、個性と魅力のあるまちづくり
- (4) 人と人、人と社会のつながりが強く、また、地域活動が活発な、にぎわいと活力に満ちたまちづくりを推進することを定め、市・市長・職員・市民それぞれの責務を明記している。

### 宝塚市市民参加条例

市民が主体的に市政に参加するための基本的な事項を定めることにより、市民と市が協働し、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を目指すことを目的・基本理念とし施行。市長・市民それぞれの責務を明記し、必要があれば市民投票を行うことも謳われている。

## (2) 行政と「まちづくり協議会」「自治会」の関わり

### ①宝塚市コミュニティ行政の基本的な考え方

宝塚市では、自治会の充実、その自治会が中核となった小学校区単位のまちづくり協議会の形成を目指した。その基本的な考え方は、次のとおり。

- ▶ 従来の自治会の連携を軸とし、また自治会活動が更に充実することをめざし、人口約1万人の概ね小学校区に個人が尊重され、また個人参加が可能な、民主的で開放的な新たなコミュニティ活動ができるよう支援します。
- ▶ 市民主体・自己決定による「まちづくりの住民協議体」であること
- ▶ 子どもでも高齢者でも参加できる距離を重んじ、概ね小学校区単位であること
- ▶ 総合計画・都市計画を含む行政計画（まちづくり）への参加のしくみをめざすこと
- ▶ 組織づくりは自治会を中核とするほか、あらゆるボランティアグループや目的別団体の参加できる市民の横断的連帯を目指すものであること
- ▶ 行政は市民主体を尊重しつつ、住民活動の施設整備や活動助成金で支援します。
- ▶ 既存の自治会活動を尊重しつつ、自治会との連携により、ともに民主的な役割分担をめざすこと。また、より大きなエリア（7つの地域）でのコミュニティ同士の相互連絡をめざすこと。
- ▶ 急速な変革ではなく、現実的に一歩ずつ進む地道な取組

みが肝要であること。

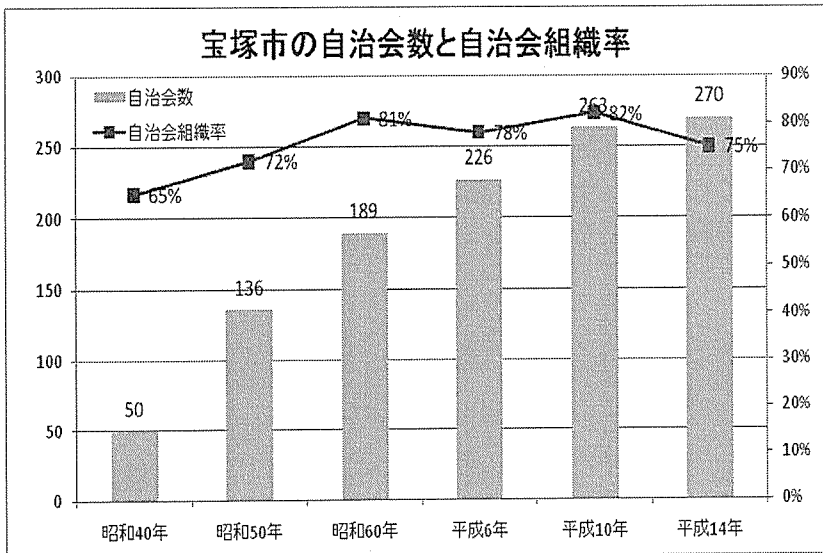
## ②自治会とまちづくり協議会

### (ア) 自治会

自治会は、200～300世帯で構成される最も身近な住民団体。宝塚市には約270の自治会が存在し、7つの地区自治会が集まり、自治会連合会を組織している。

#### (活動内容)

- ▶ 回覧板や会報の回付などによる情報提供
- ▶ 夏祭りや盆踊り大会、運動会などの交流の場づくり
- ▶ 一斉清掃、公園や花壇の世話などの環境美化活動
- ▶ 一人暮らし高齢者への訪問など、社会福祉活動
- ▶ 防犯パトロールや防災訓練など



### (イ) まちづくり協議会

概ね小学校区を単位とし、自治会を中核としながら、地域で活動する住民の連携を図る組織であり、コミュニティ活動をより活発にする“核”になる組織。宝塚市では、平成3年から11年にかけて、市内全域をカバーする20のまちづくり協議会が設立され、多様な活動が展開されている。

各まちづくり協議会において、貧富の格差はあまり関係がないが、地区の特徴によって、活動の活発さに差が出ている。宝塚市の地区の特徴は、主に①新興住宅地、②田舎、③財産区の3つに分かれている。例えば、安倉地区では、歴史的に、植木産業が盛んであるが、担い手が不足しており、まちづくり協議会の活動は振るわない。また、マンションの多い新興住宅地では、若い人口は多いが、マンション管理組合のようになっており、活動は活発ではない。

まちづくり協議会設置のメリットとしては、自治会では対応が困難な一定以上広域な課題に対応することができるようになったこと、自治会では、組織率が7割程度であり、カバーする対象に限度があるが、まちづくり協議会は市内全域をカバーするため住民全員が対象となり、より広い声が拾えるようになったこと、活動地区が小学校と一致するため、連携が取りやすくなったことなど、が挙げられる。

■宝塚市 まちづくり協議会一覧

	名 称	小学校区	概 要 (1) 設立 (2) 世帯概数 (3) 会員概数 (4) 利用会館
I ブ ロ ッ ク	① 仁川コミュニティ	仁川	(1) 平成 6. 2. 26 (2) 5,900 世帯 (3) 14,100 人 (4) 仁川会館、仁川小学校多目的教室
	② 高司小学校区まちづくり協議会	高司	(1) 平成 6. 6. 19 (2) 2,400 世帯 (3) 6,100 人 (4) 美幸会館、高司会館
	③ 良元地区まちづくり協議会	良元	(1) 平成 6. 3. 13 (2) 3,600 世帯 (3) 8,600 人 (4) 小林会館、第 1 隣保館
	④ 光明地域まちづくり協議会	光明	(1) 平成 7. 12. 10 (2) 2,300 世帯 (3) 5,800 人 (4) 光明会館、福井会館
	⑤ コミュニティすえなり	未成	(1) 平成 8. 7. 13 (2) 3,000 世帯 (3) 7,700 人 (4) 未成小学校コミュニティルーム
II ブ ロ ッ ク	⑥ 西山コミュニティ協議会	西山	(1) 平成 5. 12. 4 (2) 3,700 世帯 (3) 9,300 人 (4) ウェル西山
	⑦ まちづくり協議会コミュニティ末広	末広	(1) 平成 6. 3. 13 (2) 2,300 世帯 (3) 5,700 人 (4) 中央公民館、末広小学校多目的教室
	⑧ 一小校区コミュニティ	宝塚第一	(1) 平成 7. 12. 3 (2) 7,100 世帯 (3) 17,200 人 (4) 宝塚第一小学校多目的教室
	⑨ ゆずり葉コミュニティ	逆瀬台	(1) 平成 7. 6. 24 (2) 3,900 世帯 (3) 9,900 人 (4) 青葉台逆瀬台自治会館、逆瀬台小学校多目的教室
III ブ ロ ッ ク	⑩ すみれが丘小学校区まちづくり協議会	すみれが丘	(1) 平成 10. 3. 28 (2) 2,500 世帯 (3) 7,600 人 (4) ラ・ビスタ宝塚管理センター、御殿山北自治会集会所
	⑪ 宝塚小学校区まちづくり協議会	宝塚	(1) 平成 9. 11. 30 (2) 6,400 世帯 (3) 15,500 人 (4) 川面会館、宝塚小学校クラブハウス
	⑫ めふ小学校区まちづくり協議会	売布	(1) 平成 11. 7. 20 (2) 5,200 世帯 (3) 13,100 人
IV ブ ロ ッ ク	⑬ 小浜小学校区まちづくり協議会	小浜	(1) 平成 8. 3. 17 (2) 3,700 世帯 (3) 9,100 人 (4) 小浜会館、小浜小学校クラブハウス
	⑭ 美座地域まちづくり協議会	美座	(1) 平成 8. 9. 14 (2) 2,500 世帯 (3) 6,400 人 (4) 美座会館、美座小学校会議室
	⑮ 安倉地区まちづくり協議会	安倉 安倉北	(1) 平成 7. 9. 9 (2) 5,900 世帯 (3) 15,600 人 (4) 安倉会館、総合福祉センター
V ブ ロ ッ ク	⑯ 長尾地区まちづくり協議会	長尾 長尾南 丸橋	(1) 平成 8. 7. 13 (2) 12,600 世帯 (3) 34,500 人 (4) 長尾地区センター、東公民館、山本文化会館
VI ブ ロ ッ ク	⑰ 中山台コミュニティ	中山桜台 中山五月台	(1) 平成 3. 9. 22 (2) 5,500 世帯 (3) 15,600 人 (4) 中山台コミュニティセンター
	⑱ 山本山手地区まちづくり協議会	山手台	(1) 平成 10. 11. 7 (2) 1,100 世帯 (3) 3,000 人 (4) 山手台中学校クラブハウス
	⑲ 長尾台小学校区まちづくり協議会	長尾台	(1) 平成 7. 5. 11 (2) 3,800 世帯 (3) 9,300 人 (4) 雲雀丘倶楽部
VII ブ ロ ッ ク	㉑ 西谷地区まちづくり協議会	西谷	(1) 平成 6. 7. 8 (2) 1,100 世帯 (3) 3,200 人 (4) 自然休養村センター

### (ウ) 自治会とまちづくり協議会の連携・役割・広域のネットワーク化

新しい住民の比率拡大、価値観の多様化などにより、地域の課題も広域化しており、これに対応するためには、小さなエリアの自治会だけでは十分ではない。宝塚市では、自治会を中核としたまちづくり協議会を設立し、これらの課題に対応することを想定しており、また、まちづくり協議会与自治会が相互に連携することが、地域活動・コミュニティ活性化につながると考え支援を行っている。さらに、広域的な課題に対応することが求められ、市域を7つのブロックに分け、ブロック別まちづくり連絡会議（地域創造会議）を実施している。ここでは各ブロックから30～50名の市民代表が参加し、情報交換、行政との対話の場として機能している。

■宝塚市のコミュニティ範域と活動概要

エリア	小エリア 近隣：200～300世帯	中エリア 小学校区：約1万人、1km四方	大エリア 生活完結圏ブロック：3～4万人
地域生活の概容	隣近所の顔が見え、あいさつや近隣掃除など度々のおつきあいがある。また、育児や葬祭、宅配、防災、防犯などには役立ち、遠くの親戚より近所の助け合いが大切な地域。	幼稚園、小学校など子どもを中心とした交流、PTA活動の範囲。地域のまつり、運動会などの催しの範囲。生活用品など身近な買い物圏。 顔が覚えられ、誰でも歩いて見える範囲。 行政の地域情報との出会いも多くある。	市民生活の基盤サービスが概ねそろうエリア。 交番、郵便、市など行政の出先機関があり、行政全般の情報が提供される。 交通の拠点駅があり、大型マーケット、レストラン、市中銀行の支店及び新聞配達所等がある。
地域活動とその性格・役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>安全・安心を軸とする個人生活密着の自治活動で、街灯ケア、防災防犯、葬祭などを行う</li> <li>行政の生活情報を配布、回覧する</li> <li>道路、マンション建設など開発上の反対運動や利害の調整への取り組み</li> <li>老人クラブ、婦人会、子ども会を組織して運営する</li> <li>花壇づくり、ごみステーション・集会所管理、地域美化の取り組み、盆踊り、新年会、バス旅行など親睦事業を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>まちづくりボランティア活動、隣まちとの連携協調、同志同好の協働活動</li> <li>会食・配食など福祉ネットワーク活動</li> <li>健康スポーツ活動、運動会</li> <li>青少年育成、学習文化活動</li> <li>花ランド緑化、環境活動</li> <li>地域のまつり、防災、人権活動</li> <li>地域情報紙の作成発行</li> <li>地区別計画作成活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>連絡会議（自治会役員、民生・児童委員、PTA役員などまちづくり協議会の代表者が7ブロックごとに集まる連絡会議。市と地域が共同で開催）</li> <li>市政全般の情報伝達活動</li> <li>地域情報の連絡調整</li> <li>リーダー交流と研修の場</li> <li>行政との対話の場</li> </ul>
住民組織	自治会	まちづくり協議会 (小学校区単位のコミュニティ)	ブロック別連絡会議 (地域創造会議)



### ③地域ごとのまちづくり計画

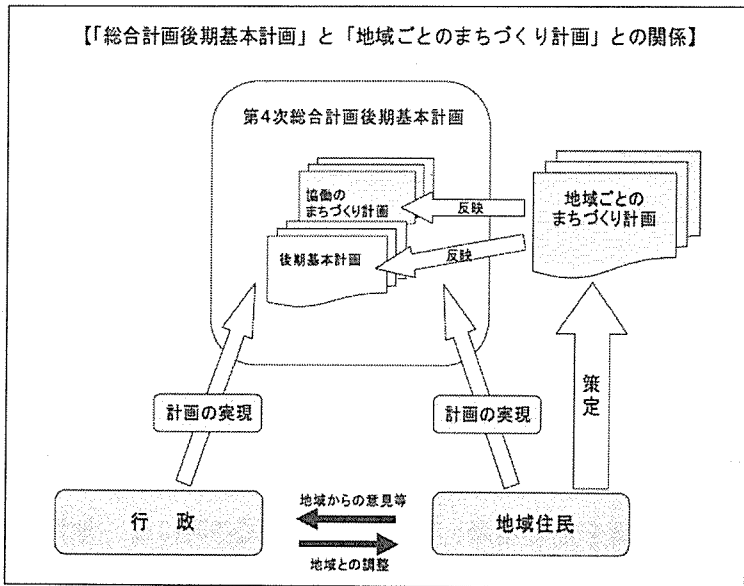
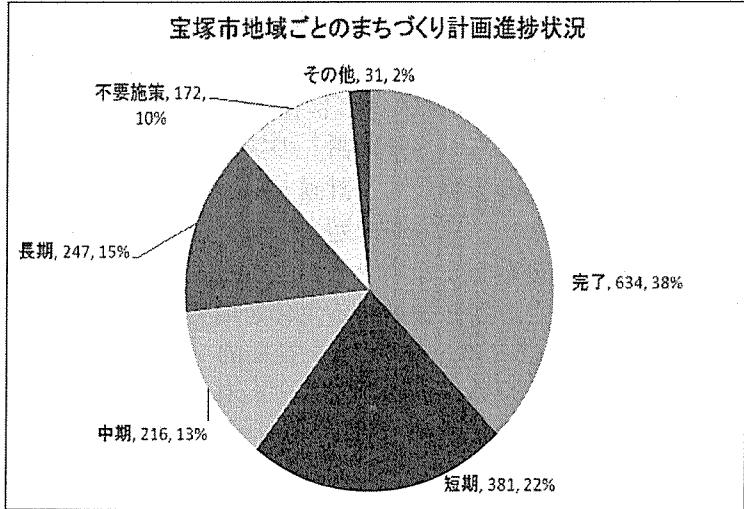
平成13年に策定され、22年度を目標年次として、宝塚市の行政運営の基本指針と将来像を定めた、第4次宝塚市総合計画の中で、“まちづくり協議会ごとに住民が主体となって策定された「地域ごとのまちづくり計画」の実現”が謳われている。

この「地域ごとのまちづくり計画」は、まちづくり協議会や自治会が中心となり、地域の課題を調べ、目標を決め、基本方針・主な施策の提案をまとめたものとなっている。地域・地域と市・市といった計画を推進する主体を明確にし、短期的（5年以内）・中期的（5年から10年）・長期的（10年以上）といったスケジュールを定めた計画となっており、市では、その進捗状況を市の総合計画の体系ごとに分類し管理している。現在、市内全体で1,681の計画が定められており、策定されてから既に634計画（37.7%）が完了し、1,016計画（60.4%）が未完了、そのうち172計画（10.2%）が不要施策と判断されている。

■宝塚市総合計画の体系と地域ごとのまちづくり計画の進捗状況

	完了	未完了				その他	計
		短期	中期	長期	不要施策		
1 安全で快適なまちづくり	200	167	88	86	66	13	620
2 健康で安心して暮らせるまちづくり	61	26	20	26	10	2	145
3 人にあたたかく、豊かな心をはぐくむまちづくり	110	32	21	23	15	5	206
4 いきいきと活力のあるまちづくり	16	16	17	5	15	0	69
5 花や緑があふれ、自然と共生する庭園のまちづくり	124	66	46	52	45	5	338
6 ふれあいと協働のまちづくり	123	74	24	55	21	6	303
計	634	381	216	247	172	31	1,681
割合	37.7%	50.2%			10.2%	1.8%	100.0%

この計画を定める際、行政と地域住民の間には、地域担当が存在し、行政各部署と地域団体との調整を行っている。行政の次・課長級退職者であり現在4名が担当している。



#### ④まちづくり協議会補助金交付金

宝塚市では、まちづくり協議会に対し、組織運営に関する事業、広報紙発行、地域ごとのまちづくり計画に位置付けられた地域事業、自然・伝統・文化などをもとに地域を見直す事業を実施する際の経費に対して補助金を交付している。補助額は、世帯数によって決定しており、全体で例年約 1,100 万円、1 まちづくり協議会あたり平均約 57 万円の交付状況となっている。

#### ⑤協働のまちづくり公募補助金

市民活動を行う団体が、市民意識や地域の実情に即して自主的・自発的に行う公益的活動に対し、市が事業費の一部を補助することにより、市民と市の協働のまちづくりを推進することを目的に実施。自主事業に対する補助金は、対象経費に対し、1 / 2 の補助率で 30 万円上限、平成 21 年度より開始した行政提案事業については、対象経費の 10 / 10 の補助率で 50 万円を上限として実施している。平成 19 年度は 11 事業の応募に対し 9 事業 198 万 8 千円、平成 20 年度は 14 事業の応募に対し 13 事業 234 万 9 千円の交付実績となっている。

### (3) 行政とまちづくり協議会に関する今後の課題

まちづくり協議会において策定されている、まちづくり計画と市の予算のリンクが重要になってくる。計画を進めたくても、市の予算措置が十分でないケースが発生してくる可能性がある。

また、一部まちづくり協議会では、まちづくり協議会と自治会との連携が不十分な場合があるため、今後の調整が必要である。

## Ⅱ 中山台コミュニティについて

### 1 中山台コミュニティの概要

校 区：中山桜台小学校区・中山五月台小学校区
設立月日：平成3年9月22日
世帯概数：5,500世帯
会員概数：15,600人
利用施設：中山台コミュニティセンター
実施事業：コミュニティまつり、長寿まつり、第九コンサート、高齢者夕食会などの活動を行っている。広報紙「中山台コミュニティ11」を発行。

もともとは、中山寺（聖徳太子建立といわれる由緒ある寺院）の里山であったが、昭和40年以降の開発で新興住宅街として発展した。平成4年に中学校区単位で中山台コミュニティセンターが設置されたことをきっかけに、コミュニティ協議会を発足、11の自治会（自治会組織率は79%）から組織されている。宝塚市のまちづくり協議会は、原則小学校区であるが、当コミュニティでは、歴史的背景・関わりを理由に、中学校区（2つの小学校区）を域内としている。世帯数は微増しているものの、人口は減少しており、これは単身高齢者世帯が増加しているためと考えられる。

住民アンケート<sup>1</sup>によると、自然の豊かさ、街並みの美しさ、総合的な住み心地には満足であるが、医療・福祉・介護サービス、日常の買い物などの利便性、まち中の歩きやすさ（坂が多い）に対して不満があるという結果が出ている。

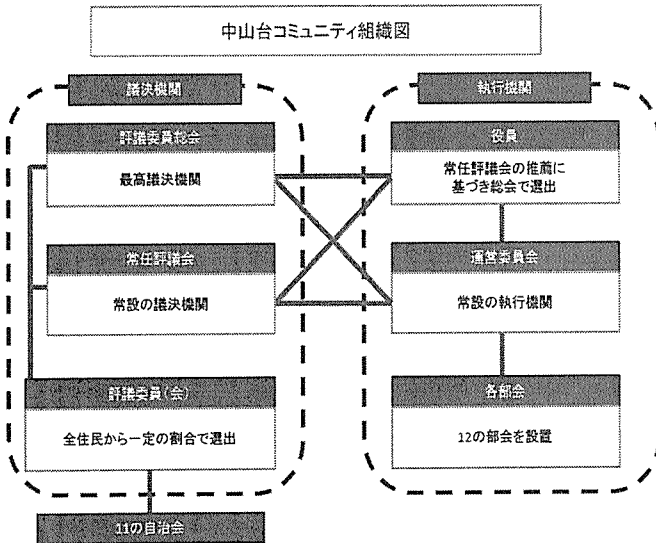
---

1 関西学院大学実施によるアンケート結果より。

## 2 コミュニティの組織と特徴

### (1) 組織

中山台コミュニティでは、議決機関として評議委員会の中に、評議委員総会と常任評議会、執行機関として執行部役員、運営委員会、各部会を設置している。評議委員総会は、最高の議決機関として、各自治会から選出された評議委員合計40人からなり、年に1回、基本方針の決定、会長の選任などを行う。常任評議会は、常設の議決機関として自治会長と運営委員会役員の16人からなり、事業計画案・予算案の承認などを行う。運営委員会は、常設の執行機関として、各部長と自治会代表者の21人で構成され、まちづくり協議会の事業全般の日常活動を行っている。



部会は、センター委員会（指定管理者としてコミュニティセンターを運営する）、総務部、広報部（広報紙を年6回発行）、福祉部（介護講習会や高齢者の学校給食への参加を行う。平成19年度は、11,806人の利用実績あり）、地域文化活動部、緑化環境対策部（ヤシャブシアレルギーが問題になったことを受け発足。地域内の緑化活動を実施）、生涯学習部、健康推進部、スポーツ部、

子ども部、青少年育成部、県民交流広場部の12部会が設置されており、それぞれが、自治会と連携して各事業を実施している。

## (2) 特徴

中山台コミュニティの特徴として、地域内全ての自治会が参加しており、自治会とコミュニティが良好な連携を行っていることが挙げられる。一般的にまちづくり協議会と自治会の間では、意思の疎通が不十分になるという問題が発生することもあるが、中山台コミュニティでは、自治会が選任する評議委員が議決機関のみならず執行機関にも参加することで、自治会と部会の対立を防ぎ、組織内の風通しを良くする工夫を行っている。

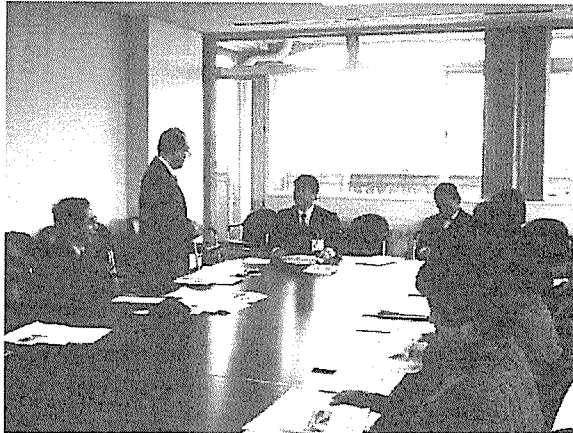
また、中山台コミュニティセンターは平成4年に開設され、当初は市の直営で運営していたが、18年度からコミュニティが指定管理者として、10名の地域住民がスタッフとして管理運営に携わっていることも特徴的な事業である。平成22年度から地域内に開館する図書館の分室についても、コミュニティが地域で専門知識を持つ人材を募集し、指定管理者として運営を行う予定である。

コミュニティの運営費については、平成21年度290万円（自治会から91万円、行政から68万円、社協から33万円、繰越金48万円）の予算を計上している。この中の自治会からの拠出金については、1戸当たり年間200円の自治会費を徴収し、うち100円をコミュニティに拠出している（残りの100円は、緑化環境対策部会の緑地整備に充てられている）。

## 3 今後の課題

中山台コミュニティにおいては、坂の多い暮らしにくいまちの構造、新興住宅地として暮らしにくい人間関係、少子高齢化の進行に対する対策が課題となっている。課題解決のため、平成21年度は厚生労働省の「安心生活創造事業<sup>2</sup>」に採択されたため、今後の3年間の受託期間内で、地域内のニーズや地域内の支援を必要とする人をカバーする仕組みづくりを目指す。

また、「地方分権」「地域分権」「地域自治」「新しい公」の重要性が大きくなっていく中で、まちづくり協議会や行政・自治会では何ができるかを今後検討していく必要がある。



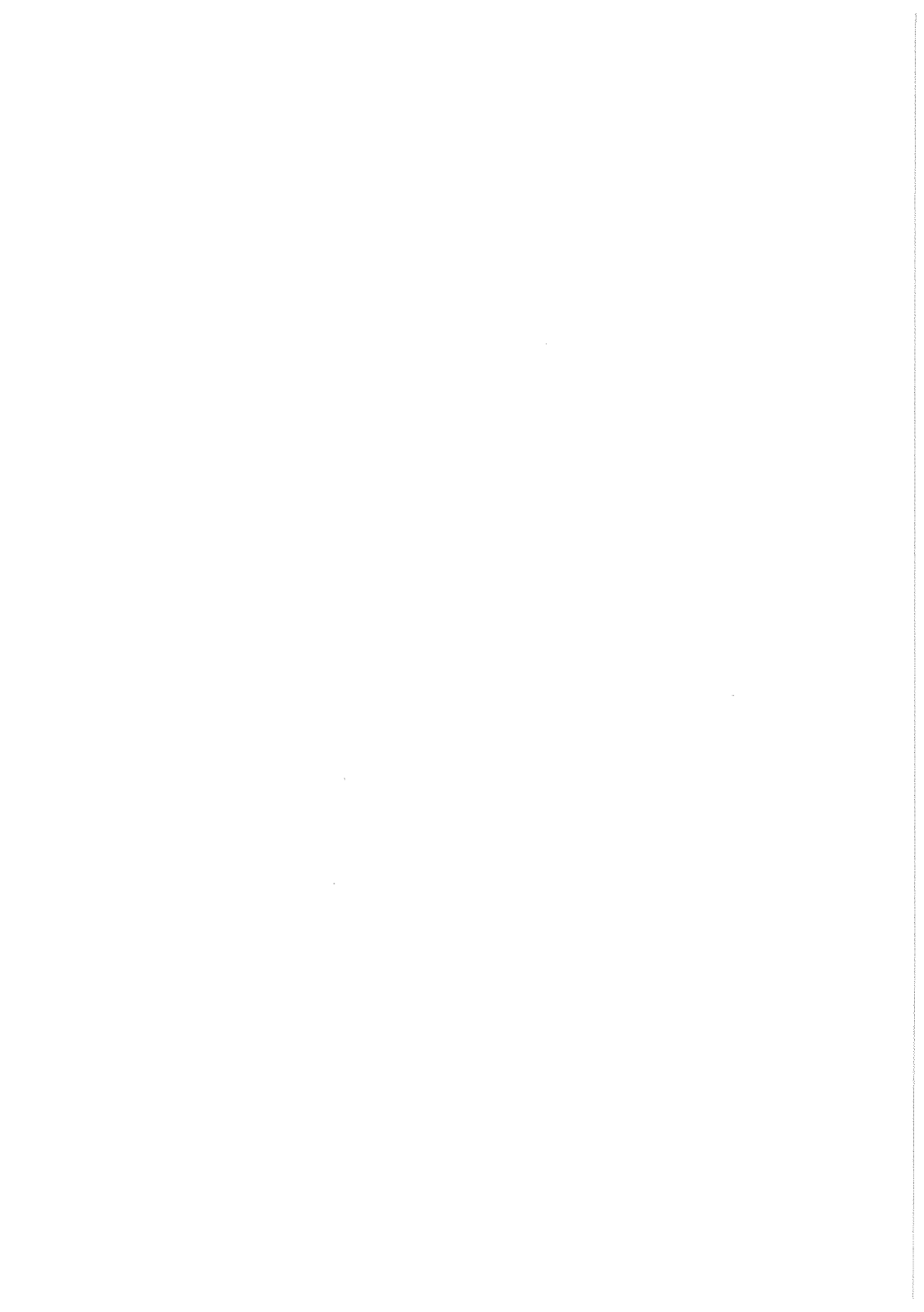
▲視察風景



▲宝塚市庁舎外観

---

2 厚生労働省「安心生活創造事業」は、市町村と国とが協働して地域福祉推進に取り組む事業に対する補助金。モデル事業の実施や効果検証・地域福祉ネットワークの形成・意見交換の実施や先駆的取組みに関する情報発信などを行うことを目的としており、全国で55の市町村が選定された。





## 地域デザインフォーラム視察報告 (新開地まちづくり NPO)

日 時：2010年3月5日（金）10：30～12：15

会 場：新開地まちづくり NPO 会議室

説明者：（新開地まちづくり NPO）

古田篤司事務局長・実践タウンマネージャー

出席者：（大東文化大学）

中村昭雄政治学科教授 浅野美代子法律学科教授

大杉由香環境創造学科准教授

（板橋区）

大澤宣仁東清掃事務所長 宮津毅再開発課係長

村山寛子生きがい推進課係長 柏田真健康推進課主任主事

事

視察目的：NPO が地元と行政との意思疎通のパイプ役として、  
タウンマネジメント機能を果たし、「こわくて汚い  
まち」になってしまったかつての「西の浅草」を明る  
いまちに再生させた、成功事例について視察する。

---

### 1 新開地地区と新開地まちづくり NPO の歴史と概要

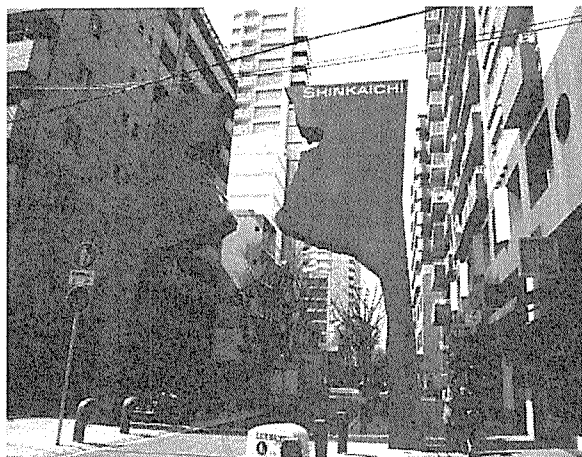
新開地地区は、神戸市の中心ゾーンから西寄りに位置する商店街。

新開地のまちは、明治 38 年に旧湊川を埋め立てて造られ、数年で芝居小屋や活動写真屋が立ち並ぶようになった。同時に神戸市役所や企業の中核機能も集中して、関西を代表する一大歓楽街になり、「東の浅草・西の新開地」と呼ばれるまで繁栄した。

戦災で焼け野原になったが、昭和 30 年代まで神戸の中心として栄えた。しかし、戦後、地区の南半分にあたる広大な土地を占領軍がキャンプに接収したため、神戸市役所を始め、業務の中核

機能も三宮へ移転、徐々に商業集積密度も低くなる。その後、衰退の一途をたどり、メインストリートの半分は空き地、「行ってはいけないまち」「こわいまち」として、市民の足は遠のくようになった。

その後、神戸市が住民参加の「まちづくり条例」を制定したことを受けて、昭和60年に「新開地周辺まちづくり協議会」を発足させ、再開発を進めていった。



▲新開地商店街のシンボルゲート

阪神・淡路大震災で地域は大被害を受けたが、国の事業を活用し、商店街アーケードの再建や復興住宅の建設で都市環境の整備が進んだ。一方で、当面の復興に目途がつくと、ソフトコンテンツの不足が意識されてきて、ソフトとハードを一体で整備する必要性が出てきた。ソフト事業を行うには多種多様なメンバー間の調整が必要になり、これを推し進めるための強い主体として、平成11年に「新開地まちづくりNPO」が設立された。地縁やコミュニティをベースとしたNPO設立は、日本では珍しい例。

### 新開地まちづくり NPO の概要

理 事	9人（まちづくり協議会の執行部＝商店街・自治会関係者）
専任スタッフ	5人
年間財政規模	3,000万円

## 2 タウンマネージャーと多様な主体のパートナーシップ

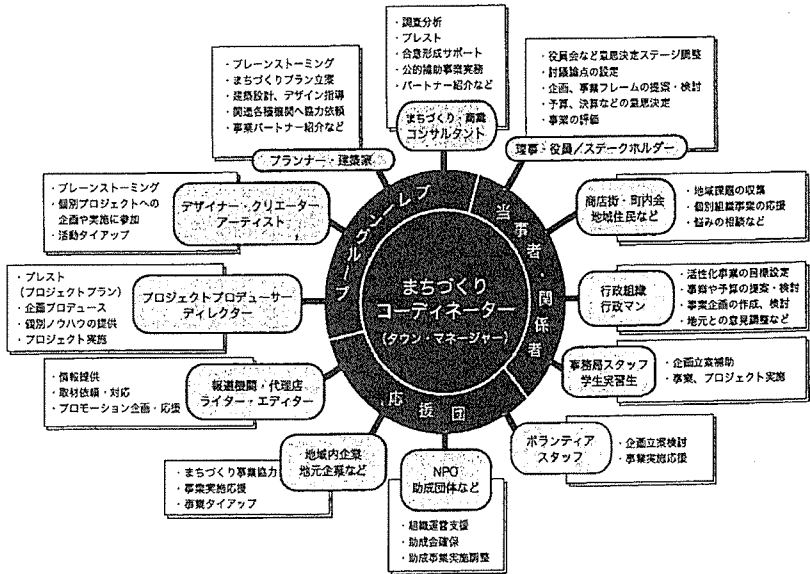
### (1) タウンマネージャーの役割

新開地まちづくり NPO の中でも中心的に活動している、実践タウンマネージャーは、離れたところにいる、単なる請負のまちづくりのプロではなく、現場において意識付け・アドバイスを行うまちづくりの専門家である。具体的には、次のような仕事を行っている。

- ・まちづくりの主体づくり
  - 担い手づくり、組織づくり、アクター間の協力体制づくり
- ・まちの再生プランニング
  - 再生ビジョンづくり、個別事業計画づくり、機運づくり
- ・コーディネート実務
  - 状況把握、ワークデザイン＝シナリオ書き、テーブル（場）の設定
- ・プロジェクトの実施
  - 「一員・主要メンバー」であり、かつ「伴走者」「応援団」

まちづくりに必要な一定の知識と経験・実績を持ち、マーケティングのセンスとコミュニケーションスキル、企画プロデュース、関係者コーディネートの能力が必要。

実践的タウンマネージャーの人脈・職能・業務イメージ

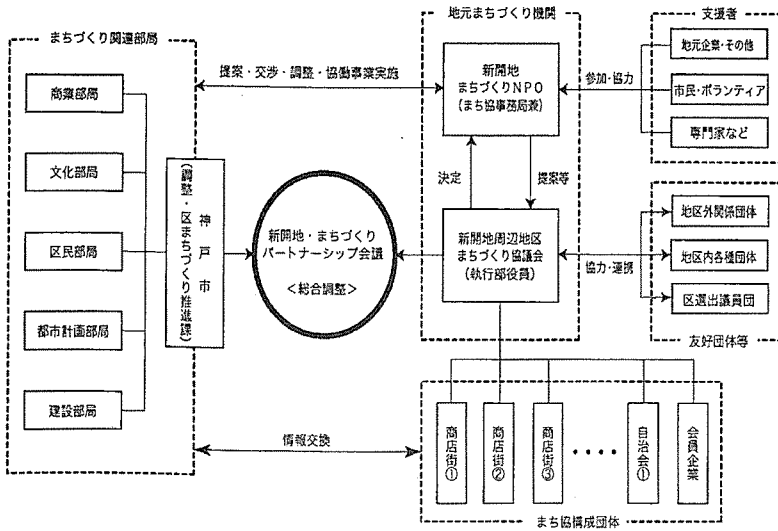


(2) 新開地における官民連携の仕組み

新開地では、NPOがそのトータルなコーディネートを行政と相談しながら行うというポジションが生まれ成果を上げた。

総合調整を「新開地・まちづくりパートナーシップ会議」で行っている。行政側は課長級が出席し、年2回9月（予算編成に合わせて）、3月（実績の報告のため）に開催している。

新開地における官民連携のイメージ



### 3 新開地まちづくり NPO の市街地活性化戦略

#### (1) ビジョンの設定とポジショニングの確認

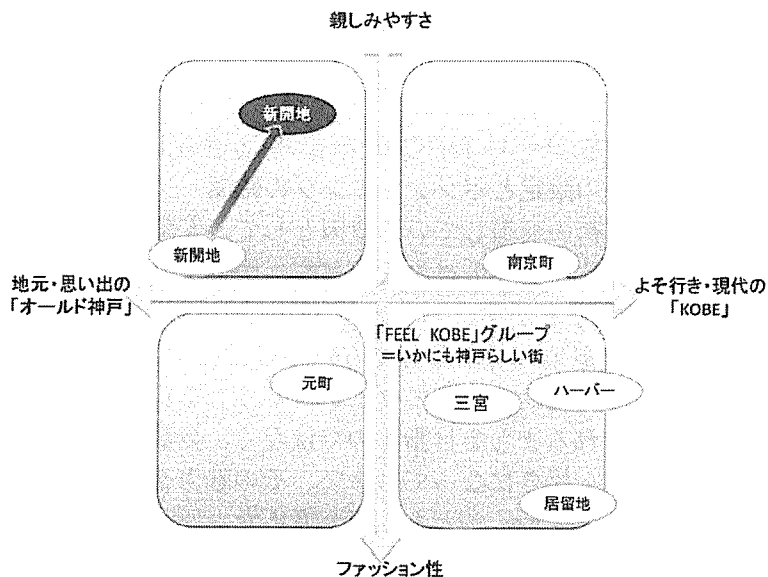
一般的に、街の衰退している原因として、大型店の郊外出店、駅前の魅力低下、公共公益施設の移転、居住人口の減少、高齢化と後継者難などが挙げられる。しかし、これらをすべて解消しても、衰退地の対策として有効とは言えず、新開地では、「衰退地再生の戦略＝まちのファンづくり」を目指した。市民全てに支持されるまちを目指すのではなく、少数でも、街の魅力に気付いて、好きになってもらい、その魅力を自ら発信してくれる人を作っていくことが重要と考えた。

そこで、まず、「神戸の空気に似合わない」「こわいまち」「常連客や良質店・スポットが存在」しているという、現状を知り、「神戸有数の繁華街」を目指すのではなく、「個性的な商業地」として生き残っていく、という方向性を定め、「B面の神戸・新開地」というビジョンを打ち出した。

ビジョン実現のために、「まちの現在地と目的地の関係を  
知る」ポジショニングの確認を行った。その結果見えてきたのが、  
港町や横丁という魅力的なコンテンツがある一方、「こわいま  
ち」というイメージにより、「親しみやすさ」が不足している  
ことが明確になった。

次に、まちのファンになってもらえる人（ターゲット＝シー  
ダー（種をまく人））はだれかを考え、「新開地に甘い思い出を  
最後に残す、団塊世代」、「独自の価値基準を持っていて感性が  
豊かな、自立した元気な大人の女性」の2つにターゲットを定  
めた。

### 新開地のポジショニング



## (2) まちの特徴・魅力を伝える活動

### ①新開地ファンづくりPR活動

新開地まちづくりNPOの広報活動の特徴は、ターゲットを絞り込んだうえで、クチコミを重視している点にある。

「新開地ツアー」という1回5,000円で6時間をかけて新開地を練り歩くミニツアーを実施しているが、1回10名という定員で女性限定、毎回受付開始から数分で定員が埋まる。ツアー参加者からのクチコミや新たな参加者を連れて再び参加してもらうことを狙っている。

「新開地映画祭」では、自立した元気な女性をターゲットに「女性限定・LOVE&EROS」というコンセプトで上映会を開催。NPOスタッフもボランティアも全て女性で企画され、参加者の満足度も高くリピーターも多い。映画館や大衆演劇場が残るまちの魅力をPRするイベントとなっている。

「新開地音楽祭」は、毎年5月に行われる、出演者1,300人の地区最大のまつり。まちじゅうがステージとなり、参加者・来場者が新開地ファンになる仕掛けを満載している。もともとは行政側が開催していたものだが、現在は、企画をNPOが行い、市民参加型で運営を行っている（運営費の6割が行政からの補助金）。イベント開催月は、周辺商店の売上げも上がるということで、まち全体での協力体制も充実してきている。

いずれのイベントも地道ではあるが、リピーターを生み、クチコミ等により徐々に認知度は上がっている。

### ②まちのコミュニティを維持・発展させる活動

上記のような活動により、ファンは確実に増えてきているが、まだ、自然発生的にファンが増えていく状態ではない。自然に人が集まり交流できるよう、市街地の中心に位置する「湊川公園」の再整備に取り組んでいる。当初行政が改修計画を策定したが、それにストップをかけ、NPOを中心に地域の要望をまとめ、改めて設計案を行政に提示した。公園

は、人が少ないと荒れるといわれており、日常的に人が集まり、交流できるように、集客の拠点となるような公園づくりを提案し、行政・事業者・NPOで協議しつつ計画を進めていった。また、合わせて、新開地らしい雰囲気を残す、横丁の整備にも取り組み、まちの魅力を増やしている。

### (3) 協働を盛り上げるためには

地域において協働を盛り上げるためには、協働の理論より、実践が大切であり、「旗＝目指すもの」を掲げ、まず、“やる”内容と覚悟を決めることが重要。世の中の流れもあり、安易に協働を推進したり、目的があいまいなまま協働を行っていることが多い。現状の地域課題「現在地」を明確にし、ビジョンとその先にある「目的地」を決め、具体的な活動内容「戦略」を立てるという道筋をたてる必要がある。





▲視察風景



▲新開地センター商店街アーケード入口



# 地域デザインフォーラム ヒアリング報告 (板橋区政策企画課)

日 時：2010年6月3日(木) 18:30～20:30

会 場：板橋区役所 303会議室

説明者：(政策企画課)

相田治昭政策企画課担当係長 小西達也政策企画課主  
査 吉田有政策企画課主任

出席者：(大東文化大学)

東田親司政治学科教授 浅野美代子法律学科教授  
(板橋区)

大澤宣仁東清掃事務所長 宮津毅再開発課係長  
村山寛子生きがい推進課係長 柏田真健康推進課主任  
事

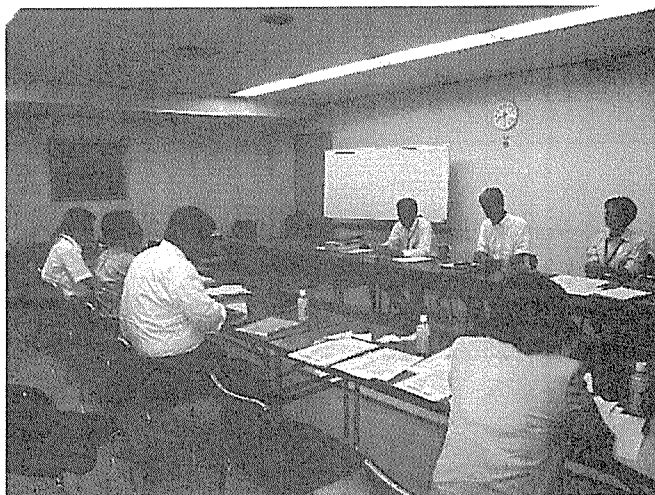
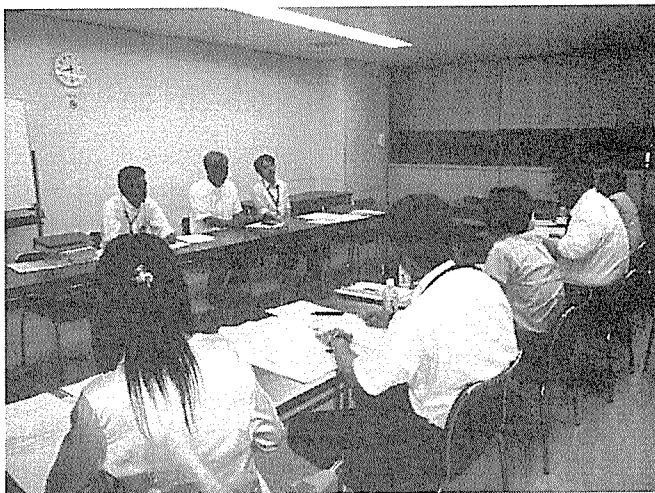
目 的：板橋区における、自治基本条例、自治力UP、行政評価  
の実施状況や今後の予定についてヒアリングを行う。

---

## 1 自治基本条例について

### (1) 自治基本条例とは

自治基本条例は、北海道ニセコ町において日本で初めて制定され、現在、特別区では、杉並区・豊島区・足立区・中野区・文京区で制定済み、墨田区・新宿区と板橋区で制定中となっている。ニセコ町では、町が中心となり制定したが、杉並区や三鷹市では、住民協議会を設立し、ワークショップ形式で制定していったなど、それぞれの自治体の特徴がある。



▲政策企画課ヒアリングの風景

自治基本条例は、一般的には、

- ①自治体を運営するための基本理念（自治の基本理念や情報の共有、住民参加・協働の推進など）
- ②参加と協働を推進するための仕組み（パブリックコメント、審議会の公開など）
- ③行政運営の基本原則（基本構想・基本計画の策定、情報の公開・提供、行政評価など）

が盛り込まれる。

自治基本条例は、基本構想・基本計画や各種条例よりも上位に位置し、これらの各種条例等の考え方や仕組み・制度などのガイドラインとなるものである。

板橋区では、制定までに、区民中心のワークショップ形式で議論を進め、その後、議会に提出、施行を予定している（越谷市では、200回にも及ぶワークショップを開催し議論を行った。）。

そのプロセスとして、板橋区では、地域協働の仕組みを整えてから条例制定という流れだが、豊島区では、条例を制定後にコミュニティを形成するという手法をとっているなど、その進め方は様々である。

## (2) なぜ自治基本条例を制定するのか

少子高齢化が進み、人口も減少し、一方で行政ニーズは増加してきており、財政状況は悪化している。このような状況に対応するためには、子育て・介護など、これまで行政が行ってきた分野を、これからは、区民との協働によって進めていくという「新しい公共」という概念が必要であり、自治基本条例は、それを制度的に保証するために制定を目指している。

## (3) 自治基本条例を制定することで

自治基本条例を制定することで、即、何かが変わるということはない。区民・区職員の意識が徐々に変わっていくことが期待されている。具体的には、区民にとっては、「参加」するた

めに情報公開等を「武器」にすることが考えられ、区職員にとっては、それに機敏に対応する意識が必要となってくる。

杉並区では、条例の見直しが予定されているように、板橋区は、後発自治体としてメリットを生かし、他自治体のよいとこを学び、議論を深め制定を進めていく予定である。

#### (4) 自治基本条例制定に向けた動き

今後、ワークショップ形式をとり、議論を進めていく。ちなみに、ワークショップの応募区民は、50名募集に対し49名が応募している。議論の際のファシリテーターは、委託業者が行い、区職員や大学教授等が連携しサポート役を行う。その後、議会へ議案を提出し、議会で認められれば施行していく、という流れを考えているが、他自治体の状況を見ると、そのままでは認められないケースもある。

## 2 自治力UPについて

### (1) 地域会議設置について

現在板橋区内には、約200の町会・自治会が存在しており、区が実施する青少年健全育成・防災・防犯活動を町会・自治会にお願いして、実施してもらっている。

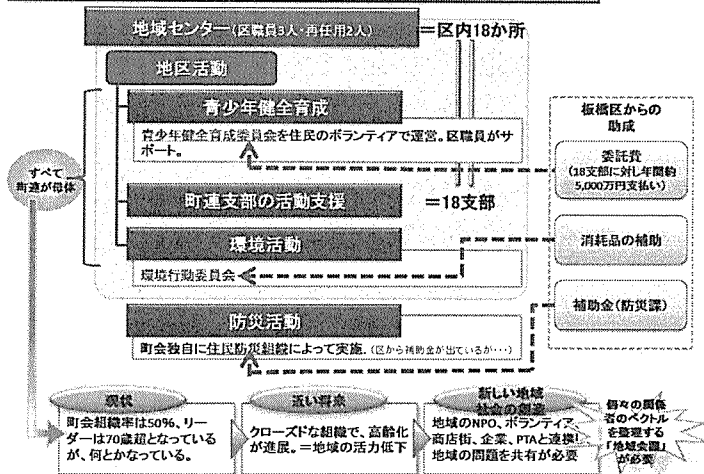
一方、地域センターは、区内に18センター設置されており、これは、町連の18支部に対応している。青少年健全育成、環境活動等行っているが、いずれも町会が母体となって実施しており、現在、高齢化・重複化が進んでいる。

現状であれば、なんとか地域活動を維持できているが、近い将来活動が停滞、地域の活力が低下することが予想されている。地域には、NPO・ボランティア・商店会・企業・PTAが存在しており、今後、これらと地域の問題共有が必要であり、その個々の意識のベクトルを整理する「地域会議」の設置を目指す。

ただし、下記のような課題もあるため、いきなり「地域会議」を設置するのではなく、地域の情報を共有する「地域情報連絡会」の設置という段階を踏み、地域の縦割りを排除し、横

の連携を充実させていく。

板橋区における「地域会議」設置について～現状とその必要性～



なお、協働に関する全庁的な施策は、地域振興課の協働推進担当係長がメイン担当となり、今までの経緯等もあるため、政策企画課職員がサポートして進めていく。

(2) 課題

町会・自治会は今までも同様の活動を行ってきた自負もあり、特定の地区ではあるが反対の声が多い。また、各団体も既に町会メンバーになっていることもあり、組織の屋上屋になってしまう可能性もある。

また、地域会議は、中学校単位での設置を予定している。一方教育委員会では、小学校単位で独自に「いきいき寺子屋事業<sup>1)</sup>

1 「いきいき寺子屋事業」：土、日曜日や放課後に学校施設を活用して、各学校ごとに事業を実施。事業の実施形態については、クラブ形式やイベント形式があり、その地域や保護者の特色を活かした内容で、工作教室、料理教室、英会話教室、パソコン教室、各種スポーツ、デイキャンプ、おまつり、ボランティア・奉仕活動など様々な事業を実施している。

「スクールガード（見守り）事業<sup>2</sup>」「学校支援地域本部<sup>3</sup>」「あいキッズ事業<sup>4</sup>」を実施しており、これらは、18地域センター単位で行う青少年健全育成事業と類似・重複するものがある。今後は、それら事業の整理が必要。

柏市では、新興住宅街ということもあり、ふるさとをつくるということを目的に行政と住民で「ふるさと協議会<sup>5</sup> (<http://www.sepia.dti.ne.jp/rengoukai/aboutus.html>)」というコミュニティを設置している。板橋区のように歴史がある地域とは事情が異なるが、地域の成熟度に合わせ、「目的」を設定しコミュニティ施策を推進していくことも必要かもしれない。

---

2 「スクールガード事業」: 下校時の児童の安全を確保するために、通学路やわき道などを防犯パトロールし、犯罪に巻き込まれることを抑止するための活動を行う、地域の方々のボランティアによって実施。

3 「学校支援地域本部」: 家庭・学校・地域が一体となって地域ぐるみで子どもを育てる体制を整えることを目的とし、学校が必要とする活動について、地域のボランティアの方々が参加することにより、学校を支援する仕組み。地域が学校運営を支援することにより、教員が子どもと向き合い、本来の教育活動に専念することが可能となる。

その基本的なしくみは、学校の求めに応じてどのような支援を行うかといった方針などの企画・立案を行う組織である「代表者会議」、学校とボランティア間の連絡調整役となる「地域連携コーディネーター」、実際に学校支援活動を行う「学校支援ボランティア」で構成されている。

4 「あいキッズ事業」: 次代を担う子どもたちの健やかな成長と多様な体験を通じた豊かな人間形成を願って、地域コミュニティの基盤である学校内で、放課後子ども教室と学童クラブを一体的に運営する新しい放課後対策事業。

5 昭和 55年以降、柏市内 20のコミュニティエリア毎に「ふるさと協議会」が設立された。心のふれあういきいきとした住み良いまちづくりを市民と行政が一体となって推進していく「ふるさと運動」の推進組織として、各地域の近隣センターを拠点にして、地域の実情に応じた様々な活動を行っている。

現在、各地域の「ふるさと協議会」は概ね、町会・自治会長のほか、子供会、老人会、民生委員、健康づくり推進員、青少年育成団体などで構成され、「各種団体間の調整」、「住みよい地域づくり」、「防災・安全」、「生涯学習・文化活動」、「体育活動」、「生活環境の向上」、「地域福祉の増進」等を事業として、「安心・希望・支え合い」のまちづくりの中心的な担い手となっている。



### (3) 具体的取組み

#### ①民間交番「森の番所」

民間交番を商店街が中心となり、町会・自治会・PTAに働きかけ、設置が実現した。ハード部分に関しては、「東京都特定施策推進型商店街事業」に認可され補助金を受けたが、ソフト部分に関しては、ボランティアで運営。防犯対策、地域交流の拠点として、地域活性化につなげていく。

(参考) 先行事例として明大前に地域住民によって設置された民間交番がある。ボランティア自警団を中心に民間交番を設置。正規の交番が設置された後も、犯罪率を抑えるために存続し、運営している。

民間交番「ピースメーカーズボックス」HP：

[http://www.jcadr.or.jp/sankagata\\_jirei/jireiset/jirei07/jirei07.htm](http://www.jcadr.or.jp/sankagata_jirei/jireiset/jirei07/jirei07.htm)

#### ②区立公園の里親「グループけやき」、花づくりグループ「さくらの会」

「グループけやき」は、前野町の公園新設にあたってワークショップを行っていたメンバーを中心に、「けやきの公園」を地域住民で維持・管理するために結成されたボランティア団体。区と協定を結び、協働で公園の維持管理や区の補助金なしで地域の交流イベントを実施している。また、一般の区の公園とは違い、花づくりグループ「さくらの会」において、花壇の維持管理やハーブの寄せ植え講習会なども行っている。

#### ③「ジョブ・シャドー・デー」

「ジョブ・シャドー」とは、職業体験プログラムの1つ。ものづくりへの地域の理解と次世代育成を目的に、高島二中の職場体験学習の一環として、区の補助金なしで実施している。前年度の生徒が今年度の生徒に教える、というように毎年改良されている。また、企業側も「見られている」ということから、意識の改革が起こっている。

### 3 行政評価について

#### (1) 板橋区における行政評価

施策や事務事業の目標や成果を数値など区民にわかりやすい形で示し、達成状況を行政及び外部評価機関が評価・検証し、評価結果を区民に公表するとともに、予算執行や計画策定、事務事業の見直し等に反映させていくことを目的に、平成13年度から実施している。

板橋区の場合、客観性と公正性を担保するため、第三者評価機関として「板橋区行政評価委員会」を設置し、学識経験者や区民による外部評価を行っている。区としては、全事業に対し数年計画で外部評価を行う意向であるが、今までに6割程度が終了している。

#### (2) 評価対象の重点化と区民の行政参加

今年度の基本的な方針として、評価対象の重点化と区民の行政参加が挙げられる。

##### ① 評価対象の重点化

評価対象の重点化を進めるにあたり、昨年度二次評価において、施策および施策を構成する事務事業すべてが「継続」であった施策を評価対象外とした。

##### ② 区民の行政参加

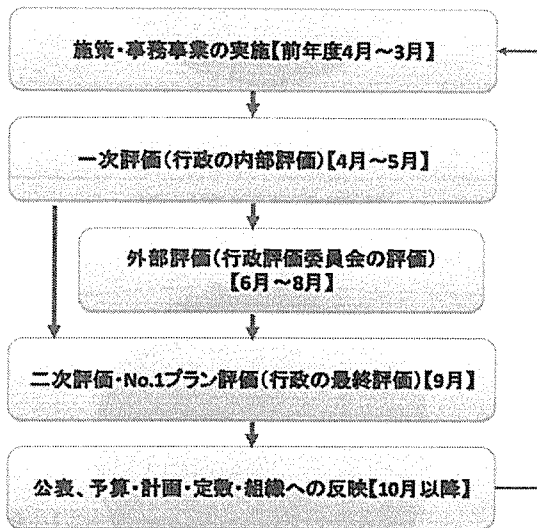
区民の行政参加の観点から、原則評価委員に施策・事務事業の選定をお願いしているが、幅広い区民の意見を反映させるため、区民満足度調査の満足度の低い事業の選定を行った(杉並区では、区民アンケートで評価の参加を行っている)。

また、今年度は、外部評価委員の区民公募委員を2名、学識経験者を1名増員し、選定施策・事業数は約20施策60事業(昨年度は19施策51事業)を評価実施する予定。区民公募委員は3名の募集に対し3名の応募があった。さらに、今回から外部評価における部局ヒアリングを全面公開して実施することとなっている。

### (3) 行政評価の流れ

PDCA サイクルに則り、おおよそ下図のとおりの流れとなっている。二次評価を行う際に、評価原案は政策企画課が行う。所管課と意見が食い違うこともあるが、原則は、議論を行い、折り合いをつける。まれに、折り合いがつかず、庁議の場において部長同士で議論し、区長が裁定を行うこともある。

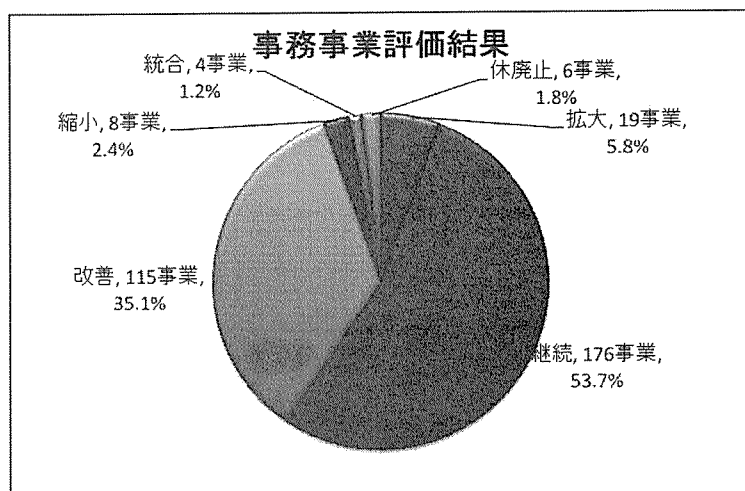
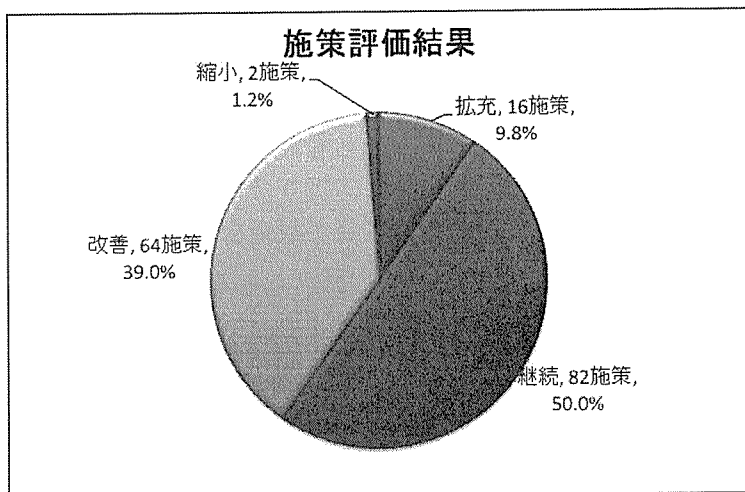
#### 板橋区の「行政評価」の流れ



### (4) 平成 21 年度行政評価結果について

平成 21 年度の施策評価結果は、50.0%が「継続」、39.0%が「改善」、9.8%が「拡充」、1.2%が「縮小」となっている。事務事業評価は、53.7%が「継続」、35.1%が「改善」、5.8%が「拡大」となっている。

事業仕分けの外科手術のような効果はなく、「縮小」「改善」の割合が高いが、必ずしも予算と連携していないものもあり、予算上への反映額は少ないと思われる。



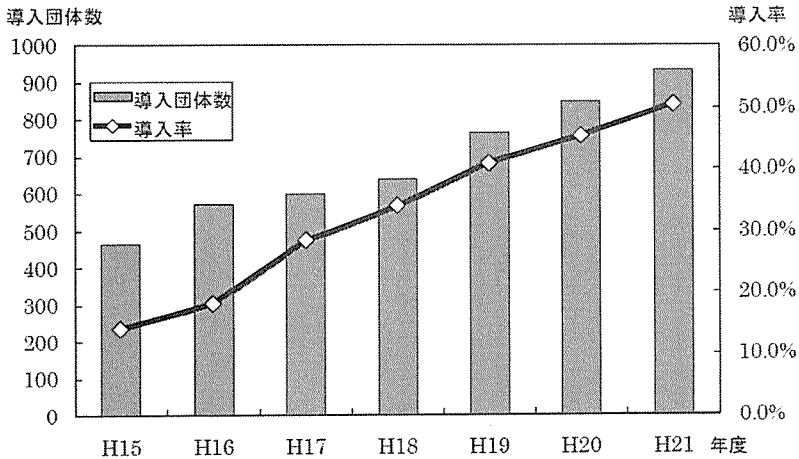
#### (5) 行政評価の今後

全国的に、行政評価を行っている自治体は増加傾向<sup>6</sup>にある。現状においては、事業仕分けについて、その効果・成果が明確

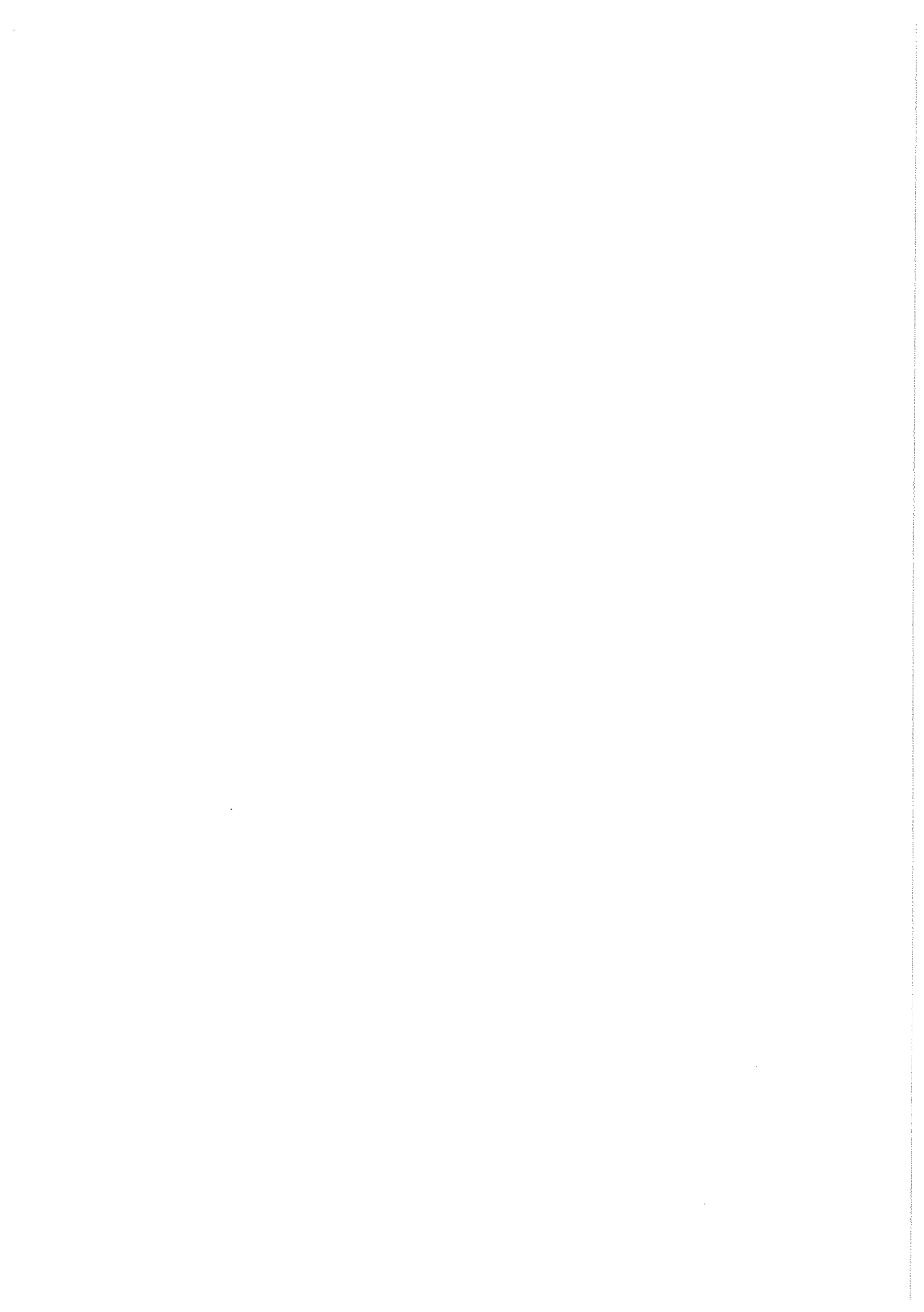
6 出典 総務省「地方公共団体における行政評価の取組状況」(平成 22年 3月 16日)。http://www.soumu.go.jp/iken/pdf/100318\_1.pdf

に判断できていないということもあり板橋区では実施する予定はない。これまでも、行政評価は、毎年外部の評価委員に評価され、それを反映させることで、改善を図ってきており、今後とも充実を図っていく。この行政評価と予算・監査等の関係、必要書類の様式の統一や実施の時期などを含め、今後、コンサルタントを導入し、1年間かけて研究を行い、行政経営品質の向上を目指していく。

行政評価導入率(都道府県・市区町村)の推移



調査時点	平成 15 年 7 月末	平成 16 年 7 月末	平成 18 年 1 月 1 日	平成 18 年 10 月 1 日	平成 19 年 10 月 1 日	平成 20 年 10 月 1 日	平成 21 年 10 月 1 日
全団体数 (都道府県・市区町村)	3,254	3,169	2,122	1,887	1,870	1,857	1,843
導入団体数	465	573	599	641	764	846	932
都道府県	46	46	46	45	46	47	46
政令指定都市	13	13	14	15	17	17	18
市区町村	406	514	539	581	701	782	868
導入率	14.3%	18.1%	28.2%	34.0%	40.9%	45.6%	50.6%



## 地域デザインフォーラム視察報告 (グループけやき)

日 時：2010年6月13日(日) 8:00～11:00

会 場：板橋区立けやきの公園(板橋区前野町一丁目48番5号)

説明者：(グループけやき・花づくりグループさくらの会)

飯島廣夫さん 齊藤ツヤ子さん ほか当日活動に参加されていた方々

出席者：(大東文化大学)

大杉由香環境創造学科准教授  
(板橋区)

大澤宣仁板橋東清掃事務所長 宮津毅再開発課係長  
村山寛子生きがい推進課係長 柏田真健康推進課主任  
事

視察目的：板橋区前野町一丁目の公園新設にあたりワークショップを行っていたメンバーを中心に結成されたボランティア団体「グループけやき」の、「地域がつくる公園制度(旧公園の里親制度)」に基づく活動内容を現地調査し、10年間活動が続いている成功要因等について学ぶ。

---

### 1 板橋区地域がつくる公園制度とは

制度を所管する板橋区土木部みどりと公園課のホームページ及び資料によると、板橋区地域がつくる公園制度とは、地域の共有財産である身近な公園を地域住民で見守ることにより公園の美化と郷土愛の醸成に寄与することを目的とし、板橋区と地域住民が公園の管理について互いの役割を決め一緒に管理するための協定を結ぶものと規定されている。

具体的な役割分担は、公園の清掃・除草・簡易な刈込み・遊

具の点検等を地域住民が結成したグループで行い、ごみの回収・トイレの清掃・樹木剪定・遊具の修理等を区で行うというものである。

なお、地域住民で結成するグループは、町会でなく、かつ誰でも参加できるオープンなグループであることが求められ、活動費の支給と倉庫の貸与を受ける一方、区へ活動報告書・経理状況報告書を提出する義務を負う。

平成 22 年 4 月 1 日の時点で、区立公園 333 か所及び公園以外の管理地 24 か所合計 357 か所のうち、板橋区地域がつくる公園制度に基づくグループが活動する公園等は 24 か所となっている（平成 22 年 6 月 17 日みどりと公園課に電話で確認）。

## 2 グループけやき結成の経緯と目的

### (1) グループけやき結成のきっかけ・経緯

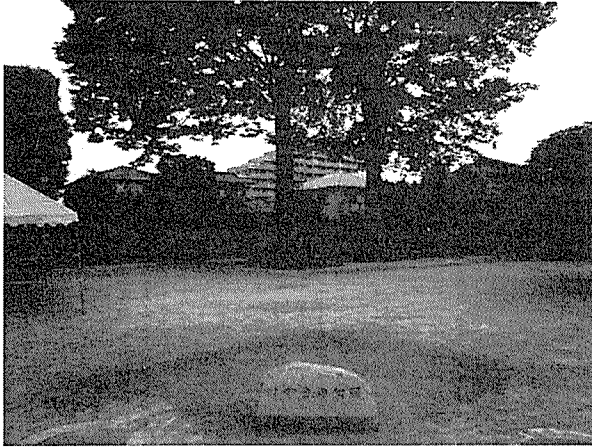
12～13 年前、現在のけやきの公園がある場所は、工場を併設した住宅が建つ個人の敷地であった。この土地が、相続で売りに出されることになったため、近隣住民から区へ土地の取得を要望した。区が取得しなければマンションが建つ可能性が高く、この周辺で行事等を行う場が無く交流の場を望んでいた近隣住民が、商店街の 70 店舗を中心にアンケートを取った上で、区に要望したものである。要望を出しに区に足を運んだのは、現在のグループけやきの中心メンバーである 2 人の方（うち 1 人は商店街会長）である。

断られると思いつつ持っていった要望を、意外にも区が受けてくれ、実際の購入担当の板橋区土地開発公社も協力的であったため、用地買収も含め 8 億円をかけて公園を造成することとなった。これに要する経費の 2～3 割を区が負担し、残りは国費負担とのことである。

公園の新設にあたり、区はワークショップ方式を採用。10 回にも及ぶワークショップでは、突拍子もない意見が出されるなど、会議だけでは収拾がつかない状態になったため、地元住民自ら視察を行い、区と一緒に交流の場としての



公園づくりを目指した。



▲けやきの公園全景

区は、地元の要望を取り入れた公園の案を受け入れてくれる一方、野草等を植栽した公園は区の力（資金・人員体制）では管理できないことを伝えてきた。このため、ワークショップを行っていたメンバー40人ほどを中心に、公園を管理するボランティア団体「グループけやき」を結成。公園の里親制度（現在では「地域がつくる公園制度」へと名称変更）第1号の団体として区と協定を結び、公園の維持・（一部）管理等の活動を行うこととなった。

### 【経緯】

- |          |   |
|----------|---|
| 平成11年11月 | ワークショップ方式で公園建設に向けた話し合いを開始<br>以降、計10回におよぶワークショップを経て公園計画を作成 |
| 平成12年1月  | 小学生から公募した公園の名称が「けやきの公園」に決定                                |
| 平成12年4月  | グループけやき結成   |

「公園の里親」第1号として区と協定の調印を行う

けやきの公園開園式

グリーンフェスタ開催（板橋区主催）

## （2）グループけやきの目的と活動内容

結成の際に確認した目標、①自然との共生 ②地域住民との交流 ③防災の拠点 を大きな柱とし、阪神・淡路大震災での教訓を忘れずに、「地域交流」を第一の目的としている。このため、公園の維持・管理の他に、地域との交流イベント等の活動も行っている。

また、グループけやきの他に、花づくりグループさくらの会を結成し、野草を中心とした花壇の維持・管理を行うとともに、寄せ植え講習会やハーブティーの集いなどの行事も行っている。



▲災害時用の井戸とトイレ

活動の主な内容は次のとおり。

- ① 毎週日曜日午前9時（夏季は8時）から、公園の清掃・除草、設備や柵の簡易な補修等
- ② 花壇の手入れ、樹木の剪定、堆肥づくり
- ③ 公園コンサート、防災体験、餅つき体験、こいのぼり大会、七夕まつり、芋煮会、地域との交流イベント等
- ④ 近隣小学校の総合学習時間などにおける協働作業（富士見台小学校児童による公園美化活動など）
- ⑤ けやき通信・さくらの会通信の会報発行、ホームページによる広報活動
- ⑥ 地域のお祭りの際の場所提供

### (3) 活動資金

グループの活動資金は、大きく分けて次の二つから調達されている。

- ① 区からの助成金  
みどりと公園課提供資料によると、区からの助成金は報償費としてグループに支払われ、その金額は活動面積等に応じて算定されている。
- ② イベントからの収入  
年間8回程度自主開催しているイベント等で、ハーブティー等の販売を行うことにより得た収益金を、グループの運営に回している。

## 3 グループけやきの特徴

### (1) メンバーの特徴

グループに登録しているメンバーは、ワークショップのメンバーをベースに40人ほどであるが、実働は15人程度。イベントの際に集まってくるボランティアも含めると20～30人が活動している。

メンバーの年齢構成は比較的高齢であり、最高年齢は95歳。男女構成は半々程度。居住地は周辺地域が中心で、視察当日は

町会長も活動に参加していたが、必ずしも周辺町会に限らず、いたばしボランティアセンター、広報、ホームページや掲示板のけやき通信を見て活動の趣旨に賛同した人たちが集まってくるとのこと。

赤羽から来ているアマチュアカメラマンの方は、公園内の野草の写真を度々撮っていたところ、グループメンバーに誘われ、活動に参加するようになった。「この公園（花壇）には哲学がある！」との的を射た名言を語っている。

また、板橋区立大原公園を擁する町会の会長も活動に参加。けやきの公園での活動を大原公園での活動にフィードバックしているとのこと。一つのグループでの活動に、町会長が二人も参加しているのは珍しいケースである。

都内の情報ビジネス専門学校の警察官志望の生徒さんも、活動体験のお礼に本格的に活動に参加していた。

けやきの公園内にある掲示板のけやき通信を通りがかりにいつも見ていて、退職を機にグループの活動に参加しはじめた方もいた。「退職後の居場所があるのは素晴らしい。」と、多くのメンバーが語っている。

## (2) 活動面の特徴

グループの活動面等での特徴は次のとおり。

- ① グループ内に上下関係は無く、気軽に意見を言ったり、アイデアを出し合えたりできる。お互いの身分をあまり明かさずに、前職や肩書き等に囚（とら）われない人間関係づくりをしている。
- ② グループの活動に賛同し、グループへ入りたい人の入会は原則自由、退会も同様に参加しやすい。
- ③ 毎週の活動後に意見交換をし、メンバーの特技やアイデアを活かして活動に結び付けている。
- ④ 活動への参加の強制はしない。メンバーの個人個人が、無理をせず自分のできる範囲での活動を行っている。
- ⑤ 地域の小学校、町会、商店会や企業と協働し、活動のす

そ野を広げている。

(協働の事例：けやきの公園に植栽されているケヤキの落葉を堆肥として利用しているが、落葉掃きから堆肥作りまでを近隣の富士見台小学校の児童が総合学習の一環として行っている。)

- ⑥ ホームページを作成して公開し、また会報を発行するとともに、掲示板において活動内容を周知するなど、広く情報を発信している。
- ⑦ グループの活動により、町会、自治会、商店会、企業、学校など、いわゆる「地域コミュニティ」の結束が強化されている。

(横のつながりが広がっている事例：上記⑤の小学校児童の堆肥づくりの取組みは、グループの広報担当メンバーの1人の方が、小学校のPTAの役員をやっている関係でスムーズに実現した。グループの活動がベースとなって、地域でのコミュニケーションが取りやすくなっている。)



▲小学校の美化・総合学習の一環として作った堆肥について説明する、花づくりグループさくらの会の代表の方

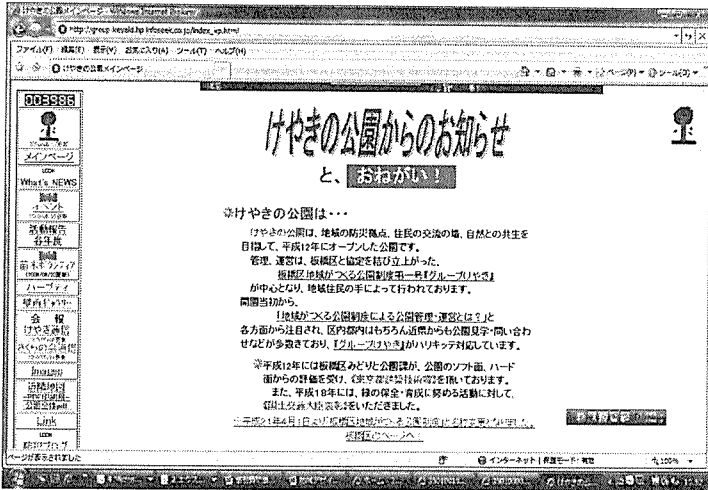
## 4 活動継続の秘訣と今後の課題

### (1) 10年間も活動が継続している秘訣

平成22年4月、グループけやきは結成10周年を迎えた。10年間もの長きにわたり任意団体であるボランティアグループの活動が継続している秘訣はどこにあるのか。ヒアリングの際にグループのメンバーが語っていた内容と、板橋区政策企画課が取りまとめた資料等を突き合わせて考えると、次のことが分かってくる。

- ① まず、グループの中で「偉い人」を作らないことを不文律としていることである。グループ内で上下関係は無い。町会長であろうと、近隣マンションに住む主婦であろうと、地区外から活動のためにやって来る学生であろうと、グループ内の地位に差は無く、ざっくばらんに話ができる雰囲気がある。
- ② また、一人ひとりの個性を大切にしており、誰が何の仕事をするかについて、誰も強制せず、一人ひとりが公園のために良かれと思い自主的に掃除や除草を行っている。仕事自体は自然発生的のようであるが、活動の後のミーティング等で意見を交わしているので、お互いの仕事のグループ内での位置付けについて、緩やかに確認が行われている。
- ③ 活動後のミーティングの中では、グループの活動に関することばかりでなく、年金等の時事問題や老人ホームの良し悪しなどについても積極的に話し合われている。話題や知識の共有と、お互いに知恵を出し合う等の過程を経て、信頼関係が生まれ、維持されてくると考えられる。
- ④ 活動のPR方法がしっかりしている点も見逃せない。ホームページの作成・更新に力が入れられており、我々大東大・板橋区の共同研究の視察についても、けやきの公園通信としてわずか数日でアップされ紹介されていた。また、紙ベースのけやき通信の配布や、掲示板の有効活用等、アナログからデジタルまでの手段を使って、幅広い世代に対して、地域から日本中にまで対象を広げながらグループの

活動を PR している。



▲けやきの公園 HP。イベント等情報提供やボランティアの募集を行っている。(けやきの公園 HP <http://grup-keyaki.hp.infoseek.co.jp/>)

- ⑤ キーマンの存在も大きい。グループのメンバーは、明るく積極的に地域に愛着を抱いている方々が多いが、中でも今回の視察の窓口役になっていただいた花づくりグループ さくらの会の代表の方の明るく気さくな人柄は素晴らしい。また、グループの立ち上げから携わっている2人の方（うち1人は商店街会長）についても、比較的高年齢の男性であるが気さくで話好きで、多くのメンバーがグループのキーマンであることを認めていた。
- ⑥ 区側にもキーマンがいたという。公園の買収やワークショップの立ち上げの際に尽力したのは、当時のみどりと公園課長。東京都から出向してきた課長であったが、板橋区の公園整備に先駆的にワークショップ手法を取り入れたり、公園の里親制度（現在の地域がつくる公園制度）を創設してグループけやきの要望に応えるなど、多くの改革を成し遂げた課長であった。平成21年度末をもって都市整

備局緑地景観担当参事として東京都を退職されたが、平成22年5月2日に行われたグループけやき主催の公園開設10周年イベントに出席するなど、今でも公私にわたりグループけやきとのお付き合いを続けている。

## (2) 「地域がつくる公園制度」に対する考え方

ヒアリングの際に、「これからの時代にあって、地域がつくる公園（制度）は、どういう展開をしていったら良いとお考えですか？」という質問をグループのメンバーの方々にぶつけたところ、「区は、すぐに「お金を出す。」というような発言をするが、我々が欲しいのはお金ではなく心。」という回答がメンバーから一様に返ってきた。資金を使えば良い公園づくりができる訳ではなく、人と人との信頼関係があってこそはじめて、地域の公園づくりが可能であるとの意である。

また、地域の公園づくりというものは、行政だけ、地域だけでは成り立たない。地域住民が知恵を出し合い、それぞれの特技を生かしつつ、行政と一緒にあって、“生きている公園”づくりを進めることが大切であり、このようないわゆる“けやき方式”の公園づくりが各地に広まっていくことを願いたい。“生きている公園”にあって、われわれグループのメンバーもみんなここで“生かされている”とも語っていた。公園への感謝の心と愛情が、ヒアリング時のやり取りの中から伝わってきた。活動が継続している秘訣がここにもあると考えられる。

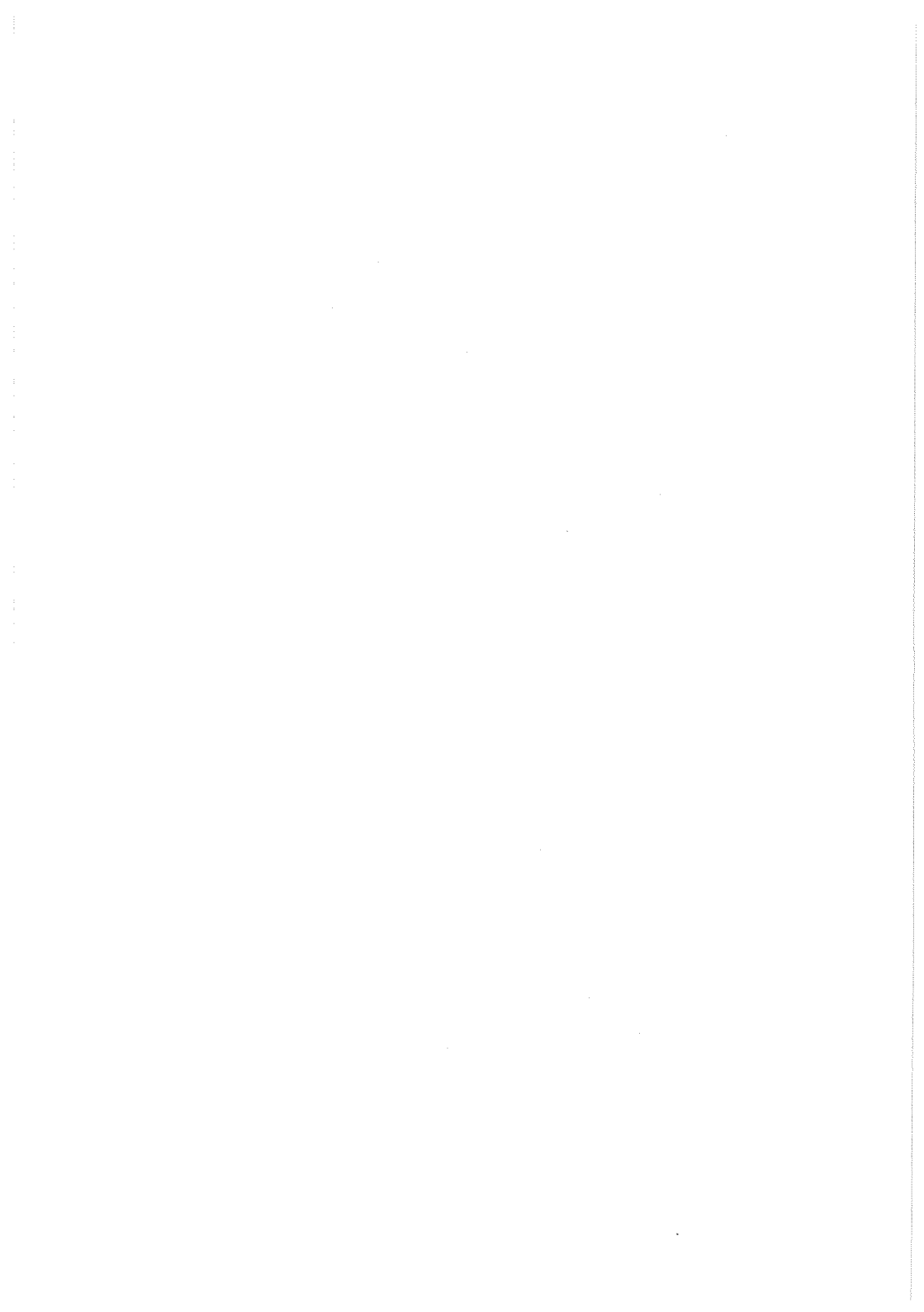
## (3) 活動に対する今後の課題

次世代の育成が最大の課題である。グループのメンバーは高齢化してきている。一方で、若い30代から40代の人たちは仕事や子育て等で多忙で、活動に参加できない。定年で仕事を終えた人たちが、自分の居場所づくりの一環として活動に参加してくれることを期待しているという意見が、メンバーの多くから出された。生きがいづくりという意味でも賛同できる考え方であり、グループの今後の仲間づくりに期待したい。





▲視察風景



# 地域デザインフォーラム視察報告 (森の番所)

日 時：2010年6月16日(水) 14:00～17:00

会 場：民間交番「森の番所」ほか(板橋区南常盤台二丁目4番3号)

説明者：(南ときわ台民間交番管理運営委員会)

小林保男事務局長

出席者：(大東文化大学)

浅野美代子法律学科教授 大杉由香環境創造学科准教授

(板橋区)

大澤宣仁板橋東清掃事務所長 宮津毅再開発課係長  
村山寛子生きがい推進課係長 柏田真健康推進課主任  
事

視察目的：民間交番「森の番所」は、ときわ台駅周辺における防犯・防災活動を進め、地域住民の安全・安心に寄与することを目的とし、町会・商店会・PTA等の有志により結成された運営委員会が管理運営している。「森の番所」の活動内容等について説明を受け、地域住民による防犯及び地域活性化の成功事由について学ぶ。

---

## 1 「森の番所」開設の経緯と目的

### (1) 常盤台地域の特徴

昭和7年10月に板橋区が誕生するまで、現常盤台地区は上板橋村という地名だった。

増え続ける東京の住民は郊外へと住まいを拡大していき、昭和8年には東武鉄道が常盤台地区を住宅地とするため、現ときわ台駅の北側にあたる地区の区画整理を開始した。この常盤台

住宅は、内務省の役員であった小宮憲一の設計によるもので、クルドサックやロードベイという斬新な手法を取り入れた街づくり、モデルハウスによる住宅のレベルの維持、隣の敷地に影が入らないように建築するなど、「板橋の田園調布」と呼ばれるような、景観に配慮した高級住宅地となっていた。板橋区教育委員会発行の「常盤台住宅物語」によると、戦前は、帝国大学（現在の東京大学）卒など高学歴の居住者が多かった。当時1区画100坪程度で、540区画が分譲されたが、現在は相続問題等により分割され、町並みに変化が見られるところである。

昭和10年にときわ台駅ができたが、当時駅長は駅に居住しており、戦前、東武鉄道と常盤台地区はいわば一体化していた。また、“自分たちのことは自分たちで”という気風があったことも、常盤台地区の特徴であった。

一方、「森の番所」のある現ときわ台駅の南側にあたる地区は、天祖神社の氏子組織を中心とした歴史のある地区であり、新住民である北側地区とは住民の生活態様に違いがあったが、住民同士は文化の違いを認め合い、共存している。

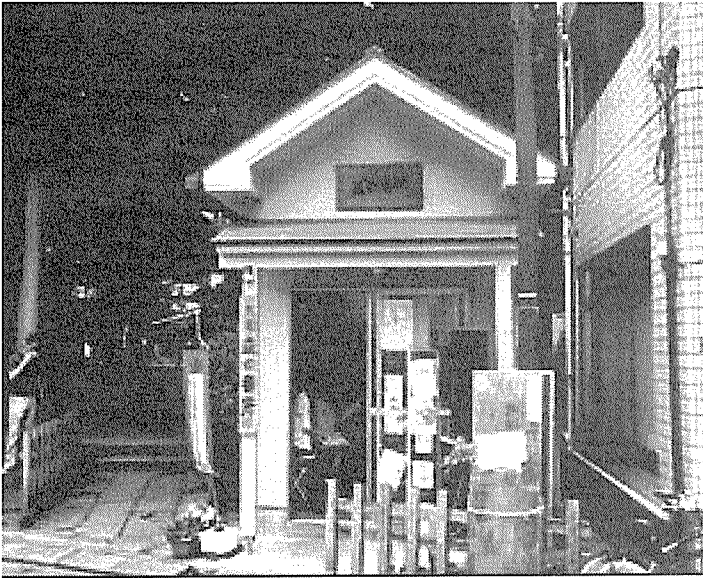
## (2) 開設のきっかけ・経緯

ときわ台駅南口にある商店街は飲食店を中心としており、治安対策には特に関心が深かったため、平成14年頃から交番誘致運動を進めていたが、なかなか実現されなかった。

そこへ、平成18年度「東京都特定施策推進型商店街事業」の補助対象の中に、治安（地域の防犯拠点の整備）として民間交番設置事業が提示されていたことから、常盤台駅南口商店会で交番誘致の代替としてこの事業に応募し、認可された。

ところが、一商店会だけで対応するのは荷が重く、隣接商店会や町会などと協働すべきという意見が出されたため、この事業が地域全体にとってプラスになるという判断から、関連町会の有志が核となって、第三者的組織「南ときわ台民間交番管理運営委員会」を平成18年10月に立ち上げた。

同年12月17日に「森の交番」として開所したが、「交番」



天祖神社横の「森の番所」

は公用語になっているということから、翌年1月1日に「森の番所」と改称した。

当時、民間交番は都内で上野、明大前、町田、調布など数か所しかなく、板橋にもぜひ民間交番をと協力、支援してくれる方々もいた。けれども人的援助となる警察官OBの配置等については自主的運営の観点から断ったという。

### (3) 管理運営団体

「森の番所」(以下「番所」という。)の管理運営を行う「南とさわ台民間交番管理運営委員会」の構成は、常盤台駅南口商店会のほか、隣接の常盤台銀座商店街振興組合、常盤台南口神社通り商盛会、さらに、商店会が属する町会である南常盤台一丁目町会、南常盤台二丁目町会、地域内の福祉施設である社会福祉法人JHC板橋会をメインとして位置づけている。また、協力団体として、隣接する六町会、地域内の小中学校・同PTAにも参画を依頼している。

役員構成は、会長、副会長、幹事長、事務局長、事務局次長が各1名、幹事、会計、庶務、監事が各数名となっている。また、会員は一般会員、賛助会員、特別会員で構成されている。

会員は当初115人集まったが、現在は86人（一般会員47人、賛助会員35人、特別会員4人）となっている。会員数が減少した原因の一つには、当初に支払いされた会費が1年分であることに気づかず、永年会費と思われた可能性があるとのことである。

活動主体は一般会員だが、番所に常駐する等、活発な活動をされているのはこのうちの3分の1ほどである。

#### (4) 「森の番所」開設の目的

番所は、ときわ台駅周辺における防犯・防災等の事業を遂行し、地域住民の安全・安心に寄与することを目的としている。

番所内に掲示されている「森の交番宣言」には、①常駐、見守り案内、②パトロール、③情報収集、関係機関との連携、④地域交流の拠点、⑤緊急時には無謀な行動をとらず、110番で対処、という活動方針が掲げられている。

## 2 「森の番所」の活動内容

### (1) 施設概要

番所は、天祖神社の正門横にあり、敷地は神社から無償で借り受けている。建物は、神社の森に合わせた純日本風の木造平屋建て、建坪8平方メートル、トイレ、空調付きで、7～8人が入ることができる広さとなっている。施設の建築費約270万円のうち8割は東京都からの補助金であるが、補助金申請後に発生した設計等の必要経費は番所の負担となってしまった。

### (2) 活動内容

#### ①常駐

常駐は2人一組で、1日3交代（午前；8時～12時、午後；13時～17時、夜間；18時～21時）。開所以来、年中無

休で運営している。

平成 20 年度は延べ 1690 人、平成 21 年度は延べ 1730 人が常駐した（交通安全運動含む）。

ただし、会員は町会・商店会等が母体で仕事を持っている方や高齢の方が多いため、常駐のできる方がなかなか集まらない。現在、一人の方（Tさん）に大半の時間、番所に詰めていただいております、この人の存在が大変大きい。

なお、Tさんは、元高校教師であり、かつて地域とはあまりコミュニケーションがなかったという。番所は、このような人材を地域の担い手にするきっかけになっているという意味においても、重要な成果である。

## ②パトロール

1日1回を原則とし、時間帯は不定。警察犬の訓練を受けた大型犬（ラブラドルレトリバー）の「まる」と一緒にパトロールすることもあり、町の人気者となっている。

また、番所は町会事業の町内パトロール、歳末夜警の詰め所としての役割も果たしている。



番所の人気者「まる」

### ③情報の収集管理

番所には板橋区から週1度犯罪情報が届き、警察とも緊密な連絡を取り合っている。しかし、パソコンによる情報収集については、若いメンバーが入らず、当初目標より難しい状況になっている。

一方、番所に道を聞く方からの情報や町の噂話、パトロール時の見聞などにより、日々動く生きた町の情報が集まってくる。これらの情報を受け、番所での道案内に活用するよう、問い合わせの多い店の地図を貼り出すなどして対応している。

### ④交流

番所は年中無休で常に人がいるということで、通りがかりに声をかけてくれる人、会釈してくれる人、遊びに来てくれる子どもたちなど、地域の人との交流の場となっている。

## (3) 活動の実績

常駐、パトロール以外の平成21年度の主な事業は以下のとおりである。

- |           |  |
|-----------|--|
| 4月6～15日   | 春の交通安全運動詰め所（南常盤台一・二丁目合同）                         |
| 5月17日     | 総会   |
| 6月8日      | ひたたくり防犯キャンペーン（板橋警察署からの依頼。番所6人でチラシ等の配布）           |
| 7月27日     | ひたたくり防犯キャンペーン（ときわ台駅南口・北口にて防犯ネット等配布。番所10数人、警察官4人） |
| 7月末       | 上板橋第三中学校校外班パトロール拠点                               |
| 8月1日      | お休み茶屋として番所前で冷水接待（200人以上）                         |
| 9月21日～30日 | 秋の交通安全運動詰め所（南常盤台一・二丁目合同）                         |
| 12月17日    | 開所3周年記念パトロール（防災・防犯の講習会も実施。参加者55人、警察官12人）         |



12月26日～29日 年末夜警詰め所（ボーイスカウト板橋15団、南常盤台二丁目町会、大人101人、子ども34人）

2月26日 ひたたくり防止キャンペーン（ときわ台駅北口。番所5人、警察官3人）

3月1日～31日 板橋警察署雇用対策事業への協力（4人の方を受け入れ、番所に詰めていただいた）

その他、平成21年12月末～3月末まで、常盤台・ポローニャ交流訪問団実行委員会事務所となった。

#### （4）活動の経費

平成21年度の収支決算書は以下のとおりである。

収入の部			支出の部		
項目	決算額	備考	項目	決算額	備考
前年度繰越	276,093	20年度	光熱水費	72,822	
賛助会費	375,000	35人・団体	電話代等	69,852	
特別会費	120,000	4人	会議費	13,889	お茶代等
会費	101,000	47人	行事費	75,098	周年パトロール
寄付金	66,635	交通安全使用料、募金	保険	133,200	1日6人×365日
その他	59	利子	常駐・パトロール	231,000	実費弁償延39人
			予備費	42,785	マットなど
計	938,787		計	638,646	

会費は、一般会員が年会費一口1,000円以上、賛助会員が同一口5,000円以上、特別会員が同一口30,000円となっている。

### 3 「森の番所」の活動による効果と今後の課題

#### (1) 活動の特徴

番所の管理運営をする「南ときわ台民間交番管理運営委員会」は基本的にはボランティアで、建物等の維持管理経費は会員の会費で賄っている。活動しながら、経費も負担するという一方で、活動されている方々のこの事業にかける熱意とボランティア精神により、番所が成り立っている。

番所設立の契機が地域の課題解決だったということもあり、防犯・防災という公共的な活動で地域の方々が自主的にマンパワーと資金を出し合っておられ、まさに昨今話題となっている「新しい公共」を実践されているといえる。

また、番所は当初、週5日開所する予定であったが、平成19年2月のときわ台駅踏み切り事故による宮本警部殉職を追悼する記念碑建立の事務局となったことなどから、正月を含め、年中無休での開所を続けている。地域で求められる役割を柔軟に果たしていく活動姿勢により、認知度が上がり、皆に親しまれる「まちの番所」になっている。地域の人々から寄せられる反応のうち、およそ8割は好意的な意見であるという。

#### (2) 活動による効果

##### ①防犯・防災

駅前、商店街で夜騒いでいた中学生・高校生の姿が見えなくなったこと、自動車・バイク・自転車の違法駐車が減ったことや、犯罪の抑止力となっていることが挙げられる。近隣住民からも「夜間帰宅時に、番所の灯りを見ると安心する」という声も寄せられ、番所の存在意義は大きい。

##### ②人の交流

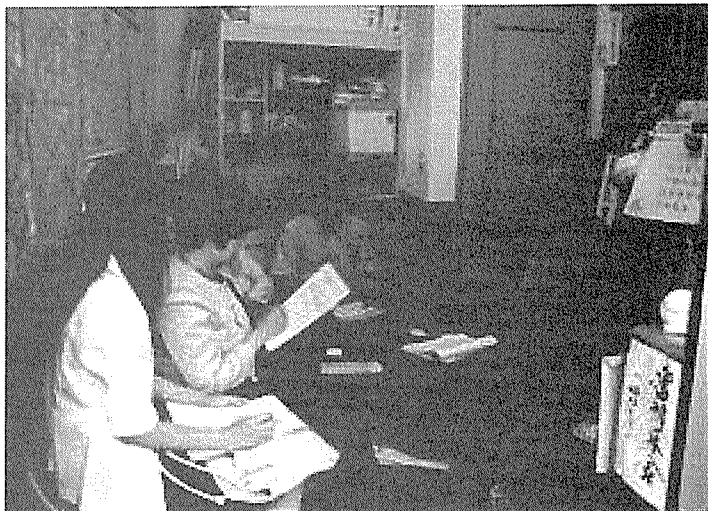
先述のとおり、番所は年中無休で常に人がいるということで、通りがかりに挨拶する方、立ち寄る方などが増え、地域の人との交流の場となっている。また、番所は、運営側の会員にとっても、例えば退職後の活動の場、居場所として、人との交流の場・機会となる効果もある。

### ③地域の活性化

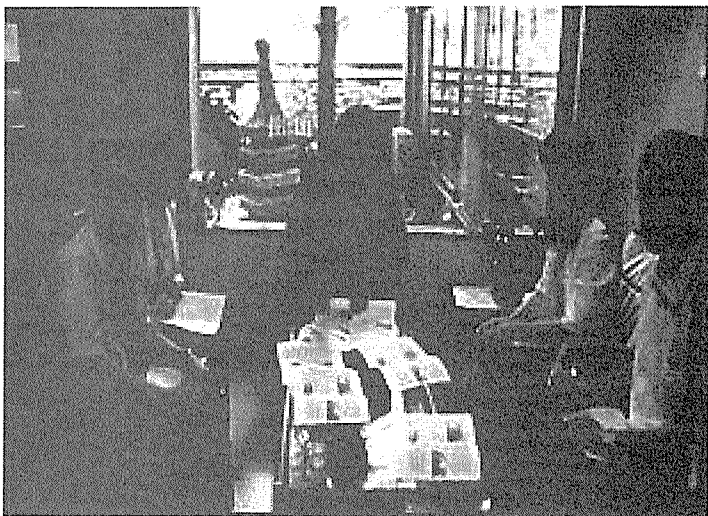
番所が新聞、週刊誌、ラジオ放送等のマスコミによって好意的に報道され、常盤台地区の特徴として、区外にも名を知られるようになった。板橋区の中では、大山の商店街、中板橋のへそ祭り、上板橋の「とれたて村」、成増の童謡まつり等が有名であるが、常盤台の「森の番所」も防犯・防災のみならず、まちの拠り所として様々な役割を果たされており、これからも地域の活性化につながる活動が注目される。

### (3) 今後の課題、将来像

- ①番所設置の際に集まった会員には町会・商店会の役員や役員経験者が多いため、中高年層がほとんどである。今後は会員数を増やすとともに、さらに若い世代にも会員となってもらい、活動の幅を広げることが望まれる。地域活動者の高齢化は、番所に限らず、町会・老人クラブ等地域活動の共通の課題とも言えるが、4年後には65歳以上となる団塊の世代を始め、増加するシニア世代の方々が地域の活動に積極的に参加されるよう、身近な住民からのPR・勧誘の力が期待される。ただし地域のリーダーに関していえば、素質の問題もあり、意図的に育成することは難しい側面がある。
- ②番所は、商店会や町会活動と共同で活動しながら、性別、年齢、経験、所属にかかわらず、共通の目的を持つ人々が地域を語るつどいの場「サロン」となることを目指している。また、高齢者や中学生のボランティア参加や学校の体験学習の場となるなど、様々な活動について検討されている。今後多様な地域のニーズに応じて、番所が地域の拠点としての役割を果たしうると考える。

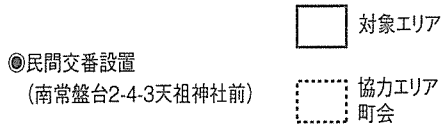


森の番所内



天祖神社内での視察風景

(参考図) ときわ台駅を中心とした「森の番所」の対象エリアと協力エリア





# 地域デザインフォーラム ヒアリング報告 (板橋区地域振興課)

日 時：2010年8月17日(火) 17:00～19:15

会 場：板橋区役所 303 会議室

説明者：(地域振興課)

沼 俊一協働推進担当係長

出席者：(大東文化大学)

東田親司政治学科教授 中村昭雄政治学科教授

浅野美代子法律学科教授 大杉由香環境創造学科准教授  
(板橋区)

大澤宣仁東清掃事務所長 宮津毅再開発課係長

村山寛子生きがい推進課係長 柏田真健康推進課主任  
主事

目 的：板橋区における、住民との協働について現状を調べるため、地域会議の設立経緯・進捗状況・今後の予定等、いたばし総合ボランティアセンターの取組み・実績等についてヒアリングを行う。

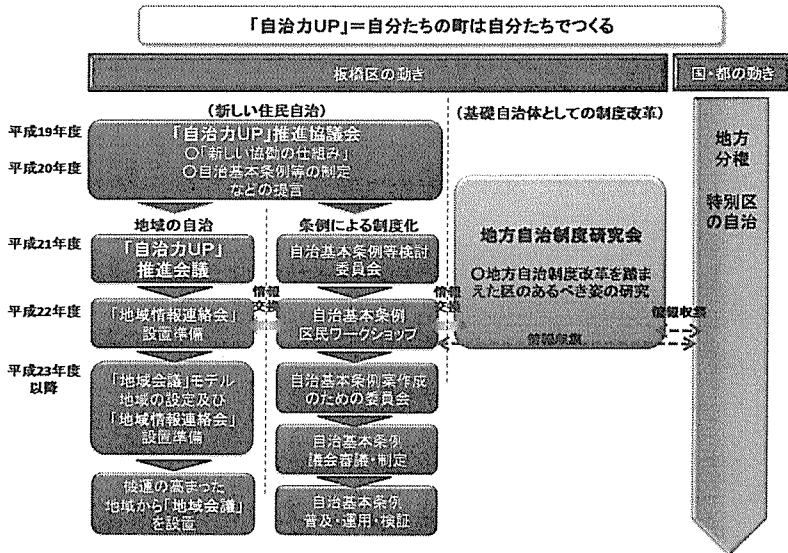
---

## 1 地域会議について

### (1) 地域会議が提言された経緯

板橋区では、少子高齢化など社会状況が大きく変化する中で、地域社会の多様化・複雑化する課題を解決するために、「自分たちのまちは自分たちでつくる」という気概に溢れた自治力豊かなまち“板橋”を実現することを目的として、平成19年11月に「自治力UP」推進協議会を設置・検討し、その最終報告が平成21年1月にまとめられた。

■板橋区「自治力UP」にむけた取り組み



その中で、「新しい協働の仕組み」を実現していくために、①関係づくり、②環境づくり、③行政の見直しの3つの視点から課題を整理されており、関係づくりのためには、「地域の多様な主体がお互いの顔を知り交流するための場の設定が、協働を拡充していく」とし、「自治力UP」地域会議の設置が提言された。

この最終報告を受け、平成21年8月、区は「自治力UP」推進会議を設置し、報告の最も大きな柱である「地域会議」の設立に向け、具体的な枠組みづくりの協議を行った。平成22年3月にまとめられた「自治力UP」推進会議検討結果報告の中では、①地域における協働意識の啓発のために、協働推進担当係長の新設、②地域情報連絡会の開催、③地域会議の設立準備、という段階的設置が提言された。

なお、地域における交流の場については、昭和60年にも地区協議会の設置について提案があったものの、実現しておらず、今回が初めての試みではない。

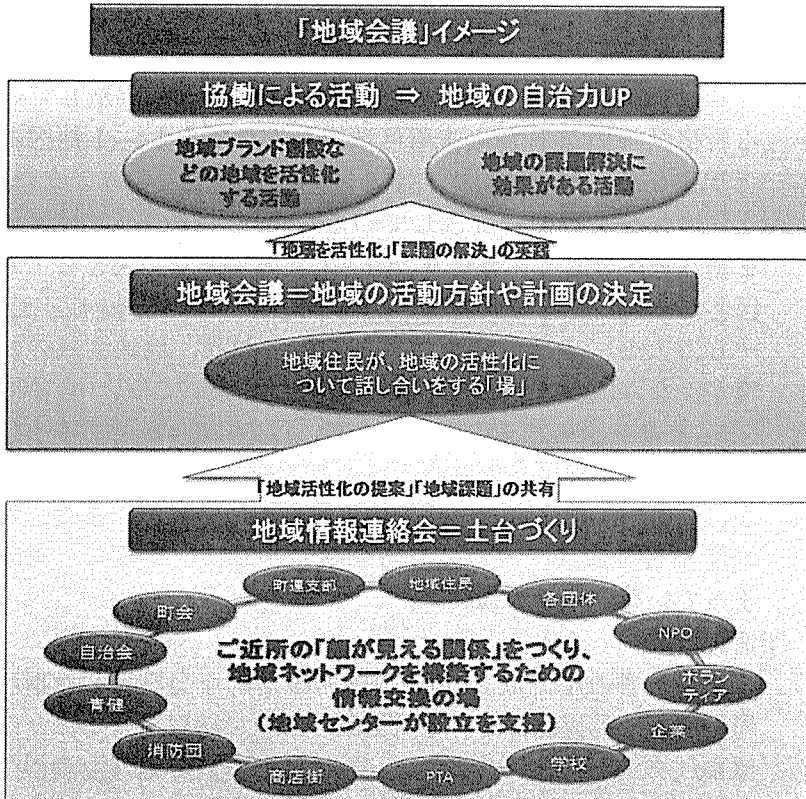


## (2) 地域会議の概要

### ① 地域会議とは

地域会議とは、地域の共通課題や目標に向かって、地域住民、町会・自治会、商店会、企業、NPO・ボランティアなどが、それぞれの特性を發揮しながら連携・協力して取り組んでいく「協働の場」。

地域会議は、地域住民が地域の活性化について話し合いを行う場となり、地域の活動方針や計画を決定することを想定している。それにより、地域ブランド創設など、地域を活性化する活動や地域の課題解決に効果がある活動を行い、地域の自治力UPにつなげていくことを目指す。



その地域会議の土台づくりとして、地域情報連絡会を設置する。これは、地域会議の前段階として、ご近所の「顔が見える関係」をつくり、情報交換の場として設けるものである。現在、連絡会が始まっているところでは、ワークショップ形式ではなく、顔合わせがメインとなっている。地域センターが設立支援を行い、町連支部長と地域センター所長が協議し、会議を運営している。

## ②地域会議の地域の範囲

「自治力UP」推進会議検討結果報告では「地域会議の地域の範囲は、原則として地域センターの区域を基本的単位としますが、各々の区域の事情により柔軟に対応することとします」とされている。区内18か所ある地域センターの区域を基本地区とし、1地区あたりの人口は、平均2.9万人となる。

これは、23区内では、「地域協議会」を既に実施している新宿区（10の特別出張所区域を基本地区とし、1地区あたり3万人）とほぼ同様の1地区あたり人口となり、また、「住区住民会議」を設置している目黒区（22の小学校区域を基本地区とし、1地区あたり1.1万人）より、大きな1地区あたり人口となる。特に、高島平地区では、地域内人口5～6万人と、1市程度の規模となっており、地域会議の規模がかなり大きくなっている（地区割については、「自治力UP」推進会議の議論の中において、区内に50か所ある小学校区にし、1地区あたりの人口1万人程度にする案があったが、最終的には地域センターの地区割に決定した。また、地域情報連絡会議についても当会議の終盤に出てきて、煮詰まっていない印象が強い。）。

## ③活動拠点

同報告書の中では、「地域会議の定期的な会議場所や事務局の主な活動拠点は、各地域会議が独自に確保できることが望まれますが、必要であれば、区は区の施設を地域会議の主な活動拠点とすることを検討します」とされている。

地域センターは、事務局として地域会議設立までの支援を行うが、設立後は、事務局ではなく、運営委員として関わるため、地域住民が自主的に運営を担うこととなる。そのため、活動拠点が確保できない地区は、地域センター以外の地域施設を拠点として選択する場合がある。

### (3) 進捗状況及び今後のスケジュール

スケジュールとしては、平成 22 年度各地域において、地域情報連絡会の実施を推進し、23 年度以降、機運が高まった地区から、自主性を尊重しつつ、地域会議への移行を検討していく予定。

なお、既に平成 22 年 5 月に桜川情報連絡会、6 月に仲宿情報連絡会を開催しており、この後 10 月に前野町・常盤台・徳丸・大谷口において開催する予定となっている。

桜川情報連絡会は 5 月 20 日（木）18:30～20:30 に、桜川地域センターにおいて 60 名の参加者を得て開催された。桜川地区では、町会の数が少なく、支部長が青少年健全育成地区委員会<sup>1</sup>会長を兼ねており、強いリーダーシップを発揮し、先頭を切って地域情報連絡会を開き、今後も比較的スムーズに、モデル地区を経て、地域会議へ移行できることを想定している。今回の地域情報連絡会では、事前に地域住民に対し、アンケートを取っており、課題の洗い出しを行っていた。精神障がい施設や病院の関係者が初めて、地域の会合に参加したことが特徴的だった。次回は、12 月頃を開催予定。

仲宿情報連絡会は 6 月 23 日（木）18:30～20:30 に、仲宿地域センターにおいて 51 名の参加者を得て開催された。地域の特徴として、仲宿という商店街があること、一本入ると細

1 青少年健全育成地区委員会とは、未来を創造する青少年の健全育成並びに青少年を取り巻く社会環境の浄化活動を推進することを目的に、区内 18 地区に設置。概ね、「町会・自治会代表」「PTA 代表」「小中学校長・副校長」「保護司」「民生・児童委員」「体育指導委員」「青少年委員」などから構成されている。

い路地が多いこと、区役所のお膝元ということもあり、区との関係が深いことがある。町連支部長と商店会長が中心となって、当会議を推進していくことになると思われる。今回の参加者の中では、地元企業や空手道場の関係者が参加しており、CSR<sup>2</sup>活動への関心が高いことが窺えた。次回は、12月頃開催予定。

この後、常盤台地区、前野地区、徳丸地区、大谷口地区において地域情報連絡会を開催する予定である。

調布市では、平成17年度から取組みをはじめ、5年かけて、約半分にあたる10地域の会議体を立ち上げた。板橋区においても、10年～20年かけて進めていく予定であり、早く立ち上げることや数多く立ち上げることは重要ではないと考えている。

#### (4) 区民からの意見

地域会議についての区民からの意見として、「地域会議についてのイメージがわからない」「自治基本条例との違いがわからない」「既存団体の屋上屋になるのではないか」「地域の負担増になるだけではないか」「地域会議でやろうとしているものは、町会で既にやっているものばかり」という、地域会議そのものへの認識・周知の不十分からくる意見がある。

また、「立場が異なる者同士が協力できるのか」という、ステータスを重視する町会・自治会等の古くからの団体関係者と、ミッションを重視する地域のNPO・市民活動家などの連携を不安視する意見や「地域センターが地元から離れて大丈夫なのか」という行政との関係を不安視する意見もあった。

---

2 CSR(corporate social responsibility) とは、企業が事業活動において利益を優先するだけでなく、顧客、株主、従業員、取引先、地域社会などの様々なステークホルダーとの関係を重視しながら果たす社会的責任。具体的には、安全で高品質な製品・サービスの提供、環境への配慮、社会的公正・倫理にかなった活動、地域への貢献などを行っているかなどが挙げられる。

## (5) 他自治体のモデルケース

23区内では、目黒区・新宿区・豊島区で設置もしくはモデル実施中となっている。

目黒区では、昭和49年度から22の小学校区を基本単位として、「住区住民会議」を設置している。1地区あたりの人口は約1.1万人。住区住民会議は、各地区に整備された住区センター（集会施設、児童館・学童クラブ、老人いこいの家、防災拠点の複合施設）を活動拠点としており、住区住民会議が指定管理者となっている。地域活性化事業を実施するほか、各地区で住区ニュースを発行している。地域の人と行政職員の風通しがいいことが、成功している要因の一つとなっている。しかし、住区住民会議に対する区民の認知度は必ずしも高くはない。

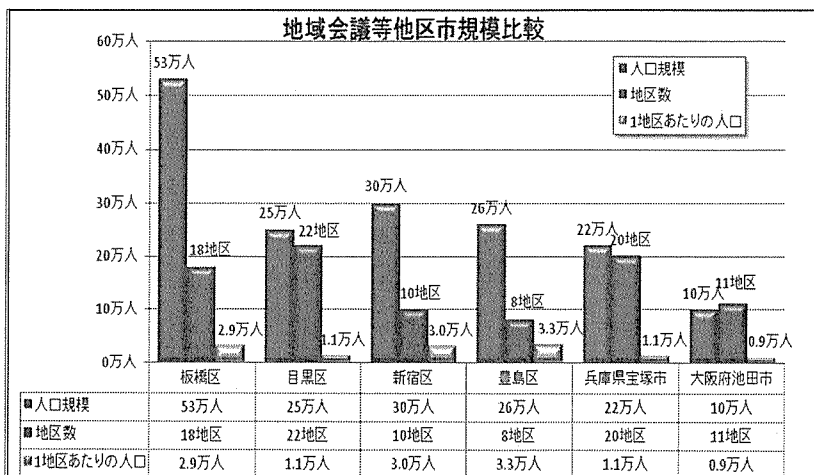
新宿区では、平成19年度から10の特別出張所区域を基本として「地区協議会」を設置している。1地区あたりの人口は約3.0万人。地区協議会には、地域活動組織のほか一般公募委員が参加している。活動を4分野（安心安全、子育て、高齢者、環境美化）に分け、それぞれの分科会において活動内容を検討している。各地区1名の正規職員、1名の専任非常勤職員が配置されており、事務局を担っている。新宿区の町会・自治会では、行政からの財政的支援がないものの、加入率が上昇しており、町会・自治会に対する認知度は高いが、逆に財政的支援を行っている地区協議会に対する区民の認知度は高くないことが課題となっている。

豊島区では、北池袋地区をモデル地区とし、平成22年度から運営委員会を設け、実施している。土台づくりを2年間かけ行い、平成24年度からは正式実施となる予定。

■地域会議・地域情報連絡会の他区市比較

区市名	名称	設置年	単位	人口規模	地区数	1地区あたりの人口
板橋区	地域会議	未設置	地域センター区域	53万人	18地区	2.9万人
目黒区	住区住民会議	昭和49年度	小学校区	25万人	22地区	1.1万人
新宿区	地区協議会	平成19年度	特別出張所区域	30万人	10地区	3.0万人
豊島区	地域協議会	モデル実施	中学校区	26万人	8地区	3.3万人

兵庫県宝塚市	まちづくり協議会	平成3年度	小学校区	22万人	20地区	1.1万人
大阪府池田市	地域コミュニティ推進協議会	平成19年度	小学校区	10万人	11地区	0.9万人



(6) 設置にあたっての課題

①活動拠点について

活動拠点については、新宿区では特別出張所を活動拠点としており、目黒区でも地域が住区センターの指定管理者となって、活動拠点としているが、板橋区で実施する地域会議の場合、活動拠点が明確ではない。

②地域と新住民・若年層住民との関係

新住民や若年層住民と言われる区民の中には、地域活動に関心があり、意見も持っている人も多いが、活動に参加することは少ない。こうした、地域との関係が希薄な層を取り込

むための仕組みが必要である。

### ③区の地域活動との関係

現在地域には、青少年健全育成地区委員会や環境行動委員会が地域センター所長を事務長とする形で存在している。青少年健全育成地区委員会では、「青少年の地域活動」「スポーツ野外活動」「地域社会環境浄化活動」など、地区の特色を活かしながら展開している。また、環境行動委員会では、企業・町会・自治会等で「美化・クリーン作戦」や「緑のカーテン事業」を行うことを想定しているものの、実際は、活動が停滞して自治会だけで活動を行っているところが増えている。これらの地域活動に対して、区は財政支援を行っている。地区会議が設置された場合、区財政が厳しい中、既存の事業活動や補助金のあり方の整理が必要となってくる。

### ④地域差について

強いリーダーシップを持つリーダーや町会・自治会等団体の長を兼ねているキーパーソンがいる地域は、比較的地域会議設置へ向けた動きが表れているが、逆に、町会数が多い地域、人口規模が大きい地域では、機運の高まりに時間がかかると思われる。

### ⑤認知度の低さについて

区民の認知度は低く、事業実施に向けた期待の高まりにかける状況となっている。

## (7) 今後必要な取組み

### ①認知度を上げること

さらなる周知・普及活動を行い地域会議への理解と認知度を向上させる必要がある。

### ②地域企業の参加促進

CSR活動への関心や意欲が高い企業が多く存在する。これらを、いかに地域会議の枠組みに取り込んでいけるかが、地域の盛り上がりに影響を与えるものと考えられる。

### ③地域の一般区民の参加促進

地域企業の参加と同様、公募等を行い、一般区民の地域会議への参加を促すことが、地域全体の盛り上がりにつながるものと考えられる。

### ④地域の担い手の負担軽減

地域のキーパーソンといわれる人は、区の関連行事や町の様々な行事への参加が求められており、負担が重くなっている。区行事等の見直し、整理が必要。逆に地域会議の設置をきっかけとし、地域リーダーの育成につながっていくことも期待されている。

### ⑤区職員の意識改革

現在、区職員向けに「区職員の社会貢献活動」に関するアンケートを行っており、1,500名程度の回答を得た。しかし、地域活動に参加している職員はほとんどいない。今後、地域活動へ参加してもらう制度、仕組みづくりも含め、対応を検討しているところである。

### ⑥地域会議への財政的支援とその権限の明確化

なんのために、どんなことができるようになるために地域会議を設置するのかという目的を確認する必要がある。

その中で、他区に比べ、手厚いといわれる、地域に対する行政の財政的支援について、整理が必要である。

我孫子市では、強いリーダーシップをもつ市長のもと、地域への既存の補助金を取りやめ、地域提案型の補助制度を実施した。また、中央区では町会自治会も含めた地域活動団体に対し、提案型の支援制度を実施しており、地域にインセンティブを与えるためにも、このような他自治体の取組みが参考になるかもしれない。



## 2 いたばし総合ボランティアセンターについて

### (1) 設立された経緯

平成3年に板橋区社会福祉協議会が、区内のボランティア活動の推進を目的に「いたばしボランティアセンター」を開設した。その後、平成7年の阪神・淡路大震災をきっかけとしたボランティア活動に対する関心の高まり、平成10年の特定非営利活動促進法（NPO法）の施行を経て、平成18年に「いたばし総合ボランティアセンター」が、板橋区におけるボランティア及びNPOの自主的・自発的な社会貢献活動を総合的に推進・支援する中間支援組織として、区民、NPO法人、板橋区社会福祉協議会、板橋区の四者協働により開設された。

### (2) センター概要

当センターは、区民主体の運営委員会において、ボランティアやNPO活動の推進施策を協議、検討するほか、センターの運営方針案、事業の計画立案、ネットワークの構築などを行っている。

正式名称	いたばし総合ボランティアセンター
開設日時	2006年4月1日
設立場所	〒173-0001 東京都板橋区本町24-1
	電話：5944-4601
	FAX：5944-4602
	Eメール：ita-vc@violin.ocn.ne.jp
	ホームページ：http://www.ita-vc.or.jp
設立根拠	「(仮称)いたばし総合ボランティアセンター」設置に関する基本構想 (2004年12月策定)
運営母体	・社会福祉法人 板橋区社会福祉協議会
	・NPO法人 ボランティア・市民活動学習推進センター いたばし
	・板橋区
	・区民

### (3) 事業内容

- ・ ボランティア・NPO 活動に関する相談・紹介
- ・ ボランティア・NPO 活動に関する情報提供
- ・ NPO 法人の設立相談
- ・ ボランティア・NPO 活動に関する講座・イベントの実施
- ・ ボランティア・NPO 活動の場・設備の提供
- ・ ボランティア・NPO のネットワークの推進
- ・ 災害時のボランティア活動拠点の整備
- ・ ボランティア保険、行事保険の取扱い窓口 など

### (4) 組織

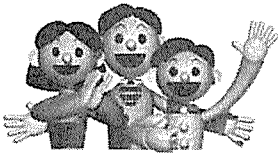
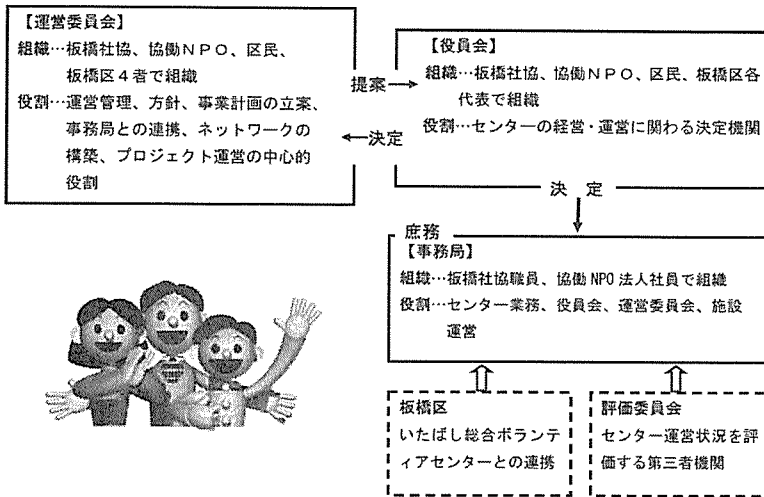
役員会・運営委員会・事務局を置く。役員会では、センターの経営管理を行い、運営委員会の運営方針や事業計画案等、最終決定機関となっている。運営委員会では、センターの運営管理、方針、事業計画の立案を行う。事務局では、センター事業の運営及び実施に係る庶務を行っている。事務局職員体制は、板橋区社会福祉協議会職員4名、協働NPO職員2名の6名体制で運営されている。なお、協働NPOは、平成18年度～20年度まで「いたばし総合ボランティア市民活動センター」、平成21年度から「ボランティア・市民活動学習推進センターいたばし」が受託している。

平成20年度までは、部会方式をとっており、高齢福祉部会等6部会あり活動を行っていたが、21年度に廃止され、委員数・事業数ともに減少した。

いたばし総合  
ボランティアセンター

1. ボランティア及び NPO 活動の推進  
 2. ボランティア及び NPO の支援  
 3. ボランティア及び NPO のネットワーク

の拠点として  
設置されました



(いたばし総合ボランティアセンター HP より)

### (5) 予算・決算

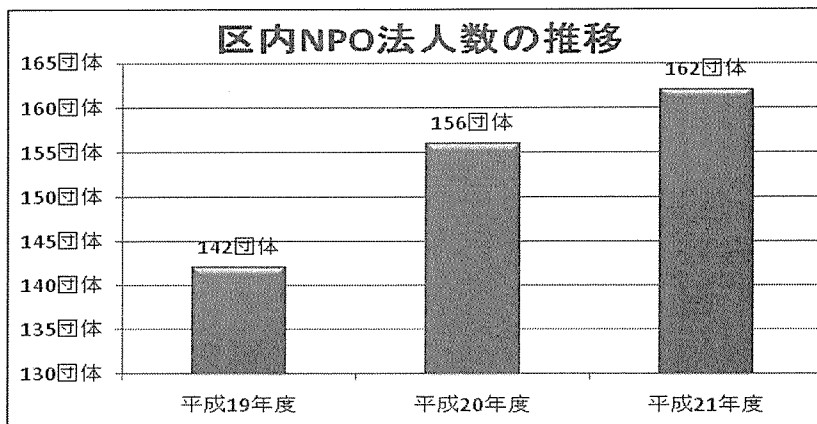
平成 21 年度決算規模は、約 2,200 万円（歳出内訳：人件費 1,400 万円・事務費 440 万円・事業費 330 万円）となっており、平成 22 年度予算額は、約 2,300 万円（歳入内訳：板橋区社会福祉協議会からの補助金 460 万円・区からの補助金 900 万円・受付業務収入 900 万円）となっている。

### (6) 登録団体数

平成 22 年度 5 月末時点で 119 団体が登録されている。内訳は、NPO 法人が 9 団体、ボランティア団体が 110 団体となっている。なお、区内の NPO 法人数は、平成 19 年度 142 団体、平成 20 年度 156 団体、平成 21 年度 162 団体と年々増加しているものの、同程度の人口規模である杉並区に比べると半分程度の数となっており、まだ少ないのが現状である。

■区内 NPO の数の推移

	NPO 数
平成 19 年度	142 団体
平成 20 年度	156 団体
平成 21 年度	162 団体



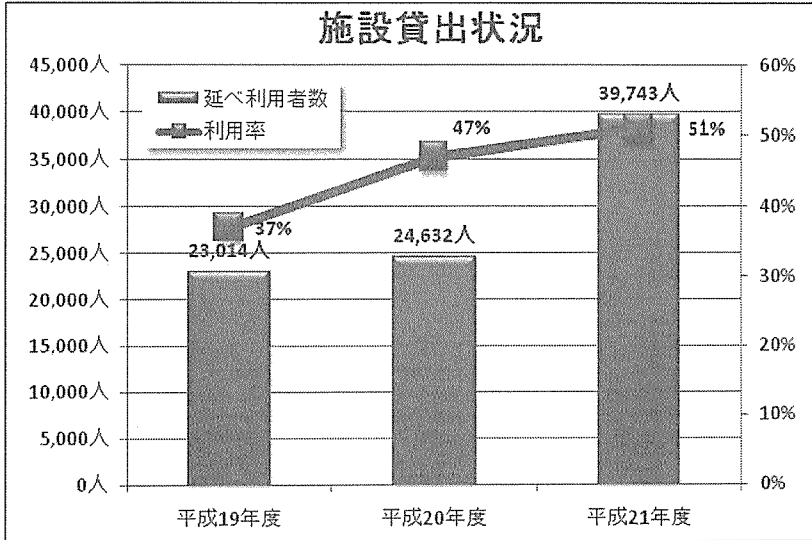
## (7) 活動実績

平成 21 年度における活動実績は、役員会 4 回開催、いたばし総合ボランティアセンターあり方検討会を 4 回開催、運営委員会を 6 回開催。板橋区負担額事業として、「いたばしボランティアフェスタ」「災害ボランティア拠点事業」等を実施。社会福祉協議会負担額事業として、「ボランティア講座」「ボランティア情報誌発行」等を行った。

総合ボランティアセンター事業のうち、ボランティアに関する相談業務として、小中学校への相談業務 19 校、職員派遣が 13 校、高校への奉仕体験活動相談を 6 校、職員派遣が 6 校あった。また、ボランティア相談は 1,357 件であった。施設貸出利用登録団体は 70 団体（平成 22 年 3 月末日）、施設貸出状況は延べ 2,272 団体、延べ 39,743 人の利用があった。施設貸出は、近年増加しており、その主な理由は、ボランティアで授業を行う外国人による日本語教室が増えているためである。

■施設利用登録団体及び施設貸出状況

	登録団体	延べ利用団体数	延べ利用者数	利用率
平成 19 年度	63 団体	1,599 団体	23,014 人	37%
平成 20 年度	73 団体	1,629 団体	24,632 人	47%
平成 21 年度	70 団体	2,272 団体	39,743 人	51%



※登録団体数・延べ利用団体数・延べ利用者数は、板橋区社会福祉協議会事業報告書より転載、利用率はヒアリングにおいて確認した数値。

(8) ボランティア活動に対する補助制度

① 「いたばしボランティア基金の活用による補助金」について

「いたばしボランティア基金」とは、ボランティア活動が円滑・活発に行われるよう、「ボランティア活動推進協議会」から提言され、平成 12 年 3 月に創設された。区民・団体からの寄付金をもとに積立て、10,096,000 円（11 年度寄付金）を積立ててスタートし、約 24,140,000 円（平成 22 年 3 月末現在）になっており、ボランティア活動を資金面で支援する基金となっている。

担当窓口は、板橋区地域振興課が行っており、補助対象は、ボランティア団体・市民活動団体・NPO 団体、対象事業は、

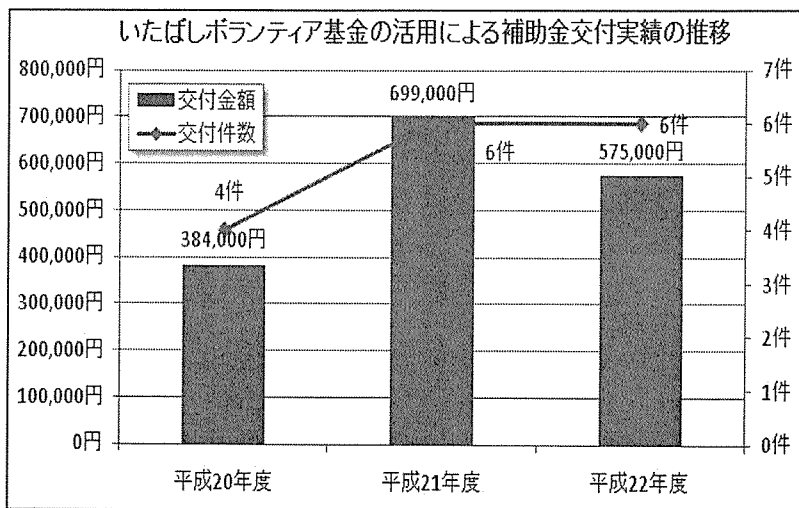
- (1) ボランティア・NPO 活動の参加を啓発する事業
- (2) ボランティア活動に関する知識や経験を高める事業
- (3) NPO 法人の設立（板橋区内に限る）に係る経費
- (4) 活動の拡大に要する設備及び機材の購入に係る経費

となっている。1 事業につき、事業経費の 3 分の 2 以内で 10 万円～ 15 万円を上限とする。

平成 22 年度の交付実績は、7 件の応募に対し、6 件 575,000 円が審査会（いたばし総合ボランティアセンター運営委員会）の審査により選定された。

■ 「いたばしボランティア基金の活用による補助金」交付実績

	交付件数	交付金額
平成 20 年度	4 件	384,000 円
平成 21 年度	6 件	699,000 円
平成 22 年度	6 件	575,000 円



② 「いたばし総合ボランティアセンター区民提案型公募事業」

前述の「いたばしボランティア基金の活用による補助金」を補うものとして、いたばし総合ボランティアセンターが実施している補助事業。窓口は、いたばし総合ボランティアセンターが行っており、対象とする事業は、

- (1) ボランティア及びNPO活動の参加を啓発する事業
- (2) NPO法人の設立
- (3) 地域課題の解決に向けた先駆的・モデル的な取組み事業
- (4) いたばし総合ボランティアセンター運営委員会がボランティア・NPO活動の普及・推進のために必要と認める事業

としている。1事業につき10万円を上限として補助を行っている。

(9) 課題

平成18年に「いたばし総合ボランティアセンター」が設立されて以来、福祉分野だけでなく、防災・環境・観光など様々な分野にボランティアの幅が広がったり、他市との連携により、活動の場・ネットワークが広がるなど一定の成果が表れている。また、ボランティアフェスタの参加団体・参加者数は増加しており、ボランティア初心者への掘り起こしに寄与しているものと考えている。しかし、今後の課題として、次のことが挙げられる。

①活動登録団体との関係性について

平成22年度5月末時点で119団体が登録されているものの、いたばし総合ボランティアセンターとのつながり、及び団体間の横のつながりが薄いという課題がある。いたばし総合ボランティアセンターとその事業について更に周知を進め、人と団体を集めるネットワークの充実が必要である。また、ボランティアに関する積極的な情報の収集と発信、働きかけも求められている。

## ②活動団体における課題に対する対応

活動団体においては、資金・場が不十分であることが課題として挙げられている。空き施設の有効活用や「いたばしボランティア基金の活用による補助金」「いたばし総合ボランティアセンター区民提案型公募事業」以外の他の補助金制度に対する支援などの資金的支援の充実が必要。

## ③いたばし総合ボランティアセンターの各機能充実

現在、施設開館時間は、8:30～21:30となっているものの、正規職員は17:00までしかおらず、相談も17:00までしか行っていない。北区では、平日21:00まで、日曜日でも相談を受け付けており、相談窓口開館時間の拡充が必要である。

また、中間支援組織<sup>3</sup>として、活動団体育成支援に関すること、また、関心が高まっている企業CSR活動との橋渡し役となるための専門性を高めることが重要である。さらに、このような活動を地域会議にいかにつなげていくかが今後の課題と考えている。

## ④行政内の縦割りについて

現在各部署において、ボランティアの育成を行っているものの、その情報が集約されていない状況になっている。情報の有効活用により、ボランティア活動やネットワークの充実を図っていくことも課題と考えている。

---

3 中間支援組織とは、行政と地域の間にとって様々な活動を支援する組織のこと。多くはNPOへの支援などを主目的として発足しているケースが多い。それらの多くはNPOの整備のための相談窓口などのセンター的機能を持つ。インターメディアリー（intermediary）とも呼ばれる。



## 地域デザインフォーラム視察報告 (大阪府池田市)

日 時：2010年8月31日（火）10：00～12：20

会 場：池田市役所（大阪府池田市城南1丁目1番地1）  
3階会議室

説明者：（池田市）

豊福幸市総合政策部分権担当監

出席者：（大東文化大学）

中村昭雄政治学科教授 浅野美代子法律学科教授

大杉由香環境創造学科准教授

（板橋区）

大澤宣仁板橋東清掃事務所長 宮津毅再開発課係長

村山寛子生きがい推進課係長

視察目的：地域分権について先進的な取組みを行っている池田  
市を視察し、「地域コミュニティ推進協議会」の「予算  
提案制度」等について学び、板橋区の地域会議を効果  
的に立ち上げ、運営するための参考とする。

---

### 1 池田市の概要について

#### （1）市の規模等の比較

今回視察した池田市は、大阪府の北西部に位置し、大阪府の中心部とは阪急宝塚線で結ばれている。市内には石橋駅と池田駅の2駅がある。また、大阪国際空港（伊丹空港）と自動車メーカーのダイハツの本社があり、インスタントラーメン発祥の地でもある。以下に、池田市と板橋区の概要を記す。

	池田市	板橋区
市（区）制施行	S14.4.29	S7.10.1（東京市板橋区） S22.3.15（特別区）
面積 （平方キロメートル）	22.09	32.17
人口（人）	104,048 （H22.4.1 付）	536,778 （H22.4.1 付）
職員数（人）	1,187 （H22.4.1 付）	3,634 （H22.4.1 付）
議会議員数（人）	24 （H22.4.1 付）	45 （H22.4.1 付）
平成 22 年度 一般会計予算（千円）	35,185,000	178,760,000

## （2）自治会・町内会等の概要

池田市の自治会・町内会組織等の概要について板橋区と比較すると、以下のとおりとなる。

池田市の自治会加入率は低く、約 4 割に過ぎないことがわかる。

	池田市	板橋区
組織数	123 団体 18,037 世帯 （H22.4.1 付）	222 団体 265,184 世帯 （H21.10.1 付）
世帯数	46,106 世帯 （H22.4.1 付）	276,631 世帯 （H21.10.1 付）
組織率（％）	39.09 （H22.4.1 付）	- （公表無し※）
小学校数（校）	11 （H22.4.1 付）	53 （H22.4.1 付）
中学校数（校）	5 （H22.4.1 付）	23 （H22.4.1 付）

※ 板橋区では、町会・自治会の組織率については公表していない。

## 2 池田市の地域分権に向けた取組みについて

今回視察した池田市では、「自分たちのまちは自分たちでつくろう」の旗印の下、全国の自治体の中でも先駆的な施策で「地域分権」の確立を目指している。その中でも特徴的な取組みが、一定額の予算提案権が地域住民に与えられる「地域コミュニティ推進協議会」の立ち上げである。以下、今回の視察で把握できた地域コミュニティ推進協議会の概要について報告したい。なお、2では、地域コミュニティ推進協議会が立ち上がり始動するまで、また、3では、地域コミュニティ推進協議会の仕組みと、実際に立ち上がってからの活動等について報告することとする。

### (1) 地域コミュニティ推進協議会の設立まで

池田市では、倉田市政のもと、平成18年4月に「池田市みんなでつくるまちの基本条例」(自治基本条例)を制定。平成19年4月、マニフェストに「地域分権条例」の制定を掲げた倉田市長が4期目の当選(無投票)を果たしたのを受け、同年6月の定例市議会で「池田市地域分権の推進に関する条例」が全会一致で可決成立した。これにより、「地域コミュニティ推進協議会」の本格的な導入に向けて動き始めている。

池田市におけるこれら地域分権の流れには、二つの要因があると池田市の豊福分権担当監から説明を受けた。一つ目は、近隣の豊能(とよの)町との合併協議の中で、合併特例法の特例措置による地域自治区の考えを、市内のコミュニティ形成に生かせないかという発想からスタートしたこと。なお、この合併協議会は、平成16年4月に設立、7回の協議を経て同年12月に解散。結局、合併には至らなかった。二つ目は、池田市には総務省から2年ごとに部長(総合政策部長等)が出向しており、任期ごとに一定の足跡を残して帰るのが常で、先進的な取組みが継続されていたということである。

しかし、更にその根底には、倉田市長の存在があったと考えられる。倉田氏は、池田市生まれで関西大学法学部卒業。池田市職

員から池田市議へ轉身し、市議を連続5期務めた後に池田市長に当選している。この経歴の中で培われた「税」と「地域分権」に対する考え方、具体的には「納税者の権利は何だろうか?」というところから「市民（納税者）が納めた税金の一定額を、地域の問題解決などに活用できるように、市に対する予算提案権（予算編成要望権）を持たせる。」という発想に至ったものと考えられる。この発想は、市長自身も認めているとおり、まさに市長の「思いつき」であるが、何とも素晴らしい思いつきである。

さて、話を元に戻すが、平成19年6月の条例制定前後から同じ年度の翌年3月の当初予算案成立までの動きは、実にスピーディーであった。

まず、条例制定にあたって、5月に「池田市地域分権の推進に関する条例（案）」へのパブリックコメントを実施して議会提案要件をクリアしつつ、「池田市みんなで作るまち推進会議」を2回開催し、協議会の下地を作っている。

条例制定後の7月からは、新しい制度に関する地域説明会を開催（27回・798名参加）した上で、地域コミュニティ推進協議会の準備委員を公募（465名の応募）している。また、これにあわせ、無償ボランティア（＝超過勤務手当は一切支払われない）となる地域サポーター職員も庁内公募（67名の応募）している。なお、市職員のうちの市民の割合は約50%とのことであった。

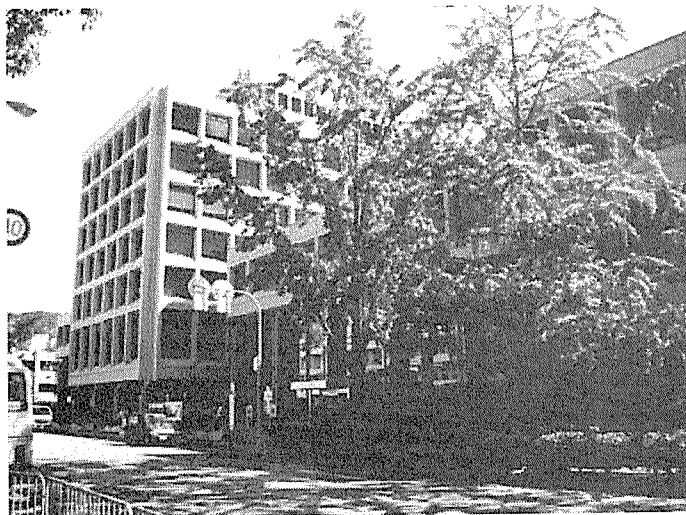
こうした素早い動きにもかかわらず、協議会の準備委員会を経て、9月下旬から10月中旬にかけて、市内の11小学校区全てで地域コミュニティ推進協議会が成立した。この要因として、①それぞれの地域に「キーマン」がいた ②地域間の「競争意識」で次々に協議会が立ち上がったことが考えられるとの話であった。

## (2) 市議会における予算提案制度の予算案可決まで

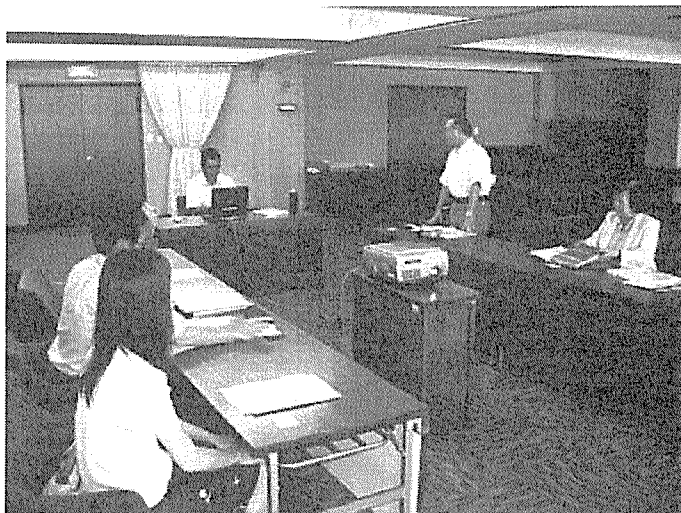
協議会が立ち上がった後も、部会の設置、ワークショップやフィールドワークなどを実施して各協議会内部で予算提案に向けた議論を重ね、12月初旬には全ての協議会から市に対して予算提案（計55件、68,514千円）がなされている。

この提案を受けて、市で予算査定を行っている。副市長査定、市長査定を経て、58件、68,523千円の予算案が確定。この案をもって3月の定例市議会に上程し、可決成立となった。

市長当選からわずか1年で、条例制定⇒協議会設立⇒予算提案⇒予算案可決に至っている。この市の性急な動きに対して、市民がついてきたことは、通常の自治体にとっては異例なことと思われる。池田市の説明によると、当初こそ「市はいったい何を始めたんだろう?」とか「市がやるべきことを、何で市民にやらせるのか?」というような市民の反応があったとのことである。その一方で、短期間のうちに市民の合意が得られた要因として、各推進協議会の委員（市民）が、既存地域（地縁）団体である自治会等（市民）に自主的に説明に行ったことを挙



池田市役所外観



視察風景

げていた。他方、市役所が同じ説明に行っても、なかなかまとまらないとの話であった。

また、小学校区をベースに協議会を立ち上げたことについても、利点があったということである。協議会を小学校区よりも大きな区域で立ち上げると、一協議会あたりの委員の人数が増え、意見がまとまりにくくなる。委員の人数は50人くらいまでが限界であろう、という説明を受けた。

なお、地域サポーター職員の公募にあたっては、原則自分で手を挙げさせた。(実際には、自発的応募者は5割で、残りの5割は強制とのこと。) また、自分で好きな地区を選ばせたとのこと。市職員のうち約50%が池田市民ということだが、自分の居住地区を選んだ職員と、別の地域を選んだ職員とがいたとのことである。

### 3 地域コミュニティ推進協議会について

倉田市長の掲げる「地域分権＝自分たちのまちは自分たちでつくる」を実現するための具体的な仕組みである地域コミュニティ推進協議会制度の概要と、実際に各協議会が立ち上がって

からの活動等について、以下に記す。

## (1) 制度の概要

### ①「地域コミュニティ推進協議会」とは

地域の課題を解決すること、地域の共通の利益になること、地域で考えた方がより良い効果が期待できること、地域の共通する資源・活動を生かすことにより、暮らしやすいまちづくりを実現することを設置の目的にしており、市内の小学校区（11 校区）ごとに設立するもの。

それぞれの地域に既存の自治会、PTA、地区福祉委員会やボランティア団体等の各種団体と地域住民が連携・協力するため、協議会が各種団体のネットワーク化・相互補完を図り、個々の団体だけでは取り組めない広域課題について対応する。

この協議会には、地域の課題やニーズに合った事業を市に予算提案する権限が与えられており、当面の予算提案額は個人市民税（約 70 億円）の 1 %（約 7,000 万円）を総額としている。1 協議会（小学校区）あたり 600 万円から 700 万円の予算の事業を提案できることとなる。

なお、上記のほかに、市が現在行っている事業を市との協定により実施したり、自主活動を実施したりすることも可能となっている。

### ②「地域コミュニティ推進協議会」設立の流れ

池田市では、協議会設立の流れについて、次のように捉えている。なお、協議会の設立については「住民自治」の基本的なあり方として、市では支援する体制を取っているが、あくまでも住民による自発的な設立であり、強制的なものではないとしている。

ア 市による校区説明会

校区は、市内の小学校区 11 校区

イ 市による協議会設立の準備委員公募

地区内に居住する者、地区内で活動する者であれば、誰でも応募可能

ウ 公募委員による設立準備

地域間等の公正・公平の確認、設立に向けての検討など

エ 地域コミュニティ推進協議会の設立

設立総会を開催し、代表者等役員の選任、組織・規則の制定など

オ 地域課題の抽出

防災・防犯、子育て支援、地域福祉、公園管理など

カ 事業提案、自主活動の実施

市に対して事業の予算提案、協定による市事業の実施、自主活動の実施など

### ③「地域コミュニティ推進協議会」設立のメリット

池田市では、協議会設立のメリットについて、次の5つを挙げている。

ア 地域の一体性が確保される

住民や地域の各種団体が連携することで、地域に一体感が生まれる。

イ 地域活動の相乗効果が期待できる

各種団体の活動を連携させることで、それぞれに刺激を与え合い、よりよい活動に発展する。

ウ 地域内の課題解決が可能になる

住民や各種団体が連携することで、解決できなかった課題が解決できるようになる。

エ 効率的な役割分担が可能になる

地域内の人材を適切に配置したり、団体相互の人材活用等により、効率的な役割分担が可能になる。

オ 一定額の予算提案権が与えられる

住民が納めた税金の一定額を、地域の課題解決など地域住民のために活用できるよう、協議会に市に対する予算提案権を渡す。



#### ④ 地域サポーター職員

池田市では、地域サポーター職員について、次のように捉えている。

##### ア 地域サポーター職員の身分等

- ・各地域に4～6名の職員を兼務辞令により配置
- ・任期は1年間
- ・原則としてボランティア活動とする  
(協議会の市民委員もボランティア活動であることと整合性を図るため)

##### イ 地域サポーター職員の役割

- ・協議会設立、運営の初期支援
- ・予算提案のほか、地域の自立や活性化のための助言
- ・地域の課題解決、活性化のために必要な情報の提供
- ・地域の課題、予算提案の考え方等を庁内所管部局へ伝達 など

##### ウ 地域サポーター職員からの意見（平成22年5月アンケート実施）

〔良かったこと〕

- ・地域の人たちと、直に話ができる良いきっかけとなる
- ・他部署の職員と話をするきっかけとなる

〔辛かったこと〕

- ・会議の出席に対して負担を感じる
- ・担当業務との兼ね合いが難しい
- ・仕事が遅いなど苦情を言われる
- ・地域と市との板挟みの立場になる など

また、平成20年度から平成22年度までの3年間に、各協議会から予算提案された事業の概要についてであるが、事業は大きく6つに分類されており、①安全・安心②福祉③環境④広報⑤コミュニティ振興⑥その他となっている。

以下に、平成20年度（実施初年度）から平成22年度までの

取組みを記す。

## (2) 平成 20 年度 (実施初年度) の取組み

平成 20 年度の予算提案事業は、33 事業 58 件で、予算額は 68,523 千円である。

事業の内容としては、安全・安心に関するものが多いのが特徴である。平成 13 年 6 月に発生した大阪教育大学附属池田小学校児童等殺傷事件の影響も大きいと思われる。街路灯強化事業 (20 W→36 W 照度アップ)、安全パトロール実施 (青パト等) 事業、AED 設置事業などが実施される一方、地域掲示板設置事業やコミュニティ紙等発行事業などの広報活動に関する事業も実施されている。

年度内に 3 回の協議会会長会議を開催し (4 月、9 月、11 月)、いずれも倉田市長自ら出席している。この会議は、情報交換の場というよりは、会長 (市民) からの協議会活動に対する要望等を聞く場となっているという説明があった。

10 月に「池田市地域分権制度」市民フォーラムを開催し、約 120 人の参加を得ている。この場で、11 協議会の活動報告と公開討論会が行われている。

## (3) 平成 21 年度の取組み

平成 21 年度の予算提案事業は、52 事業 81 件で、予算額は 71,261 千円である。

街路灯強化事業 (照度アップのほかブルーライト化も)、防犯カメラ設置事業、道路安全対策事業 (路側帯の内側を緑色にペイントする等) などの安全・安心に関する事業が主体だが、コミュニティ紙等発行事業や地域イベント支援事業なども行われている。

協議会会長会議は 20 年度に引き続き 3 回開催し (4 月、9 月、12 月)、いずれも倉田市長が出席している。また、各地域の協議会総会が 4 月から 6 月にかけて開かれ、11 協議会で 460 人の会員の参加があった。

池田地域と細河地域の協議会に、関西大学の学生（計8名）が参加している。市長が関西大学の出身であったことがきっかけで、高齢化対策として、委員ではなく研修生として協議会に参加。2月には、庁内における「研修成果報告会」で発表を行っている。

7月に、地域分権セミナーとして増田寛也氏の講演会「地方分権のゆくえ－自治体職員・市民に求められるもの－」を開催し、192名の参加を得ている。

12月から3月にかけて、「地域構想（地域の特徴とまちづくりの方向性）」を取りまとめるため、地域懇談会を地域ごとに開催し、「地域まちづくりカルテ」を作成している。

#### （4）平成22年度の取組み

平成22年度の予算提案事業は、55事業90件で、予算額は72,694千円である。

街路灯強化事業、AED設置事業、安全パトロール事業に加え、地域自主防災体制強化事業などの安全・安心に関する事業のほか、コミュニティ紙等発行事業、地域掲示板設置事業、地域イベント支援事業が予定・実施されている。3年を通じて、同様の事業が行われていることがわかる。

4月に、協議会会長会議を実施し、倉田市長も出席している。また、5月には、各地域の協議会総会が開かれ、11協議会で494人の会員の参加があった。

なお、平成22年度の新たな取組みとして、池田市担当監から説明を受けたので、以下に内容を記す。

##### ① 予算提案枠の拡大、新規ルールの作成

- ・各地域に、約300万円程度の予算提案枠の拡大を実施し、予算総額を約1億円とする。（平成23年度予算から。提案は平成22年度に行われる。）
- ・使い切り予算を防ぐための繰越金制度や、予算の人件費充当のためのルールなどを新たに作成。

② 地域の既存団体との連携・ネットワーク作り

- ・各地域の既存団体が、地域コミュニティ推進協議会が有する予算提案権を利用しながら、地域活動ができるように企画。これにより、地域コミュニティ推進協議会と既存団体との連携を図る。

③ 地域コミュニティリーダー養成講座の開催

- ・5回にわたり養成講座（対象者は協議会員だけではなく、市民全般）を開催。「地域分権の伝道師」を養成し、地域分権を草の根から根付かせる。

※なお、この講座については、次のとおり池田市の担当監から説明があった。

- ・協議会会長会議が「要望」の場であるのに対し、この養成講座は「情報交換」が主目的である。名称とは違い、リーダーを育成することに固執した講座ではない。
- ・参加者の年齢は、19歳から89歳と幅広い。
- ・協議会の委員だけでなく、市民も対象にしている。
- ・協議会委員の固定化、高齢化や地域の温度差（進んでいる地域と遅れている地域が出てきた）などが、講座立ち上げの背景にある。

④ 地域の将来ビジョンの作成

- ・第6次総合計画（平成23年度～）の策定にあわせて、「地域の特徴とまちづくりの方向性」を、地域コミュニティ推進協議会を中心に作成。
- ・いくつかの地域では、将来ビジョンを作成するための部会を設置し、検討を開始。

4 池田市における地域分権の効果と今後の課題について

池田市が捉えている「地域分権」の効果と今後の課題については、以下のとおり。

## (1) 「地域分権」の効果

## ① 多様な地域ニーズを踏まえたきめ細かな行政サービスの提供が可能に

- ・役所のサービスは、公平性・公正性を重視するため、一律的・画一的なサービスしか提供されない弊害がある。
- ・地域の課題を一番よく知っている地域住民が予算提案・事業実施を行うことにより、きめ細かな、かつ住民満足度の高いサービス提供が可能に。
- ・これは、国と地方自治体の関係と同じ。(今後は、地域ニーズを一番よく把握している基礎自治体に権限・財源を委ねていくべきである。⇒「地方分権」)

## ② 「自分たちのまちは自分たちでつくる」という「住民自治」の実践

## ○地域コミュニティの再生・復活

- ・地域における高齢者世帯や子育て世帯の支援、防犯・防災等、山積する課題を行政が全て担うことは財政的にもマンパワー的にも不可能⇒地域コミュニティを核として取り組まざるを得ない時代。

## ○「お任せ民主主義」からの脱却

- ・社会保険庁の年金管理のずさんさ、後期高齢者医療制度の問題、夕張市の財政破綻など、「お任せ民主主義」のままだと、そのツケは市民が払わされる。
- ・市民が行政について、適切に監視（モニタリング）する意識改革が必要。

## ③ 市役所のスリム化・経費削減効果

- ・これまで市役所が担っていたサービスの一部を、地域が担っていく。
- ・これにより、市の職員数の削減と同時に人件費を削減。事業費も削減。

## (2) 「地域分権」の今後の課題

### ① 「地域分権」活動の裾野をどう広げるか

平成 20 年度に実施した「協議会会員意識調査」(11 協議会、30 名ずつに配布。回収率 60.3%)によると、男性の割合が 62.8%、60 歳代以上が 65.4%。

協議会の役員及び出席メンバーが固定化。

### ② 「地域分権」の P R 活動

平成 20 年度に実施した「市民意識調査」によると、地域分権の取組みの認知度は 24.9%。

マスコミへの P R、各協議会の広報活動の支援、公開討論会等の開催などが必要。

### ③ 地域の自主事業をどう実効性のあるものにするか

ボランティアにより成り立っている事業について、継続的な活動を不安視する声がある。

せめて、お弁当代・お茶代等を予算化させて欲しいとの要望がある。

自主事業により、収入があった場合の当該収入の扱いについて検討が必要。

### ④ 地域の既存団体との連携・ネットワーク作り

既存団体との住み分けを危惧する声があり、各事業を通して協働で取り組めるシステムの定着が必要。

### ⑤ 中長期的な地域の将来ビジョンの作成

場当たり的な事業提案であれば、提案事業はすぐに行き詰ってしまう。中長期的なビジョンを設け、当該ビジョンに沿った提案を行っていく必要がある。

究極的には、ハード整備も含めた事業計画を立てる必要がある。

### ⑥ 予算提案枠の拡大・予算の交付金化

ハード整備も含めた予算提案をしてもらうためには、予算提案枠を拡大する必要がある。最終目標は 1 校区 1 億円。

ただし、地域分権により、高コスト体質の行政から地域への予算提案・執行のシフトに伴う行革効果を生み出す必要が

ある。

#### ⑦ 協議会活動の拠点づくり

細河地域コミュニティ協議会が旧池田市消防団細河分団格納庫（みどりの郷）を、北豊島地域コミュニティ推進協議会が旧北豊島公民館を、それぞれ活動の拠点として利用中。他の協議会についても、活動の拠点をつくっていく必要がある。

#### ⑧ 地域サポーター職員のあり方

これからは、むしろ人数を減らし、地域住民自ら事務局運営を担っていく力をつける必要がある。

## 5 まとめ

池田市が地域分権改革に取り組んだ背景には、池田市の財政状況悪化があった。バブル崩壊後の平成10年度には、経常収支比率が全国でワースト2となっている。この危機的状況を招いた原因として、①人件費が高かった ②市立病院を持っている ③ゴミ処理は全て直営であったことが挙げられるとの話であった。平成7年に初当選した倉田市長は、平成9年から数度の大胆な行財政改革を策定・実行しているが、これは、裏を返せば、行財政改革を実行しなければ市政を立て直すことができなかった、と言うこともできる。この行財政改革の市長4期目の到達点が「予算提案権を持った地域コミュニティ推進協議会」制度なのであろう。

今年度で本格実施から3年目を迎えた「地域コミュニティ推進協議会」の成功の要因は何か。池田市担当監は、市民に「満足感」・「達成感」があることを一番の理由として挙げている。地域分権を名ばかりのものにしないために、倉田市長は、納税者である市民に、税の一定の割合について支配する権利（予算提案権）を移譲することを考え、実行した。これを受けた市民は、自らの生活に密接に関わる地域の課題について、自らが提案した事業を実施することにより、解決する喜びを覚えた。この「満足感」・「達成感」こそ、市民を行政参画へと誘う肝の部分である。各協議会の委員は、自らの事業実施のため、既存

地域（地縁）団体の自治会に、自主的に説明に行くという。市民が、市民に対して、身近な市政の実現のために、自主的に動くのである。市長が4期目の市長選に立つときに掲げた「池田市に何かを求める前に、大好きな池田の町のために、あなたは何かができますか。大好きな池田のために何ができるかを考えましょう。」という地域分権の問いかけに、身をもって応えるものとなっているのである。

この制度を、板橋区の地域会議に導入できるであろうか。もし導入可能とすれば、どの段階で組み入れ、その提案はどの時点であるのか。今後、分科会の中で論議しながら、検討を重ねる必要がある。また、一定の方向性が固まれば、地域会議の担当部署である区地域振興課に対して提言することも検討したい。



## Ⅱ 第2分科会活動経過

### ■ 2009（平成21）年度 活動経過

回	日付	場所	内容
第1回	9月12日（土） ～13日（日）	ホテル・ヘリテイジ（合宿）	1. 研究テーマの設定 2. 今後の研究活動について
第2回	10月2日（金） 18:20～20:30	大東文化大学板橋校舎2号館 7階国際比較政治研究所	1. 「板橋区住民満足度調査」（区政策企画課）の調査票について 2. 「社会参加に関する意向調査」（区生きがい推進課）について 3. 板橋区政における参加・協働の実態について（板橋区側研究員より） 4. 他自治体での参加・協働の実態について（板橋区側研究員より） 5. 自治力UP推進協議会報告書について（大学側研究員より）
第3回	11月13日（金） 18:20～20:30	大東文化大学板橋校舎2号館 7階国際比較政治研究所	1. 「社会参加に関する意向調査」（区生きがい推進課）について 2. 「板橋区住民満足度調査」（区政策企画課）の進行状況について 3. 参加・協働に関する論文について 4. 今後の研究の方向性について
第4回	12月4日（金） 18:00～19:00	大東文化会館 4階 401教室	1. 今後の研究の方向性について（住民主導班・行政評価班の設置）
視察	2月9日（火） 10:00～	葛飾区役所 地域振興課	提案制度・協働事業評価制度
視察	2月9日（火） 14:30～	（財）世田谷トラストまちづくり トラストまちづくり課	まちづくりセンター事業
視察	2月16日（火） 13:30～	山梨県都留市役所 政策形成課	事業仕分け
視察	3月4日（木） 13:30～	兵庫県宝塚市役所市民協働推進課 ・中山台コミュニティ	まちづくり協議会
視察	3月5日（金） 10:30～	兵庫県神戸市 新開地まちづくりNPO	参加と協働のまちづくり
視察	3月5日（金） 15:30～	滋賀県高島市役所 政策調整課	事業仕分け
第5回	3月12日（金） 18:00～20:00	大東文化会館 4階 403教室	1. 今後の分科会の開催予定について 2. 地域デザインフォーラムのホームページの更新について

## ■ 2010（平成 22）年度 活動経過

回	日付	場所	内容
第 1 回	4 月 9 日（金） 18：00～20：30	大東文化大学板橋校舎 2 号館 7 階国際比較政治研究所	1. 視察結果の報告 2. ホームページの修正について 3. 今後の予定について
第 2 回	5 月 14 日（金） 18：00～19：30	大東文化大学板橋校舎 2 号館 7 階国際比較政治研究所	1. 視察・ヒアリングの実施 2. ホームページの更新について
視察	6 月 3 日（木） 18：30～	板橋区政策企画課 （区本庁 303 会議室）	板橋区における自治力 UP、自治基本条例、行政評価
視察	6 月 13 日（日） 8：00～	グループけやき、花作りグループ さくらの会（けやきの公園）	前野町の区立「けやきの公園」の里親事業
視察	6 月 16 日（水） 14：00～	南ときわ台民間交番 管理運営委員会（森の番所）	民間交番「森の番所」
視察	6 月 26 日（土） 10：00～	埼玉県所沢市	事業仕分け
第 3 回	7 月 9 日（金） 18：00～20：30	大東文化大学板橋校舎 2 号館 7 階国際比較政治研究所	1. 区内協働団体等の視察・ヒアリング結果の報告 2. 「板橋区経営革新諮問会議」、「自治基本条例区民ワークショップ」の状況について
視察	7 月 24 日（土） 9：15～	埼玉県川越市	事業仕分け
第 4 回 （視察）	8 月 17 日（火） 17：00～19：15	板橋区地域振興課 （区本庁 303 会議室）	1. 地域会議の関連の取組みについて 2. いたばし総合ボランティアセンターについて
視察	8 月 30 日（月） 14：00～	岡山県岡山市 行政改革推進室	事業仕分け
視察	8 月 31 日（火） 10：00～	大阪府池田市政策推進課	地域コミュニティ推進協議会
第 5 回	10 月 8 日（金） 18：00～20：15	大東文化大学板橋校舎 2 号館 7 階国際比較政治研究所	1. 報告書について
視察	10 月 16 日（土） 9：00～	埼玉県ふじみ野市	事業仕分け
意見交換	10 月 29 日（金） 18：00～	区本庁 303 会議室	板橋フォーラムとの意見交換
第 6 回	11 月 12 日（金） 18：00～20：00	大東文化大学板橋校舎 2 号館 7 階国際比較政治研究所	1. 報告書に関する第 2 分科会全体打合せ 2. 「住民主導」班／「行政評価」班ごとの打合せ
第 7 回	12 月 10 日（金） 18：00～	大東文化会館 4 階 401 研修室	報告書に関する第 2 分科会全体打合せ

### Ⅲ 第2分科会研究員名簿

#### ■大東文化大学

氏名	所属・職名
浅野 美代子	法学部法律学科教授
大杉 由香	環境創造学部環境創造学科准教授
中村 昭雄	法学部政治学科教授
東田 親司	法学部政治学科教授

#### ■板橋区

氏名	所属・職名
大澤 宣仁	資源環境部板橋東清掃事務所長
柏田 真	健康生きがい部健康推進課計画調整係主任主事
宮津 毅	都市整備部再開発課公共事業担当係長
村山 寛子	健康生きがい部生きがい推進課高齢者支援係長

## 執筆者一覧

中村 昭雄（大東文化大学法学部政治学科教授）

……………はじめに、第3章1

大杉 由香（大東文化大学環境創造学部環境創造学科准教授）

……………第3章2、おわりに

宮津 毅（板橋区都市整備部再開発課公共事業担当係長）

……………第1章1（5）、第1章2、第2章2・3、付属資料I 6・9

村山 寛子（板橋区健康生きがい部生きがい推進課高齢者支援係長）

……………第1章1（1）～（4）、第2章1・4・5、付属資料I 7

柏田 真（板橋区健康生きがい部健康推進課計画調整係主任主事）

……………付属資料I 1～5・8、付属資料II、付属資料III

---

---

地域デザインフォーラム・ブックレット No.22  
住民主導によるまちづくりの促進

---

---

編集 大東文化大学・板橋区 地域デザインフォーラム第2分科会

発行者 大東文化大学 地域連携センター

〒175-8571 東京都板橋区高島平 1-9-1

電話 03-5399-7350 FAX 03-5399-7850

URL : <http://www.daito.ac.jp/designforum/index.html>

発行 2011年3月15日

